

## 第五十五回国会 大蔵委員会 議議録 第十六号

昭和四十二年五月二十三日(火曜日)  
午前十時三十六分開議

## 出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

足立 篤郎君

奥野 誠亮君

鯨岡 兵輔君

小宮山重四郎君

笹山茂太郎君

永田 亮一君

村上信二郎君

山中 貞則君

阿部 助哉君

廣沢 賢一君

堀 昌雄君

柳田 秀一君

横山 利秋君

永末 英一君

出席國務大臣

大蔵大臣

水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官

小沢 長男君

大蔵省主税局長

國税庁長官

労働省職業基準

労働省職業訓練

局長

厚生省医務局長

立療養所課長

加倉井駿一君

和田 勝美君

有馬 元治君

出席者

委員外の出席者

事官 自治大臣官房参考人 倉橋 義長君

自治省選舉局管

理課長 鈴木 博君

自治省稅務局府

県稅課長 石川 一郎君

参考人(税制調査会長代理) 松隈 秀雄君

参考人(税制調査会長代理) 幸君

参考人(税制調査会長代理) 孙一君

参考人(税制調査会長代理) 北野 弘久君

参考人(税制調査会長代理) 茂木 誠陸君

参考人(税制調査会長代理) 小野 伸

参考人(税制調査会長代理) 佐藤 光三君

専門員 抜井 光三君

参考人(税制調査会長代理) 佐藤 光三君

律案を議題といたします。

本日は、参考人として税制調査会会长代理の松限秀雄君、日本大学助教授の北野弘久君、全国青色申告会総連合税制委員長の茂木誠陸君がそれぞれ御出席になつておられます。

参考人各位には御多用中のところ御出席をいた

だき、まことにありがとうございました。

本委員会におきましては、税制改正各案につき

まして審査を行なつておるのであります。

参考人各位におかれましても、何ぞ本日は忌憚のな

い御意見をお述べいただきますようお願いを申し

上げます。

まず、参考人の方々より十分程度ずつ御意見を

お述べいただき、そのあと委員各位より質疑を行

なうことといたします。

なお、この際申し上げておきますが、参考人の

方々の御都合もございまして、本日の参考人等と

の意見交換は、おおむね正午過ぎくらいに終了を

いたしたいと存じますので、委員各位におかれま

しても、あらかじめ御了承をお願い申し上げま

す。

まず、松隈参考人からお願いをいたしました。

○松隈参考人 衆議院大蔵委員会におかれましては、所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第八四号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第八四号)

四十二年度税制改正大綱についての答申を取りまとめて内閣總理大臣に提出いたしました。

四十二年度の税制改正は、ただいまも申し上げました長期税制のあり方についての中間答申を受けおり、かつ、税制簡素化についての第一次答申を受けたものであります。本年に入りまして、

二月十七日に、昨年暮れの四十二年度税制改正大纲についての答申をさらに具体化いたしました昭和四十二年度税制改正に関する答申を取りまとめまして、翌二月十八日、これを内閣總理大臣に提出した次第でございます。

政府におきましては、税制調査会の答申をほぼ全面的に受け入れられまして、今回の改正法律案の提出となつておる次第でございます。

税制調査会としての四十二年度税制改正に関する考え方を申し上げますと、まず減税規模が問題になったのでございます。減税額は多ければ多いほど国民から受け入れられやすいのでございま

すが、税制調査会としては、やはり国全体の歳入状況それから歳出の状況も考慮いたす必要があ

ります。しかも、四十一年度において史上空前とい

ります。しかも、四十一年度において史上空前

もいうべき大減税が行なわれた直後の四十二年度

であること、それから四十二年度において、税の自然増収は四十一年度よりもやや増大いたしましたが、なお八千億円にのぼる公債を出すというよ

うな状況にありますので、四十一年度の減税額もいたしまして、国税の減税額

よりは内輪目のものといたしまして、国税の減税額は平年度で一千四百五十億円程度のものに取りま

とめた次第でございます。

その減税の内容といたしましては、所得税減税に中心を置きました各種控除の引き上げを行ないました。夫婦子三人のいわゆる標準家族、しかも

給与所得者の場合には、課税最低限が六十三万円程度でありますものを、平年度で約七十四万円

程度であります。昭和四十二年五月二十三日

二月二十六日に、長期税制のあり方についての中間答申、税制簡素化についての第一次答申、昭和

四十二年五月二十三日

所得については五百万円までは税がかからないようになるといったよなことが中心でございまして、企業減税につきましては、減税規模との関係もござりますし、それから四十年度、四十一年度に法人税の税率を引き下げておりますので、四十年度は、企業減税の中心をなすところの法人税の課税のあり方について根本的な検討を終了して、結論を得るというまでに至つておりますので、四十年度は、企業減税の中心をなすところの法人税の課税のあり方について根本的な検討を終了しました。それから現下の経済情勢から中小企業対策に留意をいたしました。

租税特別措置法の改正といたしましては、科学技術の振興、輸出振興、社会開発等の点に重点を置いております。なお、交際費の課税については、その期限を延長するとともに、内容を経済情勢にできるだけ合うようなふうに改正いたしております。利子、配当の特別措置につきましては、三月末をもって期限切れとなるのであります。これにつきましては、税制調査会でも議論がなかなか多かつた次第でございます。十二月の答申においては漸進的にこれを改正するという抽象的な書き方をいたしましたが、二月十八日の答申といつしましては、利子、配当の課税率、利子の一〇%は一五%に、配当の源泉選択をした場合の一五%の税率は二〇%に、それぞれ五%引き上げ、そして二年間その措置を据え置く、こういう答申をいたしております。

先ほども申し上げましたように、政府は税制調査会の案をほとんど全面的に受け入れられております。それに多少の修正を加えております。

一例を申し上げますれば、所得税であれば里子扶養親族の範囲に追加するとか、あるいは少額貯蓄非課税限度の改正を行なうといったよなことがございます。それから税制調査会は、相続税についても、昨年基礎控除あるいは税率等の改正を行なった直後でありますので、四十二年度は一応その改正を見送つたのであります。政府におきましては、配偶者に対する相続税の軽

減、生命保険金並びに死亡退職金の非課税限度の改正並びに簡素化の措置等を導入するための相続税法の改正を追加しております。法人税においては大体税調の案どおりであります。法人税においては、八十三万円は手直しがざるを得ない、こう清算所得に対する課税方式の変更等、税制調査会の案に追加しておるものもございます。租税特別措置法は、これも大体税制調査会が方向づけをしたところに従つて、それを具体化しておるのであります。その後の経済情勢に伴いまして、さらには森林計画特別控除制度の導入等、時局の要請に応じて新しく追加しておるものもございます。なお、利子、配当の特別措置については、税制調査会の案どおり税率はそれぞれ五%の引き上げといたしましたが、期限が税制調査会の答申は二ヵ年であるのを一年延長して三ヵ年とするという程度の変更をいたしておられます。

これらの結果、政府案は税制調査会の案よりも減税額が平年度で約百億円程度ふえまして、先に申し上げました税制調査会の案の千四百五十億円が千五百五十三億円程度になつております。

たゞたび申し上げますとおり、政府の原案は税制調査会の案をほとんど全面的に受け入れておられますので、税制調査会に関係いたしました私といたしましては、目下政府が提出いたしておられる税制改正に関する改正法律案が、国会の御承認を得て成立することを希望するものでございます。

なお、最後にちょっとつけ加えますと、税制調査会は六月の下旬ごろから再開いたしまして作業を行ないたします。そして、長期税制のあり方にについての最終答申を取りまとめ、また四十三年度にそのうちのどの程度の部分を実施するかといたことをきめるとと思うのであります。今後の間題となる点といたしましては、一、二申し上げますと、たとえば所得税の課税最低限といたしまして、夫婦子三人の場合に、目下御審議をい

になつておりますが、税制調査会の長期税制中間報告では八十三万円を一応打ち出しておるところが、すでにもう七十四万円まで実現しておるところは、八十三万円は手直しがざるを得ない、こうよつて計算する旨の基本規定が設けられることになりましたが、実は、現行法のもとにおきまつておりますが、その後の経済情勢に伴いまして、さても、そのように解せられるのであります。その意味におきましては、この規定は確認的な規則であります。この規定が税務行政の実務におけるよりも学説判例の展開にゆだねたほうがいい感じを持つております。国会等の議論を拝見いたしますと、百万円という一応の目安が出ておられます。これが何年間で実現するかというようなことが今後のお研究課題になると思うのであります。

それから法人税については法人税の基本的な仕組み、つまりシャウプさんの考えた法人操縦説的な考え方を根本的に変えるかどうか。一つの考え方として、法人税を法人そのものの負担と見るとどうの程度に具体化するかとが研究されると思ふのであります。

なお、間接税の改正は、四十二年度ほとんど手をつけておりませんが、間接税についても、各税の比率の問題等も検討を要することと考えております。

なお、間接税の改正は、四十二年度ほとんど手をつけておりませんが、間接税についても、各税の比率の問題等も検討を要することと考えております。

租税特別措置については、その基本方針は、不必要なものを整理し、真にやむを得ないものを導入するという考え方であります。租税特別措置の流れがえと申しますか、整理改廃も問題となると思うので、皆さん方の御意見を伺いまして、それを参考にして、何とかいい答申をまとめたい、かよう考えております。

冒頭にあたりまして、所轄の一端を申し上げた次第でございます。(拍手)

### ○内田委員長 ありがとうございます。

次は、北野参考人にお願いをいたしました。

○北野参考人 ただいま御紹介いただきました日本大学の北野でございます。

今回の改正法律案の中にも、幾ぶんと申しますが、かなりの面でメリットを認めないわけではございませんけれども、時間の関係上、税法学を専攻する学生の立場から若干の疑問点を申し上げました。私の責任を果たしたい、そういうふうに考え

ております。

まず、法人税法第二十二条の四項に、課税所得は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によって計算する旨の基本規定が設けられることになりましたが、そのように解せられるのであります。この規定は確認的な規定であります。この規定が税務行政の実務におけるよりも学説判例の展開にゆだねたほうがいい理由から、右の両者を法人段階で統合して課税するということに改められました。さらに昭和二十五年には、法人課税を廃止しまして、個人段階でみなし配当、みなし譲渡として課税する、そ

の後昭和二十八年には、現行法のことく、法人段階で一括して課税し、個人段階では一切課税しないということになつたわけあります。そして、今回また右のように改正するということになつたわけあります。

このような法改正の基本的な姿勢こそがきびしく国会で批判されねばならない、そのように考えております。もしその必要があるのであれば、なぜ、せつかくの昭和四十年の全文改定の際に行なわなかつたのか、そういう疑問が税法学の立場から起るのであります。なお、今回の改正は、現代税制に特徴的ないわゆる法人課税の論理の觀点から注意されねばならないことを指摘しておきたいと存じます。

次に、法人税法六十八条の所得税額の控除の制度は、昭和四十年の全文改定前は元本所有期間案分方式でありましたが、同年の改正で現行法のごとく改められたわけであります。しかるに、政令改正におきまして、わざか二年間で再びもとの全文改定前の案分方式に戻るということが伝えられております。また、法人税法六十条の契約者配当の損金算入の規定は、昭和四十年の全文改定の際に新設されたばかりの規定であります。今回その規定を改定しまして、損金算入の制限措置を講ずるということが予定されております。改定の内容の当否は別としましても、このよろ安易な立法姿勢は、法的安定性の見地から、きびしく批判されねばならない、そのように考へております。

少額貯蓄非課税制度の適用要件の緩和につきましては、人々の貯蓄の便に資するという利点のあることは否定し得ないところであると考えますけれども、このような緩和措置は、税制調査会の答申にもなかつたものでございまして、政治的な妥協の産物であると伝えられております。この措置に対しましては、税務行政の実際においては、事実において名寄せが不完全になる、不備になるという疑問が指摘されねばならないと考えております。

青色申告者の専従者給与の控除限度の廃止は、

非常に適当な措置と考えますが、この際、そもそも所得税法の五十六条の、親族が事業から受ける対価に関する原則規定自体が検討される必要があるております。そういうふうに考えるわけであります。市民法的な視角からいえば、この規定の持つ前近代性はきわめて顕著であると考えられます。なお、今回、青色申告の専従者給与と配偶者控除または扶養者控除との重複控除を排除する現行制度を改め、そのいずれかを選択することができるとする

ことが予定されておりますが、このよろな改正は、税法の簡素化明確化を目指としまして長期に行なわれるべきであつたと言わねばなりません。

所得税法六十七条の二におきまして、小規模事業者につきまして、現金主義による所得計算方法の導入が予定されておりますが、小規模事業者についてもいわゆる発生主義によることとしてもさして不都合はないと考えられます。所得課税法における所得計算の基本構造に影響を与えるこのよろな制度の導入につきましては、私どもはきわめて慎重であらねばならないと考えます。

次に、利子所得の源泉分離課税率、配当所得の源泉選択課税率、源泉微収税率がそれぞれ5%引き上げられるということ 자체は、租税特別措置の縮減のステップの一つとして注目されますけれども、そもそもこの措置の存続自体が、実は理論的の疑問があります。

租税特別措置は、一定の政策目的を達成するための手段として、租税のインセンティブ効果を活用しようとするとあります。それは負担公平の原則の阻害、総合累進構造の形骸化、タックスモーラルの低下、さらに一つの租税特別措置の承認は連鎖反応的に他の類似の特別措置の要求をもたらすというよろ多くのデメリットを持つものであります。政府の税制調査会もしばしば指摘しております。また、このようなデメリットがあるにもかかわらず租税特別措置が認められるために

は、少なくともそのデメリットをカバーするだけ

のメリット、すなわち政策的な効果がなければなりません。むしろ、個人可処分所得の伸長がないわけではありませんが、しかるに、実証的な研究によりますと、国民総貯蓄の増加と税制上の優遇措置との間にはほとんど相関関係はないといわれております。

そこで、個人可処分所得の伸長が、事業からも貯蓄の増加と密接な関係を持つております。つまり、貯蓄の増加のために、税制上の優遇措置よりも、諸控除の引き上げ等による一般減税を行なつて、可処分所得の増加をはかるのうが効果的である。そのよう言わなければなりません。

しかも、少額貯蓄非課税制度や、郵便貯金利子の非課税制度がござりますために、大衆の貯蓄はこれらの制度によつて十分カバーされていると考えられます。今回割引債の償還差益につきまして五%、しかも個人につきましては分離課税という、きわめて不徹底な形でありますけれども、ともかく源泉微収を行なうことにあります。

それから、試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除の特別措置等は、昨年導入されました資本構成改善、特定設備廃棄、合併助成の各特別措置と同じく、企業の体質改善のための赤裸々な直接的促進策でございますが、言うまでもなく、このよろな特別措置の積極的導入は、租税特別措置の縮減といろ観点から批判されねばならないと考えます。特別償却及び各種の準備金につきまして、損金経理の方式のほかに、いわゆる利益処分方式の導入を認めたことは、企業会計との調整という観点からは妥当であります。これにより、從来このよろな特別措置を利用することを遠慮していた企業も利用することができるようになります。つまり、企業会計との調整といろ観点からは妥当であります。昨今の税法の改正の姿勢は、明らかに憲法の要請する法的安定性、予測可能性の理念に反するものとなつてゐると言わなければならぬと思います。

税法改正がその場その場の作文的感覚でなされて然らず、過去のたび重なる税法改正の歴史を客観的に顧みて、はたして立案当局におきまして、税法はいかなる規範としてとらえられているのであります。

あるいはかくいう疑問を持ちます。税法はもはや單なる行政法規ではございません。税法は租税の領域における国民の基本権を担保する法であること

がもとと銘記される必要があると考えられます。

がもとと銘記される必要があると考へられます。

最後に、税制が財政経済政策に奉仕するには、憲法上の限界があるということあります。負担公平原則は、新憲法のもとにおきましては單なる財政学上の原則ではございません。憲法上の原則であるということでございます。私は、税法秩序は形式的にも實質的にも憲法を頂点とする法秩序に組み入れなければならないということを、過去の税制改正においてはもちろん、今回の税法改正においてもひしひしと感じております。そのためには、何よりも大蔵官僚機構を中心とします税法の立法過程自体におきまして、科学的な学問的なメスが加えられる必要があるのでないか、そういうふうに考えられるわけであります。

税法学徒として、たゞ重なる税法改正案に接するたびごとに、深夜研究室で改正条文を読みながら激しい怒りが込み上げてくることをこの機会に率直に申し上げまして、私の報告を終わらせていただきます。

○内田委員長 ありがとうございました。(拍手)

○茂木参考人 私、茂木でございます。

私は全国青色申告会総連合の税制委員長という仕事をやっております。したがつて、私のことから発言は、私個人のことばといふよりも、全國に現在約百二十万の青色申告者がおりますので、その代弁とお聞き取り願つてもけつこうかと存じます。

まず、今回の改正税法の中でわれわれが最も感謝し、最も賛成しますのが完全給与制の実施でございます。この完全給与制実施というにつきましては、もう十数年来、われわれ青色申告者は声を大にして唱えておつたわけでございます。たとえば所得税法五十六条、五十七条にあるあの規定は、私は現行憲法によつたら違反しているのではないかという考え方を持っておりました。と申しますのは、たとえ個人企業でありましても、妻が働き子供が働いて、その労働の対価とし

まして、質的にも量的にも適當な給料を払うことをなぜ法律で制限するのか、あるいは、払つてもこれを経費として認めないと青色申告の場合には幾ら幾らまで認めよう、こういうことに私は大きなか疑惑を持っておつたわけであります。ところが、今回の改正案によりますと、完全給与を認めようということで、これは当然のことではあります。ですが、われわれ青色申告者としますと、長年の願望を達した、こうしたことになります。ただこの際、これが政令で出ますか何で出ますかわかりませんが、たとえば給与支払いの届けを出せとか、あるいは給与の額が多いとか少ないとかいう問題が今後に残ると思うのでございますが、これはあくまでもわれわれ青色申告者が良心的に考えました。最近はあまりないようでございます。われわれ青色申告者もこの前例がありますので、決してむちやな給与の支払いはいたしません。

それから、給与所得に対する今回の改正でございますが、標準家族五人でございます夫婦子供三人、これまで今回改正されると約七十四万円まで非課税になるという、これにつきましても私は大賛成でございますが、でき得べくんば、この限度をもつと上げていただきたい。これは改正意見としまして後ほど述べたいと思います。

それから、相続税法の改止点でございますが、これは当然私二分二乗という観念を持っておりましては、もう十数年来、われわれ青色申告者は声を大にして唱えておつたわけでございます。たとえば所得税法五十六条、五十七条にあるあの規定は、私は現行憲法によつたら違反しているのではないかという考え方を持つておりました。と申しますのは、たとえ個人企業でありましても、妻が働き子供が働いて、その労働の対価となる大賛成でございます。

今回の改正の中であれわれ個人企業に直接関係があるという点につきましては、大部分においては私は大賛成なのでございますが、まだいま少し

こういう点を改正できないものかという希望条件を少し申し述べてみたいと思うのをございます。

まず、事業主報酬という問題でございます。これは長年、これら専従者給与の制限撤廃とともに事業主に報酬を与える。ことばの上からいきますが、事業主に報酬を与える。ことばの上からいきますと、自分の事業で自分が報酬をもらうと何か妙なような感じをお受けになると思うのでございますが、われわれの所得の中には、結局、投資した資本から発生する利益、それから事業主自身が勤労を提供する、それから生ずる利益と、二つあると思うのですが、これは条例による規定であると思ふ。現在給与所得者には事業税はかかる。月一萬円しか認めない。この理論的根拠が依然として、地方税ではこれを十二万円しか認めない、月一萬円しか認めない。この理論的根拠がどこにあるか。これは私は公開質問をしました。それに対する回答がまいました。文書による回答でございますが、これは条例による規定であるからやむを得ないというような、まことに非理屈な回答でございます。国でもつて無制限に給与を認めてもらいたい、これを強く主張するものであります。

それから、小規模事業における生前贈与税を認めてもらいたい。私、最近相続の本を一つ書きましては、その中に、贈与契約という新しいことを私考案いたしまして発表いたしました。そこで私は、来年の改正で國が完全給与制を認めたんですから、地方税におきましても完全給与制を認めてもらいたい、これが強く主張するものでございます。

それから、小規模事業における生前贈与税を認めてもらいたい。私、最近相続の本を一つ書きましては、その中に、贈与契約という新しいことを私考案いたしまして発表いたしました。それは、農家に対し生前贈与税が認められております。昭和三十九年から、生前に全部の農地を相続人に贈与した場合に、これに対し贈与税は一応計算されるが、実際の課税は相続が発生したとき、すなわち贈与者が死んだときに相続税に振りかわる、こういう制度でございます。もしこういった三十九年度の生前贈与税制度がなかったら今日農家はどうでしょう。おそらく農地は細分化されてしまう。後継者は当然できない、こういうことになると思うのです。同じ意味で、私は小規模企業者も、現状のままで後継者はできません。特に相続關係からいきますと、均分相続でございます。配偶者が三分の一、残りを子供が均等分する。この相続法でまいりますと、たとえば、おやじに協力して長男が一生懸命財産づくりに協力した、次男、三男は大学を出てつとめ人になつ

ている、おやじが死んだときにこの相続がどう行なわれるかというと、いわゆる財産づくりに協力した長男と、大学を出てつとめ人になっている次男も三男も全く同じ相続権を持っている。ここに不合理があるんじやないか。しかも、これではうちのあとをとつてもしようがないというので、長男もおやじのところから飛び出してしまったというが現況でございます。そこで、ぜひとも農家におけると同じような生前贈与税、生きているうちに事業や資産を、事業に協力している子供、次男であろうが三男であろうが、事業に協力している子供に贈与する。同時に、贈与税は計算はするが、実際はおやじが死んだとき、相続発生の時点において相続税に振りかかる、こういう制度、いわゆる現在農家に行なわれているものと全く同じ方法を、小規模な事業や資産についても認めてもらえないものか、こういう希望を持つておるわけでござります。

ちょうど時間のようですが、私、小規模事業者の代表ということで、以上お願ひしたのをございますが、なお、いまの地方税におきまして、完全給与制にかかわらず十二万円しか認めないといふことに対しては、いつもこういう回答がござります。地方に財源がないんだ、こういう回答なんですね。財源がないといふことは、財源はつくればいいのであります。たとえば、特別措置法がたくさんありますので、その改廃がいま問題になつておりますが、そのうちの一つを改廃しましても、当然地方税の減額くらいものは生まれてくるんではないか、こう私は思つております。

以上でござります。

○内田委員長 続いて、参考人に対する質疑に入ります。通告がありますので、これを許します。まず広

澤賢一君。

○広沢(賢)委員 時間が少ないので、<sup>お詫び</sup>短的に伺います。

まず第一番に、税制調査会の会長代理松隈さんにお伺いしますが、この間、租税特別措置の問題でいろいろ大蔵省の主税局長さんと質疑討論をいたしましたが、そのときに、「長期税制のあり方についての中間答申」という本の二五ページ、租

税特別措置の根本的なあり方についての最後の結論なんですが、租税特別措置というのは、これは租税体系を乱して、税金負担者にとって不公平である、したがつて改廃をしていきなさい、これが基本ではないかというのが私どもの主張なんですね。ところが、その中に一ヵ所有名な文句が出てくるのです。いや、やはり必要なものは強化する、必要なものを強化するんだつたら、改廃する議論になりました。どちらに重点が置いてあるのか、「流動的改廃」というのが何回も出てまいりますが、「流動的改廃」を行なうにせよ、これが租税の体系確立のために大事であるということが中心だと思う。これが第一番。

それから第二番目に、個々の政策目的の合理性の判定を厳格に行ないなさいと書いてある。そこまで、いろいろ聞きました。八幡製鉄の場合とか、たとえば利子、配当の非課税の問題でも、もう貯蓄の奨励に何にもなつてないことが統計上明らかになつておる。ところが、これを強引に統けようとしておる。これは税制改革の憲法とともに、べき立場から、それは不都合かどうかという問題ですね。違反しておるのじやないか、私どもはそう思うのです。

それからもう一つは、この長期税制のあり方にについて、法人擬制説と法人実在説があつて、これがうまく結論が出ていない。だから、この問題についてはペンドイングにする、この問題については何だと言つても、みんな逃げてしまう。根本的に、わが党は法人実在説を主張しておる。もうこれは世の中であたりまえの話なんだ。だから、そ

んな古くさい法人擬制説などはあれど、たとえば大企業の超過利潤には累進税率を適用するといふことも考へられるのではないか。それをはつきり踏み切れば、この問題も長期税制のあり方です

から……。それが解決ついていないので何年も何年もみんな延ばされてしまう。だから、この問題についてはけしめをはつきりしなければならぬということですね。

それからもう一つは、この租税特別措置法の政策目的一つ一つ検討してみると、みんな政策目的に合致しない。先ほど利子、配当の分離課税が全く悪評さくさくたるインチキだということを言つた。第二番目に、たとえばここでは自己資本の充実、自己資本の充実と強調しておる。ところが、これは租税特別措置でよく議論になるのですが、たとえば物価が上がり、上がれば、ひとつによそさんから金を借りて、銀行から金を借りて設備拡張をどんどん過熱的にやる、そのほうが企業にとっては得たといふので。そろそばは自己資本率はどんどん下がる。こういう大きな問題が、ひいては租税体系を乱す。自己資本の充実、自己資本の充実という名目で、または、ここには書いてありませんが、政府側の答弁では、最近資本の自由化という名前のもとに、何でもインチキをまることを通そらとしておる。先ほど全国青色申告会総連合税制委員長の茂木さんがおつしやつたとおり、租税特別措置法を政策目的に合致しないのをはずせば、たとえば百万円までの非課税限度の引き上げ、住民税の引き下げ等がどんどんできるのです。ところが、それがもたついておるからなかなかできない。

以上の点、税制調査会の長期税制のあり方につ

いての中間答申を議論されたときに、はつきりどちらに重点があつたか。それから利子非課税の問題、その他私がお聞きしました点について御答弁いただきたい、こういうふうに思います。

それから、利子、配当課税の特別措置について、冒頭に申し上げたとおりでありますて、税制調査会としても、大勢は利子、配当に対する特別措置はその経済的効果が非常に疑わしい、したがつて、廃止すべきであるという意見が強いのであります。しかし、中には、やはり今日の経済情勢、特に公債発行下における金融情勢等を顧みれば、いま一舉に廃止することは、いたずらに経済界に混乱を起さすのみであつて、これは避けるべきである、こういう意見がございました。

そこで、税制調査会といつしましては、できるだけ、従来もその方針でありますが、答申は多数決できることをしない、それから、少数意見をつけ始めると切りがないので、まあ全会一

致の答申ということに取りまとめるよう努めています。手ぬるいといふ御批判はあるかもしれません。が、答申を取りまとめるという段になれば、そういうことで取りまとめた、こういう次第でござります。

それから、法人税の改正を四十二年度に見送りましたのは、一つは、先ほど申し上げましたように、四十年度、四十一年度に一般税率引き下げました結果、法人の普通税率は三五%という、シヤウプが昭和二十五年に法人税の税率として定めたものまで戻ったわけです。一時、シナ事変等で法人の利益が増大したときには四二%まで上がったことは御承知のとおりであります。その後これを引き下げて、一応その程度に戻つておる、それに比較しますと、所得税のほうが負担感が重いのでありますから、まず所得税の減税に重点を置いた。そして、先ほど申し上げましたように、財源もそろくなかったので法人税のほうを見送られたのですが、それの上に、先ほども申し上げました法人擬制的な考え方を行き詰まつておるから、むしろ利潤税方式を導入したほうがいいではないか、その場合に導入の方法、それから導入をいたしますれば、法人実在説であるから、法人に課税すると同時に、受け取る株主が法人であろうと個人であろうと、そこでの課税が始まるわけですが、それを急激に行なわせるか、ある経過規定を置くか、こういう問題の検討に時間がかかりましたので、中間報告で取りまとめの時間足らずになつたために、次の改正までに結論を出そう、こういうことになつたわけであります。

全部に対するお答えになつておるかどうかわからりませんが、考え方は以上のとおりでござります。

○広沢(賀)委員 ありがとうございます、第一番目

に、租税特別措置法の問題については、特別措置について改廃する、これが基本であるということが私は確認しました。これは今後の審議上非常に大きいと思います。

それからその次に、利子、配当の非課税の問題についても、やはりこれは政策上はよくないのだ、とを私は確認しました。これは今後の審議上非常に大きいために、經濟界に混乱を起こすとか、急激にやつたら困るから経過措置をやるということがありますと、やめるという基本的方向はあつたがって、今後の大蔵委員会の審議では、どの程度に經濟界に混乱を起こすか、株が下がるのか、何があるか、実証的に一つ一つ積み上げていけば、この問題は今国会中に結論を得ると私は思います。ありがとうございます。

それから最後に一つだけお聞きします。これは茂木さんにお聞きしますが、先ほど言われました、非常にいい御意見でしたが、百万円まで非課税限度を引き上げるということが大問題になりますて、大蔵委員会でも大問題になりました。それで、政府側は、四十五年というのを突っぱつております。私が本会議で質問したときも四十五年度というのをおわしておつた。四十五年度では、物価が上がるのを、それではだめじゃないか。そしたら、いまの御意見では、なるべく早くおやりになります。だからやはり標準家族といふものは五人だ、なんだ、これが一番得なんだ、こういうことになりますと、これはそういうことになりがちなんですよ。だからやはり標準家族といふものは五人だ、こういうようにいくことが一番いいんだ、私はそう考へておるので、これは松隈さん御答弁願つたほうがいいんじゃないかと思ひます。

いての御意見がございましたらお願ひします。実現させていただきたい、こう思つております。と申しますのは、まず来年度は今回の改正による減税がかなり行なわれる、段階的にやはり四十四年度で百万円――その百万円といふのは、実は標準家族四人を主張したいでございますけれども、四人で百万円といふことはあるいは無理かもしません。が、考え方は以上のとおりでござります。

○広沢(賀)委員 ありがとうございます、第一番目

して文化的というのが生きるのではないか、こう思います。

○広沢(賀)委員 同感です。

以上で終わります。

○原田委員 関連して一問だけ。

いま広沢君のお話に関連して、これはあなた方に聞くことではないかもしませんけれども、一

つ聞きたいのは、いま標準家族の話が出たのです

が、標準家族を四人という話が出ました。この根拠は、現在の日本の家庭で、給与所得者は四・一ですか。しかし事業所得者あるいは農業所得者はまさか。五人といふ実情です。私は、税だけで議論をし

ても――これは四人で百万円になつたほうがいいことは論をまたないので、日本国民の

悠久性ということから考えたら、夫婦と子供二人ということになりますと、先細りになつてくる。

だからやはり民族の悠久性から見ると、標準家族

というものは夫婦と子供三人といふことが、これは税の問題だけではなくし、民族の悠久性といふことを考えたらどうあつたほうがいい。いまこの世の中がこまかくなつていて、今まで標準

家族といふのは、税では四人だ、子供二人でいいんだ、これが一番得なんだ、こういうことになりますと、これはそういうことになりがちなんですよ。

だからやはり標準家族といふものは五人だ、こういうようにいくことが一番いいんだ、私はそう考へておるので、これは松隈さん御答弁願つたほうがいいんじゃないかと思ひます。

それから茂木さんは、今回青色専従者の限度

が撤廃されますが、具体的にどういうふうにした

か、法律案は、御存じのように、同種の業種の

状況だとか、いろいろなややこしいことが書いてございまして、これから約半年ぐらい少しもまれると思うのであります。ですから、青色申告会と

しては、この撤廃をした完全給与のきめ方をどう

いうふうに希望をされるかということを端的に伺いたい。

それから茂木さんは、今回青色専従者の限度

が撤廃されますが、具体的にどういうふうにした

か、法律案は、御存じのように、同種の業種の

状況だとか、いろいろなややこしいことが書いてございまして、これから約半年ぐらい少しもまれると思うのであります。ですから、青色申告会と

しては、この撤廃をした完全給与のきめ方をどう

いうふうに希望をされるかということを端的に伺いたい。

それから茂木さんは、今回青色専従者の限度

が撤廃されますが、具体的にどういうふうにした

か、法律案は、御存じのように、同種の業種の

状況だとか、いろいろなややこしいことが書いてございまして、これから約半年ぐらい少しもまれると思うのであります。ですから、青色申告会と

しては、この撤廃をした完全給与のきめ方をどう

いうふうに希望をされるかということを端的に伺いたい。

○内田委員長 横山利秋君。

○横山委員 時間がございませんので、簡潔にお

三人の方に一問ずつお願いします。

松隈さんは、こういう点をどう思いますかと

いう点であります。失礼ではあります、権威者

の御質問、ごもつともございます。で、税法と

の松隈さんに私の意見を申し上げますが、累次の税制調査会の観点が、何といいますか、アカデミックで税制という点を理論的に解説をされ、税制改正をなさつていらっしゃるのであります。納

税者の立場から見ますと、私どもはだえに感ずるのであります。法律がどうなつても窓口のさじかげんという感覚が実に強いのであります。

いうものは、書かれた税法と行なわれる税法が一致するということが最も望ましい。したがつて、書かれてはいるけれども、実際にはそれが行ないにくいというような税法はつくるべきでない。したがつて、税制調査会もそういう面については十分注意する必要があるのです。

ただ、税制調査会の委員の顔ぶれとか、あるいはその事務局が主税局であつて――税制のほうは、いまは御承知のとおり主税局と国税庁と分かれています。微税のほうはもっぱら国税庁のほうの所管になっている。国税庁の長官なり次長も税制調査会には参加していただいております。しかし、どちらかといへば参加程度であつて、ある意味での主人役という点が薄いから、そういう御心配があるのはごもともだと思います。

味でござる。税制の簡素化といふことも、やはり税制をある程度簡素化して、そして税務行政が円滑に、公正に行なわれるようになります。

あつたのであります。そのため、委員も従来と構成を変えまして、税務の第一線に關係の深い方々を専門委員に委嘱して、その意見を聞いて、税制簡素化、微税技術の改善の効をあげるよう取り計らつたわけであります。御意見、確かにごもともとありますので、今後の税制調査会においては、なお税制簡素化についても最終答申をこれから出しますので、御意見が反映するような運営を心がけたい、かように存じます。

○北野参考人 横山委員は税制の専門家でもござりますから、私の回答を待つまでもなく、もうすでにみずから回答を用意されていらっしゃると思いますが、一般論として申しますと、景気調整と税制という問題は、一般的には、現在資本主義下の財政の経済への働きかけといふ一連の動きに関する立場から申しますと、從来、日本のみならず、世界的に見てそちらでありますが、私は法律を専攻する立場から申しますと、従来、日本のみならず、世界的に見てそちらであります。しかし、税の問題をもっぱら単に財政、経済のレベルから論ずるといふ、そういう姿勢が非常に強いわけであります。私は、やはり税金の問題はすべて法律上の問題で

ある。そういう観点から考えますと、税制が経済に奉仕すると申しましても、どうしても憲法上の限界があるということを先ほどちょっと申し上げたわけであります。そのことを申し上げておきたいと思います。

先ほど横山先生が微税行政の段階についても、税制調査会は検討すべきであるということをおつしやいましたのですが、まさにそのとおりでございましたように、税法の立案過程で法的構成が非常に不完全である、およそ法典といえないような法律構成が行なわれている、経済界の主張あるいは会計学会の主張そのままの形で法的な世界に導入してくる、そのことが微税行政の段階で一つの混乱を起こしております。そういう意味であります。私は、やはり税金の問題はつとめて法的側面から検討する必要があるということを申し上げたいと思います。

○茂木参考人 完全給与制が実施されますので、青色申告会としますと、これの受け入れ態勢と申しますが、目下いろいろ準備をやっております。その一つで、いま横山先生から御質問ありましたように取り計らつたわけであります。確かにごもともとありますので、今後の税制調査会においては、なお税制簡素化についても最終答申をこれから出しますので、御意見が反映するようになります。

○内田委員長 堀昌雄君。

○堀委員 松隈参考人にお伺いをいたしますが、この前も、少し私当委員会で議論をしてみましたけれども、実在説をとる、利潤税の方向をとると申しましても、相当シャウブ勧告以来の擬制説的な処置が所得税法にも法人税法にもあることは租税特別措置にもいろいろなところにずっと根を張つておるわけですね。そこで、具体的にこれを実在しましたように、税法の立案過程で法的構成が非常に不完全である、およそ法典といえないような法の根を少しづつ整理をしませんと、根っこだけをやつてもこれに関係するものが非常に多いわけですが、一体、方向としてはどういうところから整理をしながらいまの実在説としての姿を法人税の中ではつくりさせていくか、これのプロセスその他の、今後御討議になることありますようけれども、何にもそれなしに、ただ実在説が望ましいなどということでは、実は、私は税制調査会の中間答申としてもやや不十分なよう感じがいたしましたので、多少の論議があつてのことではないのか、こう思いますから、そこらの論議がございませんか。たとえば、私は個人企業でございます。

○松隈参考人 法人税につきましては、昨年の税制調査会の中間答申の以前、三十九年の十二月の

答申をやらんになりますと、法人擬制説をとつて、そして株主段階ではイギリスのグロースアップ方式で完全に法人税を二重課税を排除するほうが望ましい、こういう答申をいたしましたのであります。一方、フランスのほうは、配当の五〇%について二重課税排除方式を新しく入れるというふうに、世界的に法人税の課税のあり方と申しますが、仕組みが非常に変わりつつありますので、日本の場合にどれが一番適当かということについて、とにかく外国ではこうやっているというのが非常に説得力がある場合が日本では多いのですが、それがどうも援用できなくなつておるので議論が分かれています。まず、法人利潤税的な考え方のほうに踏み切るべきだということが出てまいりましたのは、一方において、御承知の配当損金論が出てまいりましたので、これを取り上げるわけにいかない、しかも、法人擬制説でグロースアップ方式による二重課税排除もお手本がなくなつてしまつたとする、まあある意味では利潤税に追い込まれたといつております。これを実現するにあたつて、まず第一段として実行すべきことは、現在の法人税が留保と配当と分かれておるのを一本化し、そして、その税率をある程度引き下げ、同時に株主が法人である場合の七五%控除、個人である場合の原則としての一五%控除を縮小していく、こういう方向を積み重ねなければ、株主の優遇措置が漸次削られていきますから、最後にゼロにしてもショックが少ない、それで税率も配当、留保を分けずに一本になつておりますから、それを法人全体として日本にすれば、その場合に利潤税式な考え方を認めれば、法人の大小による担税力の差をどの程度にあらわすか。原則としては比例税であるけれども、何段階かに分け得るかどうか。その場合に、単に絶対額の利潤でいかか、対資本率を幾らか加味するか、そこらの問題が実はいろいろの考え方があつて、試案を出すべきであるのですが、その試案もまだ容易につくれない、こういうので見送つております。

しかし、この税制調査会の委員の任期は来年の八月まででありますので、この間には何とか結論は出したいといふのが、会長はじめ委員の大半の意見でございますのでまとまる可能性がある、こういうふうに思っております。

○堀委員 ひとつ、ぜひ来年の任期中に具体的なプロセスを明らかにしてお骨折りをいただきました。北野参考人にお伺いをいたしますが、実は所得税法で今度御承知のように寡婦あるいは障害者その他の税額控除が所得控除にかわってまいりましたが、私はどもがちょっとと奇異な感じがしますのは、あそこに並べられておるもののがみな同じんですね。御承知のように、これまで六千円の控除で、中身は寡婦だと障害者だと、その対象になるものは違うわけです。障害者あるだけあります。ですが、今度は、老人はちょっと取り扱いが違つてしまつたけれども、それが同じような税額控除になつておる。今度も同じかつこうで実は所得控除になつたわけです。これは私は、やはりものによって差があつていい性格のものではないのか、こういう感じがいたします。それを幾らにするかという問題はまた別個の問題としても、問題の性格の違うものを機械的に一列に並べているのはどうも私は納得いたしがたい、こう思うのですが、その点について、北野参考人のお考えを承りたいと思います。

○北野参考人 所得税は累進構造をとつております関係上、いろいろ問題はございますが、累進構造は、単に税率だけの問題ではなくて、所得控除とかその他の諸控除も累進構造の一環を構成するわけであります。お説のとおり、全く私もそういうふうに考えて、やはり諸控除の実態に即しまして、それぞれの性格にマッチした控除のシステムを考えていくべきであろう。そういうふうに考えます。画一主義は必ずしも実態にマッチしていない、そういうふうに考えております。

なお、御質問にはございませんけれどもこの機会に申し上げますと、今回税額控除から所得控除に組みかえられたわけであります。所得控除にいたしましたと、所得が高くなるに従つてその受け利益が高くなつてくる、そういう問題があります。税額控除の場合にはそういう問題はございま

せんけれども、その点はわれわれは注意してみる必要がある、そういうふうに考えております。

○堀委員 終わります。

○内田委員長 春日一幸君。

現在苦情処理機関に協議団制度がございます。しかし、この協議団なるものは国税庁並びに国税局に従属性に付置されておるものにすぎないのであって、また、その協議官なるものもこれは税務職員である。言葉ならば、この協議団のメカニズムは、結局は租税の執行機関に従属しておるという組織であつて、これでは私はとうてい公正な判断を下すことはできないのではないかと思うのでござります。

国民の財産権は生命とともに憲法によって保障されておるのでござりますが、このようないかだらぬ制度によつて、はたして制度として、機構として国民の財産権を国家は保障し得ておるかどうか。ここに私は重大な問題点があると思うのでござります。なぜかならば、申し上げるまでもなく、税金を取ろうという使命をになつておりますが、その性格の徵税機関、税務職員、これが納めなくていいという判断を下すといふことでござります。なぜかなら、申し上げるまでござります。

したがいまして、そのような徵税機関とは分離されたまま行きどろがないことになります。

これが、そのような国民の財産権侵害に対する救済のために応じて救済の使命を果たし得るように、すなわち租税審判所制度、これは海難審判所その他の別個の行政委員会の性格を持つ国家の機関が、そのような国民の財産権侵害に対する救済の機関として行政委員会を設置するということは、これは憲法のたてまえからいいましても、必ずしもそのコンストラクションは不可能ではないと思ふ。これに対しまず松隈さんの御見解はいかが

ありますか。

これはとり得るということになつたと思うのでござりますが、現実問題といたしますと、給与が安いといい人が来てくれない。やはりつづいて、できるだけ徵税者の立場から離れて、さらにはまた納税者の立場から、北野、茂木兩参考人にもお聞きおきを願いながら御検討願いたいと思うのであります。しかし、何ぶんにも国税庁長官の通達なるものを特に理事会、本委員会で検討いたしまして、その中に課れる通達が発せられたことが絶無ではございません。私は、私の記憶からこれを示すにやぶさかではありませんが、この際は差し控えておきたい。理事諸君には御記憶があると思うが、その通達に、法律の精神に反するといふ組織によつて執行を行ない、しかも、同じ性質を有するところの協議官がその通達に基づいて判断をいたします場合、国民の財産権は侵害されただままであることになります。

したがいまして、そのような徵税機関とは分離されたまま行きどろがないことになります。

これが、そのような国民の財産権侵害に対する救済のために応じて救済の使命を果たし得るように、すなわち租税審判所制度、これは海難審判所その他の別個の行政委員会の性格を持つ国家の機関が、そのような国民の財産権侵害に対する救済の機関として行政委員会を設置するということは、これは憲法のたてまえからいいましても、必ずしもそのコンストラクションは不可能ではないと思ふ。これに対しまず松隈さんの御見解はいかが

ありますか。

○松隈参考人 協議団制度は、御承知のとおりシャウブ勧告によつて生まれたものであります。その趣旨はけつこうであります。要するに、ぜひともひがしの報告をされておるのでございまして、私も

それを拝見をいたしましたのでござりますが、これは私ども、納税者、学者、文化人その他の方々の参考を願つて深く検討いたしましたものとして、一個の結論を得ておる資料がござります。

後ほど三方に提示をいたしますので、ぜひともひつ、国民の財産権を保護する、確保するという立場から、アメリカの民主制度の中にこれが財産権侵害救済の機関として設置されておることにかんがみまして、十分の御検討を願いたいと思いま

もう一問だけ簡単にお伺いをいたしたいと思うのであります。いま茂木さんから提示されました問題点でありまするが、それはすなわち小規模事業者の勤労所得に対する、その所得を得るに必要な経費の控除措置でございます。これは私どもの多年の持論でございますが、わが国の税制は、財産所得、給与所得、この二つにがらつと分けて税制を組み立てておるのでございます。ところが、茂木さんが御指摘のように、中小企業者、なかなか零細業者は、八百屋さんも魚屋さんも、自分で働いて自分の資本によつて店舗をかまえて営業を成り立たしめておるのである。その実態から微するならば、わが国の所得形態の中に、は、給与所得と財産所得のほかに、給与所得と財産所得の合体所得といつものが、これは現実にあるのである。だから、現実に即して徴税制度を組むのでなければ、これは適当でない。だといたしますれば、この問題については、やはりそのような、勤労事業者が事業者として得る所得と、自分の勤労によって得る所得と、この二つあるが、事業所得に対するはさまざまな措置が講ぜられておる、片方、給与所得者に対しては、その所得を得るために必要な控除がある。だからこの事業所得者に対する、得るに必要な経費の控除といつ制度が何ら考慮されていないということは適当ではないと思います。

このことは、地方税との関連において重大な影響を与える問題でございますので、すべからく特別勤労控除制度を創設するか、あるいは茂木君が指摘されておりまするよう、その営業当事者の給与制度を設けるか、二者択一の方途を講ずることなくしてはこの矛盾を是正することはできないかと思われる。この点に対しまする松隈さんの御見解はいかがでございますか。

○松隈参考人 わが国の税制におきまして、給与所得と財産所得のほかに、事業所得は資産、勤労、共働所得という観念があります。従前も、たとえば給与所得の税率を下げる、そして資産所

得のほうの税率は上げる、その中間の事業所得の税率をまん中辺に定める。これは、たとえば給与所得者には所得税だけである、ところが資産所得である地租の税率は高い。資産、勤労の、共働の所得である事業所得、昔の營業税は地租よりは税率を下げておる、こういう考え方があるのですから、思想としては、資産と勤労の、共働の所得が業態、經營が千差万別でありますために区分が非常にしにくい。ここにうまい線が引ければそういう考え方の方はあり得ると思つております。税制調査でも、中小企業の課税の問題で一番問題になつておつた専従者控除にかえて給与所得控除を認めると、この点の改正には本年度踏み切つて、第一段の問題を解決したところであります。おつしやるとおり、次の問題としては如何かの基準で給与所得部分といつものを抜き出し得るかどうか、あるいはそれにかえて事業主の給与といつものが必要経費に立て得るかどうか、これは法人税のほうの課税のあり方とも関連せしめつて研究をしたい、こういうふうに考えております。ですから、今後の研究課題であることは認めますが、なかなかむずかしい問題だということでございま

す。

○春日委員 この問題は、幸い小規模事業者なる定義が基本法並びに团体法で制定されておりません。それから、私どももそういうものに一律の概念でどうこうせよといつではなくして、現実に少額所得者の中に占める事業主の勤労所得部分といつものは濃縮してあらわしてまいるわけでございますから、そのものを捕捉しようと思つれば、事業の各自の法律による定義をそのまま援用すればよろしくございますし、また、所得額の限界がある一定の線で切れれば捕捉できると思つます。御検討願つて、多年の要望におこたえいただい

て、そうして小規模事業者の減税といつものが実質的に行なわれるようにお願いしたい。

もう一つだけお願ひしておきますが、例の自動車の災害でございますね。これは自賠法によつてある限界においては賠償責任に応ずることができるが、しかし、現実では自賠法の額をこえた損害が発生するけれども、ないよりはいい。何か生じた損害があるとやはり足が出る、こういうことだけの負担力がなければ、結局その責任を負わなければならぬ。いま交通安全対策は国をあげての大問題になつております。現段階において、この害賠請求が提起されまして、その場合、運転者を雇用いたしております経営者が、運転者にそれが立法的に総合的に各種の施策を講じなければいけないが、その中の一つとして、すなわち、その被害者に対する救済措置、すなわち弁償可能な体制を制度としてここに確保しておく必要があるであろう。したがいまして、タクシー会社でありますとか、輸送運搬会社、こういうような会社が、万一そのような従業員の事故によつて従業員に弁償能力なくして雇用責任者としてその支払い義務を生じた場合、それが支払は得るよう、その準備金を積み立てる、その積み立てた準備金を商法上損金算入するといつ、こういう制度をつくるべきである、また、つくつてほしいといつ業界からの強い要請がござります。そのことは、そういう請求を受けて破産、倒産する中小企業者は枚挙にいとまがないといつ現状においてこういう要請が強く行なわれております。これについて松隈さんの御見解はいかがでありますか。

○松隈参考人 ごもつともな御意見でございまして、自動車の損害賠償責任を完全に実施するため、あらかじめ準備金制度をつくり、税を免除して積み立てさせる、こういう考え方と思うのであります。その場合に、ほかの準備金等でありますと、ある危険負担率による積み立て基準といつものができて、その基準まで積み立ててよろしく、こうのあります。が、雇用している運転手がどういう損害を与えるか、そうして、どれだけのオーバーになつて会社の負担になるかといつ基準がつくりにくくと思う。したがつて、なけれ

ば、事業の各自の法律による定義をそのまま援用されることはわかつてますから、そうする

と、たとえば利潤の一一定割合、5%とか10%な

らば準備金として積んでいい、こんな制度しかで

きにいい。そうすると、10%認めて、それ以上に損害があるとやはり足が出る、こういうこと

になりますが、すべき被害額を類推する客観基準があれば制度と

して非常につくりやすいが、その必要が非常に大きいために、このように思つております。

○内田委員長 次は田中昭二君。

○田中昭二君 私は公明党を代表しまして初めて衆議院に参りました。私自身も税務二十二年の経験をもちまして、それを委員のお聞きになりました以外のことにつきましてお聞きしたいと思つます。まず、松隈会長代理に敬意を表したい

とおもいます。

議事録を見ますと、毎年参考人として御出席いたして、昨年やはり参考人の会だったと思いま

すが、租税特別措置の問題につきましては率直な意見をお述べになつたようございますが、い

ろいろな議論が交渉いたしまして、最後には委員もお断わりしたいといつようなおことはでおつ

しゃつておりまして、御健闘なさつていることを

見まして、私もやはり同感でございます。この租税特別措置につきましては各委員も同一意見でござりますし、先ほどの廣沢委員の御発言もよくお

考へていただきまして今後の税制の上にお考へいた

だきたい、こういうふうにまずお願いします。

そこで、先ほど横山委員の発言の中に、税制と税務行政の不一致があるといつようなことをお認めになつての発言だったと思いますが、そうします

と、現在まで税制改正が納税者にとっても税務職員にとつてもはなだその真意が疑われるような改正においております。この点につきまして、税務行政の実務の上において、特に国税庁長官は、納税者の近づきやすい税務署になりなさいといふようなことを言っております。その現実は税務行政の中におきましては実現に至らない。当然税調におきましてもそういう点に御配慮をいただきまして、近づきやすい税務署を実現していただきたいという希望を持っております。でありますから、その実務におきまして、納税者も喜び、その執行者も安心していくるよう、そういう面も御配慮いただきたい、こう思うわけでございます。

そこで、お尋ねしたいことは、税制の問題と執行問題につきまして不一致があるという点につきましてお考えをお聞きしたい。

それから諸先生方にも一緒に頼んでいたします。北野先生、昨年でございましたか、源泉徴収について問題になったことがございます。先生と同じ教授の方で、京都の方だったと思いませんが、源泉徴収は憲法違反ではないか、このような問題が起っています。この問題につきましてどの程度そのものに対するお考えをお聞きしたい。

いまして、同じ教授としての同僚の立場から、あの源泉徴収という所得税の事務、または源泉徴収制度そのものに対するお考えをお聞きしたい。なぜそれを申し上げますかといいますと、現在の租税制度の中で、公平でなければならないといいながらも、不公平な実態がたくさんございます。そういう問題が根底にあるんじやないか、私はこのようになります。その税の不公平をそのまま制度として認めていきながら税制を改正するといふことについては、大きな疑問を持つております。そういう面からもお考えをお聞きしたい。

それから、最後に茂木先生にお尋ねいたしますが、先ほどの標準率の問題でございますが、あの夕刊が出ました翌日のこの委員会で長官にもお尋

ねしたのですが、その長官の返答の中に、私は何もことばじりをとらえるわけではございませんけれども、青色申告会といふものは、わが国の所得税の中には、青色申告している人の検討の段階で問題がある、このように発言しております。その具体的な方法としましては、青色申告している人は、標準率を公開するならば、収入金をごまかして少なくつけるんじゃないか、このよくなじ配がある、このよくなじることをここで発言しております。こういうことに対しましては、青色申告会としましては、そういうことではないんだ、帳面としましては、そういうことではないんだ、長官のその発言に対しましては、私は疑問を持ったわけであります。標準率の公開、非公開といいますか、そういう問題につきまして御意見、並びに青色申告会の發展してきましたその組織と同一系統のものもたくさんあると思いますが、特にいま民主商工会というのがあるように聞いておりまます。そのものに対する委員長のお考えをお聞きしておきたい、こう思うわけであります。

以上、それぞれ簡単で御質問でございますから、ひとつ……。

○松隈参考人 ただいま、田中委員の御質問の中には、税制と税務行政の不一致といふことばかりがございましたが、不一致といふのが当たっているかどうか、そこそこは疑問に思います。要は、税制が末端の税務官吏までに徹底していない、あるいは別なことばいでいえば、不消化になっている。そこで、一致させるというたまえは、もちろん法學界の動向から考えまして、法律解釈論としては、直ちに違憲であるといふ解釈理論は出てこないだろうとは思いますけれども、いろいろ検討する価値のあることは御指摘のとおりだと思います。

それがそのとおりにいってない、その意味では不一致と言つてもいいのかと思ひます。これをできるだけ合わせるようにすべきだということは、先ほどお答えをしたとおりであります。

ただ、ひとつお考えを願いたいのは、税金の軽い時代には比較的制度が簡単であったのであります。ところが、最近のように税が重くなるに従いまして、税が重いと、あらゆる方法によつて節税申しますか、場合によつては税をのがれる、脱税に近いくふうをするわけです。その穴をふさがないと、軽い税なら多少の見のがしがあつてもがまんできるけれども、重い税だけに、一方でその税を納めない人があると非常な不平が出来ますので、その穴をふさぐことに夢中になるといいますか、その力を注ぐ結果、税法が思いも寄らず複雑化していく。ですから、国会においては、いままでの御議論でも、減税をもつとすべきだ、こういう御主張でありますから、今後も国民の税負担を軽くしていく、そうすると、そうやかましくめんどくさな規定を置かないでも、税の執行ができるく、そして、その程度のことならば第一線にまかせられる、こういうことが望ましいというのが私の考え方でございます。

○北野参考人 田中委員の御質問、まことに重大な御質問でございまして、給与所得の源泉徴収制度といいます制度が憲法上いろいろ問題を含んでおることは、御指摘のとおりだと思います。先ほどちよつと申しましたように、負担の公平といふ要請は単に財政学上の要請ではない、今日では法従事上の要請と申しますか、憲法上の要請でもあるということを私ども主張しておりますのです。が、そいつた観點から、給与所得の源泉徴収といふことは憲法十四条の関係の問題になり得ると考えます。それから憲法二十九条との関係でもやはり問題になり得ると考えます。ただ、日本の憲法は、直接的に憲法上問題になつてゐるところは憲法の動向から考えまして、法律解釈論としては、直ちに違憲であるといふ解釈理論は出てこないだろうとは思いますけれども、いろいろ検討する価値のあることは御指摘のとおりだと思います。

○茂木参考人 まず標準率の問題でございますが、青色申告会としますと、標準率は全然問題にしておりません。ということは、いま北野先生のお話にもございましたが、これはある基準によっておりません。ということは、いま北野先生のお話にもございましたが、これはある基準によって、国税局なりあるいは税務署が統計的にいわゆる最大公約数を求めるにすぎないので、個々の事情でみな違うわけでございます。したがつて、青色申告者はあくまでも良心的な納税者であるといふ見地から、標準率は全然問題にしておりません。

標準率を公表することがいいか悪いかといふことは、私は、標準率を一応税務署の参考のためにつくることはけつこうでございますが、これを納税者に強制することは間違つてある、そういう意

味で、これは公表してもしなくてもいいのじやないか、こう思つております。

それからただいま御質問の中に民商の問題がございました。これは非常に大きな問題でござりますので、私からの回答はまことに不適任だと思ひます。ですが、青色申告会は誠実なる納税者の団体である、民主商工会はそうではないのじやないか、こういう見解を持つておりますし、国税局なりあるいは税務署からも、現段階におきますと青色申告会は非常に信頼を受けております。民商に対しではあまり信頼がないようで、最近調査が非常に辛らつではないか、こう存じております。

それから、先ほど横山先生の御質問にちょっと答えが足らなかつたのでございますが、給与をどうやってきめるかという給与の基準でございます。これもちょうどいま標準率の問題が出たものです。ですから思い出したのでござりますけれども、青色申告者というか、所得税そのものが良心税である。良心税である以上は、良心に基づいて、だれが見てもこれは不当な給与ではないのだ、自分も考え他人も考えて適当な給与であれば、これはあえて公務員の給与ベースによらぬでも差しつかえないのじやないか、こう思つております。

以上でございます。

○田中(昭)委員 松隈さんにお願いでございますが、いまのお話でよくわかつたわけですが、その専門委員をつくつていただく場合に、税務の実務をやつた人、なるべく上の方じやなくて、中堅幹部を入れていただきくという御配慮をお願いしたい、このように思うわけでございます。

先ほど北野先生のお話は、いまの標準率の問題につきましても、選択制度にする問題、これは内々そのように考えておりました。ただ、あの源泉徴収と標準率の問題につきまして、裁判所の判定といものに対して、私は憲法違反であるとかどうであるとかという問題につきましては、学者としての立場上、また国民の世論としまして、その世論の形成の上においてそれをリードしていく先生方である、このように思います関係

上、特にこの問題をお聞きしたわけでございます。

それから茂木先生には、いま民商の問題につきましてはそうでございましょうが、いまの青色申告会の健全なる発展をお願いする上におきましては、それは人ごとに済まされない問題ではないか。所得税の公平という見地に立ちましても、私はそういう人たちも十分考へて、そして善良なる納税者のほうに導いていくという、自分たちだけまじめにやつていけばいいのだというような行き方でなくして、かわいそうな困つた人がおるならば、その人たちの行く方向でも与える、または包容してやる、指導してやる、そういう面に対する御配慮もあつていいのじやないか、このように思ひますから、以上お願いいたしまして、私の質問を終わります。

○茂木参考人 いまの田中先生の質問でございますが、自分ばかりが青色申告をしていないで、民商は何とか導いたらどうか、こういう御意見でござりますが、まことに賛成で、私、地元でこれを実行しております。私は現在荻窪でございますが、荻窪青色申告会の会長もやつておりますが、荻窪の管内の民商の方で非常に目ざめた方がござります。いま三十七、八名でございますが、この方は全部青色申告をしていただいております。しかも、青色申告してからネクタイがつけられるようになつた、店は改造することができたということでいま喜ばれております。

○田中(昭)委員 全国の委員長さんですから、全国的にそのように御指導をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、たばこの専売益金の問題についてでございますけれども、「関税増徴といふ傾向になつてまいりますと、まないと乗せられそうのがたばこの益金であるということで、一般の国民の消費の状態から見ますと、私は重大な問題に発展するおそれがあると思ひます。税制調査会でも、この問題について中間答申にやや触れている面がござりますけれども、これによれば、たばこの専売益金は「消費者の実質的税負担が他の間接諸税と均衡のとれたものとなるよう価格改定を行なうことを検討する。」というように書かれているわけです。これは私はどういう意味になる事実でございますが、所得税減税の分を削り取らるるくらいまでにいたしまして、どちらかといふ税制調査会が財源のことを考へてこの値上げをする、あまりそれに深入りされないようにひとつ希望したいということを申し上げておきたい。

第三の問題は、租税特別措置の問題でござります。これは昨年非常に大幅な減税があつたことは事実でございますが、所得税減税の分を削り取られるくらいまでにいたしまして、どちらかといふと、企業減税というもののにかなり重点が置かれたわけです。租税特別措置だけでなく、企業減税のほうに。昨年は不況であるということでいろいろ経済界は議論がありまして、公債を発行せねば

一つは、この大蔵委員会で将来の税制のあり方について議論が及びまして、その中で、最近新聞で御存じだと思いますけれども、水田大蔵大臣が

売り上げ税の構想をしきりに述べておられるわけでございますけれども、世間はそうとつておらなか。所得税の公平という見地に立ちましても、私はそういう人たちも十分考へて、そして善良なのは、将来間接税と直接税の比率を変えていくべきことと、そのときには売り上げ税のようないいことを、その発言は影響するところが非常に大きいですけれども、水田さんが述べられておる

のは、将来間接税と直接税の比率を変えていくべき方でなくして、かわいそうな困つた人がおるならば、その人たちの行く方向でも与える、または包容してやる、指導してやる、そういう面に対する御配慮もあつていいのじやないか、このように思ひますから、以上お願いいたしまして、私の質問を終わります。

○茂木参考人 いまの田中先生の質問でございますが、自分ばかりが青色申告をしていないで、民商は何とか導いたらどうか、こういう御意見でござりますが、まことに賛成で、私、地元でこれを実行しております。私は現在荻窪でございますが、荻窪青色申告会の会長もやつておりますが、たばこの専売益金はそれぞれ六〇%の税率である。また専売公社自体の經理においては赤字ではない。また同時に、これを値上げすることは、ひいては物価上昇という一つの機運をつくるというふうな世論リードがされているというような状態でございます。私はこの傾向を非常に心配しておるわけでございまして、税制調査会におきましては、売り上げ税創設の考え方に対しまして一応否定的なことを述べられておるのでござりますけれども、この機会に松隈さん、税の専門家として、こうした問題につきましてどういうお考えを持つておるかということをお聞かせいただきたいといふことが一つです。

それからもう一つは、たばこの専売益金の問題についてでございますけれども、「関税増徴といふ傾向になつてまいりますと、まないと乗せられそうのがたばこの益金であるということで、一般の国民の消費の状態から見ますと、私は重大な問題に発展するおそれがあると思ひます。税制調査会でも、この問題について中間答申にやや触れている面がござりますけれども、これによれば、たばこの専売益金は「消費者の実質的税負担が他の間接諸税と均衡のとれたものとなるよう価格改定を行なうことを検討する。」というように書かれているわけです。これは私はどういう意味になる事実でございますが、所得税減税の分を削り取らるるくらいまでにいたしまして、どちらかといふと、企業減税というもののにかなり重点が置かれたわけです。租税特別措置だけでなく、企業減税のほうに。昨年は不況であるということでいろいろ経済界は議論がありまして、公債を発行せねば

ならぬというような一つの流動的なときでございました。しかし、ことになつてみると、むしろ、最近は景気過熱論というものは影をひそめましたけれども、いずれにしても、昨年論ぜられたようなデフレギャップがたくさんあるというような問題については、政府自身にも、いまや資料のとり方が少し間違つたかも知れぬというような反省が見られるのでございます。そういうことをいま一年前を振り返つて考えてみますと、どうも去年は企業減税をやり過ぎたのじやないかという感じが、私はしないわけでもないわけでありました。

そこで私は、調査会にいろいろ注文や苦情はあるのですけれども、そういうことをひとつ考えますと、こととの委員会でも問題になつていますのは、租税特別措置について、先ほど取扱選択し、洗いがえをしたいというお気持ち、よくわかりましたが、せめて地方税にはね返りをなくすような措置がないものか。たとえば税額控除というような制度を導入していくと、地方税の遮断ができるわけです。私は、国の政策として租税の特別措置をやる腹というものがある程度あることは認めますけれども、さればといつて、それが直ちに地方税にはね返つて地方財源を圧迫するということはいかがかと考えまして、こうした問題について、もう少し税制調査会においても御検討をわざわざしたい。できれば、租税特別措置に取り組むときにこうした問題をもっと強く浮かび上がらなければ幸いです。

○松隈参考人 大蔵大臣が、参議院であつたと思うのですが、売り上げ税を考えるというような発言をなさつたということは、新聞紙上では承知いたしております。税制調査会としては、中間答申及びその前の長期税制答申で売り上げ税を検討したのであります。が、わが国において売り上げ税を創設することは必ずしも適当でないという一応の結論が出ております。

それはいろいろ理由がございますが、一つは、この売り上げ税というものが、大企業、有力企業は転嫁しやすいけれども、中小企業はこれをひつかぶる懸念が多分にある。それでなくても企業間格差が開き過ぎているというのがわが国の経済の大好きなひすみになつてゐるところへ、また売り上げ税を創設することによって、中小企業が、どちらかといえば圧迫されるような材料を提供するのはどうか、こういう意見がかなり強いのです。それからもう一つ、この売り上げ税は、各国ともに戦時中の財源もしくは戦後の財政乗り切りのために、多収目的を達するのにはもうこれ以外に方法はない。負担論あるいは徵稅技術等からいつて多少の問題はあるかもしれないが、やむを得ない手段だ、こうつて起きておるので、元来であれば、戦争が終わつたり終戦処理が終わつたりするとやめるべき税であるのですが、多収目的を達しておるだけに、實際は、売り上げ税とか取引高税を起こしている国ではやめられずにおります。しかしさういうところでスタートして、なかなか現状じゃないかと思ひます。そうなるほどたばこは酒よ

なつてくると、少し上げる余地があるのでないかという検討が始まつたわけです。それから、専売制度を実行している国で、なるほどたばこは酒よりも高い。それからガソリン、揮発油税に五〇数パーセントというのをやや敵敵してきている。ですから、そういうことから、専売制度をいくと、フランスでもイタリアでも七〇%台ぐらいの益金率の国があります。しかしこういうところでは、たばこだけはほうつておくといふのではなく、引き上げの問題が起らなければ、かりに酒税を減税するとしても、それでも、外國の例でいくと、フランスでもイタリアでも七〇%台ぐらいの益金率の国がありますから、そういうことから、専売制度を実行する——全部の酒税ではあります。しかし、酒の税金にしろ、揮発油税にしろ、あるいはたばこの益金の問題にしましても、他の上級品なんかは全然手を触れないかというと、それはやはり問題になるのではないか、こういう意味での検討だと思います。

それから租税特別措置につきましては、もうたび申しあげましたとおり、できるだけ整理をして、負担の公平の原則に戻りたい、こういう方針で今後も検討を続けていきたいと思います。それから、たばこの専売益金の問題であります。それから、たばこの専売益金の問題であります。これが、税制調査会としては、直接の租税ではありませんから間接的であります。各税の間接税としての新しい姿、負担の割合、税収入等を検討してそれを落とつけたい、こういうことをいたします場合においては、たばこについても何らかの提言をあわせておるわけでございます。たばこの専売益金率は、従前は六〇%でありますたが、最近は、行なうことを適當と認めて、従来たばこの問題に触れておるわけでございます。たばこの専売益金率は、従前は六〇%でありますたが、最近は、御承知のとおり、葉たばこ代が上がる、それから労銀が上がる、こういうことで益金率が落ちまして、たばこの本数はふえておる、売り上げ金額も十本当たりの金額が上がっておるのですが、それにもかかわらず益金率は六〇%を切りまして、五

ことだけは御承知をお願いしたいと思います。

○平林委員長 どうもありがとうございました。

○内田委員長 先刻申し上げましたとおり、時間の関係もござりますので、これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には御多用中のところ、長時間にわたりまして御出席をいただき、貴重な御意見をお述べくださいましてありがとうございました。

○塙崎政府委員

おっしゃいますように、私ども

も、税制は現実に適合した姿であり、また、国民に示す場合は現実に合った数字で示すべきだ、か

ようと考えております。したがいまして、最近の世帯の分離傾向から見ますと、おそらく山田先生のおっしゃいました四人ということで、夫婦子二人といふことで表示する方向に進むべきだと思

ます。しかし、先生御案内のように、長年、夫婦子三人を中心としたしまして、免税点あるいは課税最低限を言いならわしました傾向がございま

す。今年度の改正におきましても、七十四万円といふものは、前からの連続性を保つ意味におきまして、夫婦子三人を中心として考えております。

もちろん、その場合の夫婦子二人の課税最低限は表示できますが、それの表示でいきますと、これを一挙に捨て去ることも、いろいろな意味においては誤解もあります。しかし、おっしゃるような、現実に適合するような方向において今後至急検討すべきだ、かうように考えております。

○山田(耻)委員

長年の習慣がそうであつたか

ら、それに基づいてといふ立場のようですが、それが

も、家族構成が標準世帯五人ということになりますと、課税最低限は引き上げられて

ざいます。標準世帯の現実は四人ですが、それが五人という架空なものになっておりまして、そこ

に行なわれる課税最低限はかなり引き上げられていく。これは私はやはりこましかだと思う。だから今日、西欧諸国、アメリカを含めてもそうでございましょうが、やはり家族構成は歴史とともに分化をし、あるいは幾つかの理由があつて変わつていくことはあるでございましょうが、たとえば、よく歐米の課税最低限と日本とが比較をされる。アメリカのはうは、これは昭和四十年でございましょうが、課税最低限が百三十万円、フランスが百十七万円、西独は八十八万円。西独の八十

八万円と日本の課税最低限の平年度七十四万円弱、こういうものとはだいぶ接近をしたじやない

か、こういうふうな比較が片側でも出て、雑誌などにも書かれておるような事柄であります。日本

の場合は、現実に四人が標準世帯でありながら、架空の標準世帯にして課税最低限を引き上げて諸外国と対比されたのでは、私はこれはごまかしの中に入らぬか喜びをしておるようなものだと

思うのです。

そこで、外国の、いま申し上げたアメリカあるいはフランス、西独、日本と、国民総生産を争つておるようなこうした国々の標準世帯と課税最低限との関係を、もう一度おっしゃってみてくださいませんか。

○塙崎政府委員

おっしゃいますように、私どもは夫婦子三人をもう長年課税最低限の中心的なものとして考えておりますが、別にこれによつて、外國との比較において課税最低限を有利にするといふ意味は全くございません。もちろん夫婦子二人、夫婦もの、独身者、これはいずれもおののおのの比較いたしております。

意味で、いま申し上げると、これは簡単でございますが、日本では夫婦子二人ならば六十三万四千円としていただけだと思います。アメリカなら

西ドイツならば七十一万八千円、フランスならば一百万三千円、こんなような数字が示されております。

さて、夫婦子三人に比べまして夫婦子二人の課税最低限が、特に諸外国に比べまして低いといふ

うな傾向はないと言ております。

○山田(耻)委員

いたしましても、日本

の現実の家族構成には適合いたしておりませんか

ら、早急に検討なさることですけれども、私は、やはり現実

に處して徴税の基準を築き上げていくということ

がたたまえございましょうから、来年度検討な

どに書かれておるような事柄であります。日本

るから、夫婦子二人にした場合はもちろんそれより以下になりますが、そういうふうになつてまいりますと、可処分所得

合の影響も考えて、ひとつ早目にそいつた実際

に適合するような方法を考えてみたい、こういう

意味でございます。

○山田(耻)委員 ひとつ現実に即して早く手直しをなさることがいいと思います。まあ標準世帯百円という要求も、要するに、課税最低限が低いことこれが中心でありますと、これを引き上げて可処分所得を増大させていく、そして家計にゆとりのある生活をきしていくというのが、私も思つております。

そこで、夫婦子二人をもう長年課税最低限の根柢としておる百万円課税最低限引き上げの根柢でありますし、これを四人の標準世帯で百万円

ということが中心でありますと、これを引き上げて可処分所得を増大させていく、そういうのが、私たゞの動向も踏まえて、きょうも茂木さんのほう

のお話にありましたように、四十四年が適当であるという言い方を参考の方はなされておりまし

たけれども、課税最低限を引き上げていく年次的

な計画、見通し、こういうものをお持ちにならぬ

ところ、昭和四十五年には百万円にしておきたいといふ

う、少なくとも最高責任者である大蔵大臣の答弁としてはいただけないけれども、これは主税局長

の立場としていかがでござりますか。年次計画を

持つてそういう国民的輿望をしっかりと受けとめて

いく、そういうふうな御意見が出ておりました。私は、いろいろと研究も足らないからそうお願いした

いと思います。

これと関連をいたしまして、先般、大蔵大臣か

ら、四十五年を目途にひとつ百万円にしておきたい、こういうふうな御意見が出ておりました。私は、いろいろと研究も足らないからそうお願いした

いと思います。

これは委員会のやりとりにはいつもそういうこと

が出てくるのですけれども、私は、やはり現実

に處して徴税の基準を築き上げていくということ

がたたまえございましょうね。

○塙崎政府委員 長年の呼称でございます。変

る場合の各方面に与える影響——もうすでに国会

では百万円というお話を出ております。そういう

場合に、これは夫婦子三人が基準でございます

しかランクされていない。

〔吉田(重)委員長代理退席、委員長着席〕

こういうふうになつてまいりますと、可処分所得が少ない、課税最低限が低過ぎる、こういうこと

にも通じていくのじゃないかと私は思いますし、そこらあたりがばく然として、昭和四十五年度を月として百万円に引き上げていただきたいという言

いだけでは不親切ではないだろうか。四十三年、四十四年、四十五年にかけて、あるいはそういう

お話をありましたように、四十四年が適当であつたという言い方も参考の方はなされておりまし

たけれども、課税最低限を引き上げていく年次的

な計画、見通し、こういうものをお持ちにならぬ

お話にありますように、四十四年にしておきたいといふ

う、少なくとも最高責任者である大蔵大臣の答弁

としてはいただけないけれども、これは主税局長

の立場としていかがでござりますか。年次計画を

持つてそういう国民的輿望をしっかりと受けとめて

いく、そういう立場が示されてこそ私は具体性があると思うのですけれども、いかがでござりますか。

これと関連をいたしまして、先般、大蔵大臣か

ら、四十五年を目途にひとつ百万円にしておきたい、こういうふうな御意見が出ておりました。私は、いろいろと研究も足らないからそうお願いした

いと思います。

これは委員会のやりとりにはいつもそういうこと

が出てくるのですけれども、私は、やはり現実

に處して徴税の基準を築き上げていくということ

がたたまえございましょうね。

○塙崎政府委員 昨年度は税制調査会におきまし

て、八十三万円という目標、さらにこれからまた

二年後に百万円、それは四十六年度でございます

が、四十六年度までの計画をつくったわけでござ

います。しかしながら、八十三万円という年次計

画は、もはや政治的面では適用しなくなりまし

た。私どもは、単純な機械的な、百万円にした

場合の減収計算しか持つておりません。これをな

おかんなをかけまして、具体的な目標として先生

のおっしゃいました年次計画にするべく、国会が

終わりましたら税制調査会にかかりまして、より

具体的な計画をつくつてまいりたい、こんなふう

に考えております。

○山田(耻)委員 今度はもう一つの角度からお尋

ねをしていきたいのでありますけれども、昭和三

十五年には、御存じのように標準世帯で最低限が

三十三万円でございましたね。そして四十一

年、去年は六十三万円になつたわけでござります。この間年平均見ますと、大体年五万円程度最低限が引き上げられております。こういうふうに見まいりますと、その間物価が五・五から六・七・八の間上がってきておりますから、まさに帳消しというかこうになつております。しかし、その論議は別の立場からいたすとしまして、昭和三十五年以来の課税最低限の上がり方をずっと伸ばしていきましたら、昭和四十五年には自動的に百万円近い金額に到達をすることは、過去の実績を見ても言えるのじやないか。そこらあとの関連と、あなたがお考えになる、税調にお出しになりたい、あるいは税調で意見を述べたいという年次的な計画とは、どう違うわけでござりますか。

○塙崎政府委員 おっしゃいますように、今年度、四十二年度の課税最低限引き上げの幅は、過去に比べまして非常に大幅でございます。しかしながら、これには非常に私どもの苦心がございまして、これから御審議を願いますと、必ずしも今年度のよろんな上がり方が、これから簡単にいくと税、登録税の改正を考えての引き上げでござります。さらにも、租税特別措置法におきましても、財源を満たしての結果としての引き上げでござります。そんなことを考えますと、必ずしも今まで考えられない。さらにまた一方、国債の依存率を下げるべきだという強い御主張がござります。

そなようなことを考えますと、これからも勢だけで繰り込むことはいけない、むしろ、これを達成するにはどうしたらいいか、さらにもう、そういう意味では、税制の中で見直すべき点があるかどうかを考へながら、ひとつ、国民の世論でござりますところの百万円のほうに近づけたい、そんなよろんな意味で税制調査会に御検討を願いたい、こんなよろんな気持ちでございます。

○山田(駄)委員 私は、ことしはかなり大幅に上げた、標準世帯で十万円弱、独身者で五万円弱上

がつていることはわかりますけれども、昨年、昭和四十一年約三千億減税をなさいまして、これは仁徳天皇以来の減税だといつてここでお話をあります。したがいまして、ことしも減税をいたしましたとすればやはり特別なくふうをしなければならない。これが第二の理由でございます。第三の理由は、御案内のように、昭和二十五年から毎年和四十一年約三千億減税をなさいまして、これは何もなくなつたのです。ところが、昭和四十一年も、昭和三十五年以来の課税最低限の上がり方をいつてあります。たゞ、これも御存じのように、医療、鉄道汽車賃、そういうものに食われてしまつて何もなくなつたのです。ところが、昭和四十一年の自然増というものは千百六十億円ぐらしが見込まれておりませんでしたね。ところが、ことしの自然増は、控え目に見たつて七千三百五十億円程度ある。去年は千百六十億円の自然増で三千億円近い減税をやつておいて、ことはこれだけの自然増が低目に見込まれておるのに、なぜこれぐらいの減税措置しかとれなかつたのか。だから、あなたのおっしゃっているように、景気なりいろいろのものを見て、これから向こうに向けてそれだけの減税措置がとれるかどうかよくわからぬがとおっしゃるところに、去年とことしと対比してみて、私は全くあなたのおっしゃることばの裏側がどうもよく見えぬのでございますが、そちらあたりをひとつつきりしてみてください。

○塙崎政府委員 この点は私どもの大臣もるる御説明しているところでございます。四十一年は千百九十億円しか自然増収がなかつた、これは当初予算でございます。それで三千億円、二千八十九億円という初年度の減税をしたわけでござますが、本年度は七千三百五十三億円もありながらわずか八百三億円の減税ではないかといふ御質問が非常に行なわれておるわけでございます。

これは三つばかりの大きな理由があると思います。

第一には、去年行ないましたのは、公債を発行いたしました、これまで公共事業に回しておりましたところの一殷財源を減税に充てることができた。したがいまして、自然増収を上回りますところの一七五%の減税ができたというのが第一の理由でございます。ところが、本年度は七千三百五十三億円も自然増収がござりまするけれども、國ニズムができるわけでございます。言うなら

ば、国債発行は一回限りの財源ということでおこります。したがいまして、ことしも減税をいたしましたとすればやはり特別なくふうをしなければならない。これは昭和四十五年度を中途としてやるのと、昭和四十年代に入りますと、御案内のように所得税が正常化してまいりますと、むしろ歳出によるところの施策、これに対するウエートが強くなつたのでございます。そんなよろんな関係で、三十年代の自然増収が減税に向かれた割合を見ますと、一六・一%になつております。そんなようなことを見ますと、やはり減税ということだけで財政を考えることはできない、これが大きな理由でございます。しかし、四十一年度は、自然増収が千百九十億円しかなかつたのに二千八十九億円の減税をいたしましたので、一七六%ぐらゐの減税割合になつておりますが、本年度は、いま申し上げました一回限りしか財源がきかないという公債発行の性格でございますので、わずか一〇・九%でございます。これは二年間通算していただきたいみたらどうであろうかということを私どもはお願いいたしました、そりいたしますと三四%ぐらゐの減税割合だということに御理解願つて、三十年代よりもこの二年間においては努力しているというところを見ていただきたい、こんなようになります。

なお、私どもの所管ではございませんが、もう一つの理由いたしましては、景気の心配のあります今日、公債に対する依存度を減らすべきだと、いうことが、今年度の減税の規模を少なくせざるを得なかつた大きな理由でもあるということを、私どもの大臣が強調しているところでございました。

そういう面からいたしまして、これから昭和十四年度、再来年、もしくはそのあとの四十五年度に向けて、どういう年次計画で百万円まで課税最低限を引き上げていく構想なのか、それをお聞かせいただかないと具体性がない、こういう立場で質問をいたしたのでござりますが、当事者でござりますので、あなたからひとつお話を伺いたいと思います。

○水田國務大臣 これを一年、二年でやるのには相当の財源を要しますので、私どもは、昭和四十

五年度までの三年の間にはこの百万円を課税最低限度にすることは実現できるだらうという考え方で、四十五年度を目指しておりますが、さて、これをあと三年でやる計画を示せといふことでございますが、財政事情との関係もありますし、実際にやる場合には、この内容をどうするかの問題も、今までの例によりますと税制調査会にもはかつておりますので、具体的なやり方といふものについては、これから税制調査会にはかるうと考ておった問題でございまして、いま三年間にやるという方針はきめておりましても、来年度がどうでその次がどうという具体的な計画は立てておりません。

○山田(耻)委員 予算委員会の附帯決議にありますし、あなたの答弁もありますし、国会の審議の過程を経てそういう答えが出てくるわけでございますから、当然主管大臣としては、四十五年度に向けてあと三年間しかないのは最初からわかつてゐるはずでありますから、その中で日本の財政経済の見通しなどを立てながら、物価上昇の答える出していくながら、そうしてやはり年次計画を立てていくということは当然でござりますね。それがまだ準備としてできていない。しかしながら、国会で答弁をしておられるところに、四十五年度に向けて実施をするので、いずれ、きわめて近い日に年次計画を立て、税制調査会などで審議をしてもらう、こういうふうなことを御計画なさつておるというふうに受けとめてよろしくございますね。

○水田国務大臣 そうでございます。

○山田(耻)委員 次に、課税最低限の中身に若干入っていきたいと思うのですけれども、大蔵省のいわゆる生計費の試算の中に、二百五円でございましたね、生計費に課税をしない原則で徴税はしていいわけございますが、一食六十八円ということばが最近よくいわれております。

私は貧乏な国會議員でありますから、よくこの中央食堂に昼食をとりに行くわけです。国会の職員なりがたくさん行っておりますけれども、あ

五年度までの三年の間にはこの百万円を課税最低限度にすることは実現できるだらうという考え方で、四十五年度を目指しておりますが、さて、これをあと三年でやる計画を示せといふことでございますが、財政事情との関係もありますし、実際にやる場合には、この内容をどうするかの問題も、今までの例によりますと税制調査会にもはかつておりますので、具体的なやり方といふものについては、これから税制調査会にはかるうと考ておった問題でございまして、いま三年間にやるという方針はきめておりましても、来年度がどうでその次がどうという具体的な計画は立てておりません。

○山田(耻)委員 予算委員会の附帯決議にありますし、あなたの答弁もありますし、国会の審議の過程を経てそういう答えが出てくるわけでございますから、当然主管大臣としては、四十五年度に向けてあと三年間しかないのは最初からわかつてゐるはずでありますから、その中で日本の財政経済の見通しなどを立てながら、物価上昇の答える出していくながら、そうしてやはり年次計画を立てていくということは当然でござりますね。それがまだ準備としてできていない。しかしながら、国会で答弁をしておられるところに、四十五年度に向けて実施をするので、いずれ、きわめて近い日に年次計画を立て、税制調査会などで審議をしてもらう、こういうふうなことを御計画なさつておるというふうに受けとめてよろしくございますね。

○水田国務大臣 そうでございます。

○山田(耻)委員 次に、課税最低限の中身に若干入っていきたいと思うのですけれども、大蔵省のいわゆる生計費の試算の中に、二百五円でございましたね、生計費に課税をしない原則で徴税はしていいわけございますが、一食六十八円といふことばが最近よくいわれております。

私は貧乏な国會議員でありますから、よくこの中央食堂に昼食をとりに行くわけです。国会の職員なりがたくさん行っておりますけれども、あ

そこで梅、松、竹という定食がありますけれども、大体一番安いので百円であります。うどん玉だけ乗っかっておるのが三十五円であります。みんなのを食べておつたのでは労働再生産にはなりません。だから、国会に勤いでおる職員は、百円ぐらゐのを食べては十分なカロリーがとれるとは思いませんけれども、六十八円という基礎ではありません。どうてい生計費に課税をしないという原則になります。そういうふうにはお考えになりませんか。塩崎さんいかがでしようか。

○塩崎政府委員 私どものお示しております基準生計費の意味は、山田先生も十分御存じでありますから、一つの仮定計算と申しますが、私どもが課税最低限の適合を検算する一つの資料からつくり上げたものだけであることは、もう御案内のお手元であります。

そこで、いまおっしゃいました具体的な切実な問題といたしましての食料費の問題、これは私どもが、そういった理論的と申しますが、仮定計算でするよりも、現実の生計費との関連において考えるというごとと、これは私は十分立証されると思ひます。昭和四十一年の五人世帯の消費支出金額は五万九千二百二十一円でござりますが、食料費は二万一千六百九十二円でございまますから、これを三十日で割つてみますと七百五十四円ばかりになつて、これを五人で割りますと一人頭が百五十円ぐらゐ、こういった計算からみても、いまの私どもが示しております数字はそんなに無理がない。ただ、外食をいたしますと、営業者の利潤あるいは雇用者の賃金その他いろいろなリスクがございましょうから、そこに多分に問題がござりますし、だんだんと外食の利用度が高まりますればこの食料費の考え方も違つてしまります。そこで私どもは、一つの試算として二百五円ということが示されるというような気がいたします。そこで私どもは、一つの試算として二百五円ということが示されるというようなことを、過去の水準をもとといたしまして、消費者物価を乗じまして出しただけでございまして、先般御要求によりまして出しただけでございまして、給与所得控除全額の課税最低限の問題は、住民税の負担など考てみると、所得税にはもう少し高いところからスタートするというような考え方もございます。し

かし、それは財政事情もござりますから、そんなうなすべての要素を総合してきめるべきではないか、こんなふうに見ておられます。

○山田(耻)委員 少し冷酷な感じを、聞きながらいたしたわけです。だから、もちろんこれで食っているのだから、摂取カロリーはさつき言つたように二千二百八十カロリーしか平均とつてないし、特に一家の主婦は栄養失調的傾向を約半数近く示しておるという厚生省の統計は出でるわけです。これで食つてきたのだから、ここに線を引いてみたら六十八円で無理がない、こういう言葉であります。

そこで、いまおっしゃいました具体的な切実な問題といたしましての食料費の問題、これは私どもが、そういった理論的と申しますが、仮定計算でするよりも、現実の生計費との関連において考えるというごとと、これは私は十分立証されると思ひます。昭和四十一年の五人世帯の消費支出金額は五万九千二百二十一円でござりますが、食料費は二万一千六百九十二円でございまますから、これを三十日で割つてみますと七百五十四円ばかりになつて、これを五人で割りますと一人頭が百五十円ぐらゐ、こういった計算からみても、いまの私どもが示しております数字はそんなに無理がない。ただ、外食をいたしますと、営業者の利潤あるいは雇用者の賃金その他いろいろなリスクがございましょうから、そこに多分に問題がござりますし、だんだんと外食の利用度が高まりますればこの食料費の考え方も違つてしまります。そこで私どもは、一つの試算として二百五円ということが示されるというような気がいたします。そこで私どもは、一つの試算として二百五円ということが示されるというようなことを、過去の水準をもとといたしまして、消費者物価を乗じまして出しただけでございまして、先般御要求によりまして出しただけでございまして、給与所得控除全額の額は人によつて違いますけれども、私どもの中を見ていますが、しかし、給与所得控除全額の見るところ、給与所得控除のうちの一部を占め

りの余剰が出てくる、これがまあ自由に使える金だというような考え方であります。これをまた食料費に回すことも可能であろうというようなことを申し上げたのでござります。

○山田(耻)委員 少し冷酷な感じを、聞きながらいたしたわけです。だから、もちろんこれで食っているのだから、摂取カロリーはさつき言つたように二千二百八十カロリーしか平均とつてないし、特に一家の主婦は栄養失調的傾向を約半数近く示しておるという厚生省の統計は出でるわけです。これで食つてきたのだから、ここに線を引いてみたら六十八円で無理がない、こういう言葉であります。

そこで私は理由があるんじゃないかという気がいたすのですけれども、ここは考え方直す気にはならぬものでございましょうか。それで食つて栄養失調になつてよろしいという立場で食料費をそのように基準化されたものかどうか、もう一度ひどつ……。

○塩崎政府委員 私は別に冷酷なつもりで申し上げたのではありません。あとで申し上げましたように、所得税の分配をどこからするかという意味の基準において、課税最低限は、国民の要望でありますし、いまよりも高いことが望ましいことだと申し上げたつもりでございます。ただ、食料費と申しますと、人によりまして、あるいは家庭によりまして非常なバラエティーがございます。

○山田(耻)委員 私はおつしやるとおりでございます。所得といふものは、収入からこれを取りますけれども、所得税のあり方として、所得を得るのに必要な経費を差し引いたもの、その所得に課税をする、こうしたことになりますと、一般的に勤労所得者に對して必要経費といふものが当然発生してこなければなりません。現在定額控除の中にあるとありますけれども、必要経費といふものも、あるようありますけれども、必要経費といふものをどのようにながめておられますか。

○塩崎政府委員 山田先生のおつしやるとおりでございます。所得といふものは、収入からこれを得るに必要な経費を差し引いたものが所得でございます。そこで勤労者にもサラリーマンにも必要経費とする、この点で、勤労するものはござります。たとえば通勤費がその一種でございましょう。さらにまた、私どもが着ております洋服あるいはネクタイ、この中に出てるのだからある程度きれいにするという、他の勤務時間に対応する部分の減価償却費ですね。一べんの費用ではございません。こういったものの見積もりも見えます。あるいは、くつもそんなものでございましょう。それから身だしなみ、人柄の勤務時間に對応する部分の減価償却費ですね。一べんの費用ではございません。こういったものでございましょう。これらは人によつて非常に違います。そんな関係で、私どもはこれを概括的に給与所得控除の中を見ていますが、しかし、給与所得控除全額の見るところ、給与所得控除のうちの一部を占め

るにすぎない、こういうふうに見ております。

○山田(耻)委員 最近非常に都市化が進んでまいりまして、農山村から太平洋沿岸ベルト地帯に流れおりまして、非常に労働者がふえておりました。もちろん高い家賃を払って、そうして工場に通つておる。その家賃までめんどう見てくれない企業というのは非常に多いのですから、そういうものなどを含めて、労働者の必要経費というものは非常に増大をしておる。

いま一つの立場からは、最近の子供の、特に義務教育を終えた高校以上の就学率は三八%近い。こういうふうに考えてまいりますと、子供の教育は手前持ちだというわけにはみなされない性格のものであります。これは次の労働再生産に必要な経費が非常にかさんでくる。そこでいろいろ議論が立てられていく、こういう関連で再生産と決して無関係ではありません。こうしたことでもござりますから、高度な技術を自費で習得をして社会人になっていく、こういう立場で、経費が非常にかさんでくる。そこでいろいろ議論が立てられてきて、教育費控除の説も出てくるわけです。こういうものを含めて御検討なさる、多様化してきたのだから、もっと多角的に検討して、給与所得控除を引き上げていくという立場でこれは教育費控除を含めて伺いたい。

○塙嶋政府委員 山田先生のおっしゃいますように、これまで課税最低限が引き上げられてきたこと、さらにまた、本年度のように大幅に引き上げられてきたことは、やはり生活水準の向上等に伴いまして消費支出金額ではないということの反映でございます。そういった意味では、家賃の問題やあるいは食料費の問題、これはいずれも考慮すべき要素でございます。私が先ほど申し上げました五万九千二百二十一円というものは、すべての消費支出金額を含めての金額でございます。しかしながら支出はふえてくるかと思いますが、これらを含める意味においての百万円、そういうふた意味での検討は当然続けなければならぬことだと思い

ます。

さらに教育費控除の問題、これは私は最後に残された人的控除の一つだ、こう言っておるのでございます。しかしながら、一般的にまだまだ扶養控除の金額が七万や八万で生計できるかというような声もございます。今日、特定の就学する児童だけのために、あるいは学生のためだけに教育費控除を設けること自体と、どちらが先行すべきかといふうむずかしい問題がございますので、これをひつ両方をあわせて税制の進歩の方向で検討していくべきでございます。これも、先般予算委員会でもすいぶん御検討いただきたい、かように考えております。

○山田(耻)委員 時間がございませんので、自治省のほうに少しお伺いたいと思います。

○山田(耻)委員 日米安保条約並びに行政協定に基づきまして、駐留軍が、日本における基地建設行政、こうした事柄に關係をしていろいろな資材消費を行なつておりますけれども、こういうものに対して減税——むしろ免税の措置を行なつておるわけがありますが、最近この免税の措置の中、特にガソリン、軽油の部分、こうした問題が業者間にかなりトラブルを起こしておるようであります。私は

○山田(耻)委員 いま手元にお答えを申し上げる資料を持っておりませんので……。

○山田(耻)委員 免税した減収総額はどれくらいになりますか。

○倉橋説明員 いま手元にお答えを申し上げる資料をひつ出してもらいたい。

○山田(耻)委員 特にこれだけ免税分は幾らかということはございませんので、資料を調べましてもすぐには出ないかと思います。いずれ調査いたしましてから出させていただきたいと思います。

○山田(耻)委員 これは各県単位でやつてありますから、調べればすぐ出ます。私が懸念をいたしておりますのは、なかなかチェックがむずかしくて、特に米軍担当官となれ合いが起こりまして、そうして理由なき免税チケットを乱発をしておる傾向が若干強まっているような気がいたしてなりません。神奈川県の事件を少しお話していただきたいと思います。

○石川説明員 神奈川県の事件は大体二年前ぐらいに起つたことでございますが、基地内の担当官と業者が、いまお話をございましたようになれ合いまして、多少水増しをして証明書の交付を受けたことがあるのです。これは神奈川県のほうで、どうも最近走行距離が免税の場合に大きくなつておるということがわかりましたので、基地のほうに連絡をとりまして、基地のほうでも

うお尋ねでございますが、私どもは、いま先生のところをいたしましたよなうな事例は、伺つておるわけでございます。

それで、この免税軽油の扱いについてどういう

ふうな扱いをしておるかという御趣旨の御質問かと思つておるが、このアメリカ合衆国の軍隊等が最終的に使用いたします物資等の調達等に使います軽油等につきましては、権限ある監督官の、これこれの目的につきましてこれこれの

軽油を使つたという証明書を発給いたしておられます。それに基づきまして免除の措置をとる、こういう仕組みになつております。

○山田(耻)委員 免税した減収総額はどれくらいになりますか。

○倉橋説明員 いま手元にお答えを申し上げる資料を持つておりますので……。

○山田(耻)委員 これの資料をひとつ出してもらいたい。

○山田(耻)委員 特にこれだけ免税分は幾らかといふことはございませんので、資料を調べましてもすぐには出ないかと思います。いずれ調査いたしましてから出させていただきたいと思います。

○山田(耻)委員 これは各県単位でやつてありますから、調べればすぐ出ます。私が懸念をいたしておるところは、なかなかチェックがむずかしくて、特に米軍担当官となれ合いが起こりまして、そうして理由なき免税チケットを乱発をしておる傾向が若干強まっているような気がいたしてなりません。神奈川県の事件を少しお話していただきたいと思います。

○石川説明員 軽油引取税の四十二年度の総額は約八百六十億円ございます。非常に大きいウエートを占めておるわけではございません。免税軽油につきましては、合衆国軍隊の分はそれぞれのところで免税措置をとつております。私のほうも至急に調査をいたしまして、そのウェートを出すよ

うにいたしたいと思います。なお、御指摘の点、十分各県に伝えまして、遺憾のないよういたいたいと思います。

○倉橋説明員 最近そのような事例があるかといふことをいたしましたが、資材、需品、備品、役務、こういう関係にからんでおる部分だけでございませんだけに、野放しではないであります。しかも、その適用の中に、業者と結託した米軍担当官が水増しのチケットを出し、それに基づいて不法、不当な免税の扱いを受ける。しかも、最近ベトナム戦争などが激化をいたしまして、内国輸送は非常にひんぱんに行なわれております。

○山田(耻)委員 行政協定に基づいて免税の措置をいたしておりますのは、資材、需品、備品、役務、こういう関係にからんでおる部分だけでございませんだけに、野放しではないであります。しかも、その適用の中に、業者と結託した米軍担当官が水増しのチケットを出し、それに基づいて不法、不当な免税の扱いを受ける。しかも、最近ベトナム戦争などが激化をいたしまして、内国輸送は非常にひんぱんに行なわれております。

○山田(耻)委員 行政協定に基づいて免税の措置をいたしておりますけれども、免税品が各県の軽油、ガソリンの消費量の何%に相当しておるのか。それが、これは地方税でござりますが、免税額は地方税の何%を占めておるか。最近一説によると、米軍のクリーニング担当者まで免税の措置を受けておるといううわざがございます。野放しにこの行政協定を拡大解釈されでは困りますので、一へんそういう数量調査をされまして、野放図なこのチケットの発行がなされないよう厳重にひとつ監督をしていかなくちゃいかぬと思ひます。いまの資料はひとつお出しを願いたいと思います。

○石川説明員 軽油引取税の四十二年度の総額は約八百六十億円ございます。非常に大きいウエートを占めておるわけではございません。免税軽油につきましては、合衆国軍隊の分はそれぞれのところで免税措置をとつております。私のほうも至急に調査をいたしまして、そのウェートを出すよ

うにいたしたいと思います。なお、御指摘の点、十分各県に伝えまして、遺憾のないよういたいたいと思います。

○山田(耻)委員 これは指導上のお願いですけれども、こういうことが、その特定業者のみが不当に収益をあげておるということだけにとどまつてはいないのであります。業者が、競争が激しいものでありますから、いわゆる運賃のコストダウンをやります。そういう関係で、そういう特殊契約を持つてない運送業者は、積載トン数の超過をやつて対抗しなければ太刀打ちできない。あるいは運行図表をきつかり詰めていかなければ太刀打ちできない。そこに働く人々の労働強化もありますし、そうして疲労による事故が発生をする。いろいろな方向に波及をいたしておりますので、この面だけはひとつ嚴重に調査をされて、不法、不当のことのないように監督をしてもらわくちやならないと思います。これは要望であります。

時間がありませんので、きょうはこれで終わりたいと思います。

○内田委員長 この際、三十分間休憩いたしました。

午後一時三十八分休憩

午後二時二十一分開議

○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。平林剛君。

○平林委員 所得税法の問題につきまして、全般的な問題は、本会議が終了した後において大臣と質疑を展開する予定でございますけれども、先にきょう私が取り上げたい问题是、障害者控除等の改正につきましてお尋ねをしてまいりたいと思ひます。今回の所得税法の一部を改正する法律案によりまして、いわゆる障害者をはじめ老年者、寡婦、勤労学生等のいわゆる人的控除、税額控除から所得控除に改めることになりました。これにつきましては全般的な質疑はございましたが、きょう私は、障害者控除にしぼつてお尋ねをしまりたいと思うのであります。

まず、主税局長にお尋ねしますが、障害者控除

の適用を受ける人は大体どのくらいおるのでしょうか、その実績について明らかにしていただきたい。

○平林委員 ついでですが、この控除によつてどうのくらいの税の減収があるのでしょうか。

○塙崎政府委員 現在、障害者控除、寡婦控除、老年者控除、勤労学生控除で約五十億円の減収と現行では見ております。そのうちの約三割五分が障害者控除で占められておりますので、十七億五千万円というふうに、簡単に、ラフに計算しておられます。それだけの金額を出しておられますが、そういうふうに見積もられます。

○平林委員 障害者は、いろいろな事情があって、この社会におきまして一般の人から劣位な状態に置かれておるわけでございます。そういう意味では、われわれがこれに對して特段の配慮をするという考え方では、当然、社会福祉国家を目指す政府においても、またわれわれにおいても必要なことではございませんから、こうした措置につきましては私は適当なものであらうと思うのでございまして、きょうはまずそういう意味でお尋ねをいたいのですけれども、一体、全国でこうした脊髓患者はどの程度おるのか。どの程度こうした患者が社会におきまして苦吟をしておるかといふことを、私は確かめてみたいと思います。その全国的な状況について、まずお話をいただきたいと考えるわけでございます。

○加倉井説明員 お答えいたします。

御承知のように、この脊髓損傷者の問題につきましては、特に戦時中におきましては、わが国でもかなり真剣にいろいろな問題の考慮が払はれてまいりました。諸外国におきましては第一次大戦中から、一流国におきましてはこの問題に対するいろいろな施策が充実してまいりまして、最近では、御承知のように東京でパラリンピックが開催されるというぐあいに、こうした患者に対する措置、またいろいろな施策が拡大をされておりまることは、私どもはなはだよい傾向だと考えておるわけあります。しかしながら、そうしたはなやかな話題の陰におきまして、主として土建業関係、つまり大工、左官、そうした者を含めたもののと推定いたしております。

○平林委員 脊髓損傷患者が、いまのお話ですと、箱根の療養所の調査によつて大体三千四百名程度ある。そのうち、これは私どもの調査によりますと、おおむね三千三百名ずつふえているだけでも、その後やはり先ほどの御指摘のような災害関係で、毎年一二、三百名ずつふえていくものと推定いたしております。

○平林委員 脊髓損傷患者が、いまのお話を聞いて、患者の状態を見せてもらつたりしておるわけでございませんが、もしこうした脊損患者に対する初めの療養がよかつたり、あるいはいわゆるスポーツ訓練といいますかを進めたり、あるいは職業に新たにつかせるというようなための必要な訓練が行なわれますならば、これらの人々が社会に復帰する可能性がある。ところが、いまのような状態でござりますと、最近の経済情勢の中で脊髓損傷を受けた人たちは、単に家庭においてこの後の人生に光明を抱くことができず、呻吟をせねばならぬ。よい治療、よい治療所があれば、私は専門家ではございませんけれども、意見を聞くところになるわけでございまして、私は、こうした措置を政府が積極的に進められる必要があるのではないだろかと考へるのでございます。

そこで、私が望んでおりますことは、こうした措

患者の地域的な分布を具体的に調査をしまして、全国に二ヵ所や三ヵ所くらいのこうした患者を取り扱う脊髄センターといったようなものをひとつ設けるというような構想を持って、こうした人たちに光明を与えるという措置を政府が積極的にとられることが望ましいと思うのでございますが、こんな考え方はないのでしょうか。

○加倉井説明員 先ほど私どもの所管いたしておられます療養所だけを申し上げましたが、このほかに、労働省関係の所管いたします労災病院に約八百名程度の入院患者がおることをつけ加えさしていただきます。

○加倉井説明員 先ほど私どもの所管いたしておられます療養所だけを申し上げましたが、このほかに、労働省関係の所管いたします労災病院に約八百名程度の入院患者がおることをつけ加えさしていただきます。

○平林委員 私が箱根療養所の患者の人々と話を減少に伴いましてこの脊損患者の収容をしてまいりたいという計画を持つております。

○平林委員 私が箱根療養所の患者の人々と話をするとき、この人たちの希望は、自分たちは、單にこの病院において治療だけを受けて、そのまま一生をここに終えるというようなことになりたくない、少なくとも最終の目標としては、社会人になつて復活することにある、それから、政府においてもいろいろな措置はとられるけれども、そうした税金の恩恵を受けるということが目標ではない、むしろ社会に復帰して税金を納める人になりたい。これらが、私はやはり人間として将来に向かっての希望であろうと思うのであります。そうすれば、そういう人間としての気持ちを持ち、そろした願望を持つておるとすれば、私は、政府の考え方、政策においてもそうした希望にこたえるような措置をとつていかねばならぬ。ところが、聞くところによりますと、こうした国立の療養所内で職業訓練をさせるといふことについてどうも各省間の意見が一致しないために、社会復帰のための職業訓練が正式には行なわれていないといふことを聞いておるのでございます。私は、これは

なお、厚生省といったしましては、先ほどの村山療養所の整備計画もござりますし、そのほかに、いま御指摘のございましたような地域を勘案いたしましたして、近畿地区の兵庫療養所、それから九州地区的鹿児島療養所等におきまして、結核患者の減少に伴いましてこの脊損患者の収容をしてまいりたいという計画を持つております。

○和田(勝)政府委員 お答えいたします。

脊損患者の方々の職業訓練、社会復帰の問題につきまして、別に私ども阻止をしたり何かするという考えは毛頭ございません。ただ、御存じのように、脊損患者につきましては、症状からいたしまして相当生活介護を要するということになりまして、雇用労働者という立場で考えますとなかなか就職の問題が困難でございます。したがいまして、生活介護を要しないような方につきまして職業訓練を実施するということには、私ども決してやぶさかではございません。身体障害者の職業訓練所は、現在全国に八ヵ所ございまして、本年一ヵ所増設をする予定でございますが、現実に介護を要しないような脊損患者も入つておられるわけです。ただ、どういう方が介護を要するか要しないかということは、その前段階におきまして治療段階でいろいろ考えて、それは労働省の労災病院では——基準局長が参つておりますからお答えすると思いますが、療養中にいろいろのリハビリテーションを申しまして、職能回復訓練をやる特

どういう事情があるのかわかりませんけれども、ただいま申し上げました多くの患者の気持ちを考えますと、正式に職業訓練をさせるような環境をつくるべきではないかと思うのでございますけれども、これは厚生省がそういうことをいけるかしないか、それとも関係各省のどこかがそういうチェックをしておるのでしょうか。そういう理由で正式な職業訓練を断つて、できないとされておるのでしょうか。

○和田(勝)政府委員 お答えいたします。

脊損患者の方々の職業訓練、社会復帰の問題につきまして、別に私ども阻止をしたり何かするという考えは毛頭ございません。ただ、御存じのように、脊損患者につきましては、症状からいたしまして相当生活介護を要するということになりまして、雇用労働者という立場で考えますとなかなか就職の問題が困難でございます。したがいまして、生活介護を要しないような方につきまして職業訓練を実施するということには、私ども決してやぶさかではございません。身体障害者の職業訓練所は、現在全国に八ヵ所ございまして、本年一ヵ所増設をする予定でございますが、現実に介護を要しないような脊損患者も入つておられるわけです。ただ、どういう方が介護を要するか要しないかということは、その前段階でおきまして治療段階でいろいろ考えて、それは労働省の労災病院では——基準局長が参つておりますからお答えすると思いますが、療養中にいろいろのリハビリテーションを引き受ける、こういうことでやつてまいりたいと考えております。

○村上(茂)政府委員 脊損患者の大部分は労働災害としてあらわれておるようございます。私ども長期傷病補償給付と申しまして、三年たつても

なお、なおらないで、長期傷病補償給付に移行しておる者の数は、昨年八月現在で二千百八十九名となりますが、厚生省の統計は労働者以外も含まれておりますけれども、労働者で労働災害を受けた者は三分の二ぐらゐある、こういうことでござります。年々二百五十ないし三百、どうも統計を見ますと、労働災害としての脊損患者はくしくもそのような数字でふえてきておりまして、これが累積いたしておるような次第でございまして約二千二百名、こういうことでございます。

そこで、労災医療の問題として労災病院の強化をはかつてまいりまして、今日まで三十三の労災病院がございますが、すべてかなり大規模のものでございます。労災病院の中ではこの脊損患者の治療を最重点といたしておりまして、先ほど厚生省のほうから八百名という概数のお話をございましたが、あるいはそれ以上の患者が現在労災病院に収容されておると存じます。

そこで、職業訓練の問題ですが、そこに移行する前に、いわゆるリハビリテーションを十分行なう必要があるというので、医療段階において、いわばフィジカル・リハビリテーションを行なう必要がありますので、労災病院ではそういう方面の理学療法の特別な施設を設けております。その上面に、さらに今度はオキュベーンナル・リハビリテーションと申しまして、職能回復訓練をやる特別の訓練所に似たような施設をつくりつておりますが、それが本年度の予算でできるものも加えます。たゞ、どういう方が介護を要するか要しないかといふことは、その前段階でおきまして治療段階でいろいろ考えて、それは労働省の労災病院では——基準局長が参つておりますからお答えすると思いますが、療養中にいろいろのリハビリテーションを引き受ける、こういうことでやつてまいりたいと考えております。

○加倉井説明員 いま御指摘ございましたような仕事につきまして、私どものほうは、病院のリハビリテーション費という費用におきまして実施をいたしております。

○平林委員 私は、単に運動神経を回復させるための療養ということよりも一步進んで、できれば社会復帰のためにそういう措置をとつてやることをいたしております。

○加倉井説明員 私は、単に運動神経を回復させるための療養ということよりも一步進んで、できれば社会復帰のためにそういう措置をとつてやることができるいか、またるべきでないか。そのくらいのことをやりになれないというのは、どうも諸外国の例に比較して、日本のこうした脊損患者に対する対策としてははなはだおくれているのではないか。この面はひとつ考えてもらいたい。

水田大蔵大臣もお聞きになっておるわけござ

いまして、ぜひ財政的な措置についてもお考えをいただきたいと思うのですけれども、この辺で大蔵大臣、ひとつ私の希望に対しまして何かの措置を考えてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○水田国務大臣 予算の問題でございましたが、関係省から十分事情を聞いて善処いたしたいと思います。

○平林委員 大蔵大臣のありがたいお話をありますから、ひとつ遠慮しないで、次の機会にはそういうことを申し入れて、こうした人たちに希望を与えるようにしてもらいたいと注文しておきます。

そこで、もう一つ厚生省にお尋ねしたいのですけれども、先ほどのお話をよりますと、村山にこの療養所をつくって脊髄損傷患者のセンターにも予算をかけて療養所を設置するならば、むしろ箱根に敷地は幾らもあるのですから、拡大をしたほうがいいのじやないか。どういうところだか知りませんけれども、村山といいますと、都会をずっと離れてしまつて、奥地とまではいかなくとも、こうした患者の環境から見て、箱根のようなところをもっと拡大したほうがいいのじやないか。温泉もありますし、そういうことを考えますと、ここに療養センターをつくるお金があるならば、むしろ箱根の拡大をはかつたほうがいいのじやないか、こう思うのですけれども、なぜ村山のほうに目がいつてしまつて、箱根のほうにこなかつたのでしょうか。できれば、そうしたところにセンターを設ける。しかも、いまお話しになつたセンターは、ここで大体この患者や熱心な人たちがやって、全国的な運動も広げて、いろいろなセンターを設ける。しかし、いまお話しになつたセンターは、ここで大体この患者や熱心な人たちが大をしていくならば、全国の脊髄損傷患者に対しても、一つのほんとうの心のセンターになるのじやないかという気がするのですけれども、どうなんでしょうか。

○加倉井説明員 箱根に集中的にやれというお話

でございますけれども、私ども、全国的に配置されおります療養所の整備ということに関連いたしまして、もちろん箱根療養所の将来の整備計画も持っておりますけれども、全国的な配置状況等を勘案いたしまして、できるだけ各地に分散させたほうがいいのじやないかという考え方を持っておりますので、そこいら、将来の収容計画等を考慮いたしまして整備計画を立てまいりたい、かよ

うに考えております。

○平林委員 我田引水をするわけじやございませんけれども、いまもあの箱根の療養所にはたくさんの方々がいます。これは、病院建築のほうの技術はともかくとして、土木の専門家がおられたら、あそこの古い木造家屋を整備してまいりまして、建築上のアイデアを駆使すれば、優に五百人や六百人入れるだけの敷地はあるのですよ。私は、方々に分散させるというよりも、集中的にこうした人たちの対策をやるために、むしろ箱根を拡大させるということが適当ではないかと考へておるわけです。そうではなくたつて、各省にまたがつているだけに、こうした脊髄損傷患者に対する対策がときどき行き違いがあつて、実際上の政策の上に困つてゐることも、幾つも私、例を挙げておるわけです。そうではなくたつて、各省にまたがつて、建設上のアイデアを駆使すれば、優に五百人や六百人入れるだけの敷地はあるのです。

○平林委員 私は、こうした脊髄損傷患者の社会復帰に対して民間の企業もぜひ協力してもらいたいという趣旨で、いまお話はございませんでしたけれども、こうした脊髄損傷患者が社会復帰するにあたつて民間の企業も協力したならば、それこそ租税特別措置を講じて、こうした患者を受け入れた一人について、その収益の中から、たとえば六千円とか一万円とかの税額控除を認めるというようなことを考えて、これは悪いほどの租税特別措置ではないんじやないかと思います。労働省はそういうことを考えておらないのですか。

○有馬政府委員 租税の減免措置を、昨年の審議会の答申にございましたので、私どもとしましては、何らかの形で考え、実現したいという気持ちは持つておるのでございますが、一般的に言いまして、労働力不足の雇用情勢を背景といたしまして、普通の身障者の方であればむしる健常者以上に能率をあげるという場面もござります。したがつて、私どもも焦点をしぼつて、重疾の身障者について何らかの措置を講じてもらいたいといふ気持ちは持つておりますので、そういう方向で、できるだけ大蔵当局とも御相談を申し上げた、

こういうに考えておるわけでございます。

それから、労働省に聞きますけれども、この脊髄損傷患者が社会に復帰したいという、これは非常な熱望です。そこで、単に一生ずっと病院にいるよりは、いろいろな訓練を受けて社会に復帰したいという場合に、受け入れる側がなければならぬわけですよ。私は、そういう意味におきまして、各企業においてもこれを受け入れるような体制をとらせることが必要でございまして、あれはもうからだが十分でないからだめだということとで職域を狭めますと——これは国としてそうした

者に何かしようという場合に、民間企業における協力も必要になつてくると思うのでござりますか?

○平林委員 身障者の社会復帰なり職場復帰というものは最終的な目標でございますので、私どもとしましては、三十五年以來身障者の雇用促進法に基づきまして雇用率の設定、これによつて雇用の促進を現在はかつております。ただ、健常者と比べまして、ハンド・キャップがござりますので就職問題も容易ではございませんが、第一線の安定所にケースワーカー方式による特別の窓口も設けておりますし、それから身障者独特の援助対策も、不十分ではございますが、おいおい充実さ

して、就職の促進に資しておる次第でござります。それから、もう一つ私ちょっと聞きたいんですけれども、先ほどお話しのありましたように、三千数百名の脊髄損傷患者がある。そのうちいろいろな施設に入ることができるのは何分の一かになつておるわけでございます。その他の大多数の人たちは、家庭において家族の人たちがめんどうを見つかるという状態でござります。一例を申し上げますと、箱根療養所に百何十名かの患者がおりますけれども、ぜひ入れてもらいたいという患者数はおおよそ八百名くらいある。しかし、その施設があつたて民間の企業も協力したならば、それこそ箱根療養所に百何十名かの患者がおりますけれども、ぜひ入れてもらいたいという患者数はおおよそ八百名くらいある。しかし、その施設が十分でないから、それらは入れないでいるという状態にあるわけであります。そこで、これらの人は、身体が不自由であるというために、家庭でもつて療養中であります。私は、こういうときには、たとえて言うと電話を架設したいというところにあります。私は、こういうときには、優先的に電話を架設してやるという小さな親切が政府にあつてしかるべきものだと思うのですが、親切が政府にあつてしかるべきものだと思うのです。きょうは私は電電公社をちょっと呼ばれなかつたのですけれども、こういうことができるのかどうかわかりませんが、やはりこうした親切心を持つてそうした人の措置をやるということも、私は一つの政治ではないだろうかと思うのです。こうしたことは、どなたか、関係各省でおやりになつておりますか。もしおやりになつておらぬとすれば、ぜひひとつこの機会にやるということを

言明してもらいたいと思うのです。

○村上(茂)政府委員 脊損患者の全部ではあります。せんが、労働災害による脊損患者でありまして、療養の段階から症状固定の段階に移行をいたしまして障害補償費をもらうという者につきまして、生業援護のための資金貸し付けという制度を労災保険で考えております。これは労働福祉事業団に保険で考えております。その業務を行なわしておるわけであります。いまの電話を引くというそういう特定はいたしておませんけれども、生業援護というので、何か新しい生業を営みたい、そのため若干の金が必要るという場合には、いま申しましたように、労働福祉事業団に一定の金額を労災保険特別会計から渡しまして、貸し付けさせるという制度を考えております。

○平林委員 脊損損傷患者が車を持ちたい、そ

うときに対しても、ことしの予算では、たしか三十五万円ですか、四十万円に増額をさしたということを私も承知いたしております。それから、たとえばそうした患者でありますから、家族との関係で房屋を建築したいというときにもやはりお金

を貸すという制度、これは私はいいことだと思います。

○平林委員 ういうときには、たしか三十五万円ですか、四十万円に増額をさしたといふことを優先して架設さしてやるというような

こと、そんなに数あるわけのものじゃないし、そ

うした患者の家庭状況を見ますと、緊急の場合ど

うしたらいいかということがあるわけであります

から、もしもういう希望があれば——全部にやれ

と言ふわけではありませんが、希望があれば優先

してやるということを、どこかの窓口でおやりに

なつてもらえないか。私がやってもいいだけれども、これはやはり厚生省なりが中心になつて、そ

うしたことの実現するというのが、私は政府と

やっていただけませんか。その所管は違うでしょ

うけれども、関係各省と折衝して、こうしたこと

をひとつ実現さしてみると、どうやつてみま

せんか。

○村上(茂)政府委員 労働省で所管しております

範囲内におきましては、先ほど申しましたリハビリテーションの中には、生活その他の社会復帰といったような面についての相談も、事実上はやつておるわけであります。そこで、症状が固定していよいよ退院するという段階になりまして、生業援護のための資金貸し付けのように、家屋の構造を手押し車を使って生活できるように直したいと資金、あるいは先生御指摘のように、生業援護のためには相談に手を貸すといつたような場合には相談に応じてあっせんするということは可能でございます。

○平林委員 ういう問題になりますと、労働省だけではなく、それから船員保険のほうになりますと一千五百二十円くらい、それから国保のほうになりますと三千五百七十五円くらい、また健保のほうになりますと五千二百五十円、それから船員保険のほうになりますと一万七千五百円、自費の人で大体四千五百円、公費関係で五千八百三十三円、平均をして七千九百八十円ということが、入院患者の実態調査の結果あらわれた数字なんございます。これでお気づきのよう、最低の生活保障を受けている患者が使うところのいわゆる交際費、日用品費、栄養費、あるいは全生活費などと、それから戦傷患者あるいは船員保険患者との開きが、非常にあると

いうことをお気づきだと思うのであります。私

は、これだけの格差があるということは、それぞれの事情によってやむを得ないことだとは思いま

すけれども、この差を縮小させるためには、やは

じじいたげられておる患者同士の中においても、

やはり一つの問題点として現実にあらわれてきておるわけでございますから、私はそういう意味で

は、この生活扶助の基準だと國保の基準の引き

上げというものは、何もこれだけに限りませんけ

れども、狭い、小さな脊髄入院患者だけの実態調

査をした結果によつてもこういう一つの状態があ

らわれていてることにかんがみ、これららの基準引き

上げについてどういうお考えを持つておるか関係各省から聞き、最後に、これは大蔵大臣、少し考

えてもらわなければならぬ点があるんじやないか

と思うのでございまして、ひとつ関係各省のお答

えをまず聞きたいと思うのでござります。

○加倉井説明員 ただいま御指摘の、患者の入院

中の日用品費の問題でございますが、これは私ど

もの医務局の所管ではございませんので、私から

申し上げるのは適当ではないかと思っておりますけれども、生活保護等によりまして入院してお

ります患者につきましては、ただいま御指摘の程度

の金額が生活保護費から日用品費として支給され

ておりますので、これが一応最低限度の額であ

るかと考えております。その他の種目の入院患者

につきましては、それぞれの保険等から療養費等

の支払いがございますので、その範囲内において

入院患者は使用しているのだろうというふうに想

像いたします。

○村上(茂)政府委員 先生御承知のように、労災

保険の場合は、日用品費幾らとか、そういうとら

え方じやなくて、給付基礎日額に六〇%をかける

という、災害前の受け取った賃金を基礎にいたし

ます。長期傷病補償に移行した場合には年二百四十

日分の、療養費以外にその休業補償に見合う年金

を支給しているということでございまして、御指

定のよう各種の例の中で一番高額のものが使わ

れておるようございます。しかし、それは使わ

れておる額であります。しかし、それは使わ

れておる額であります。労災保険から支給してお

る額はもつともっと高額であるわけであります。

したがつて、その意味では問題はないのではないか

かというふうに存するわけであります。労災保険

では、おそらく支払っているのは四千円とか五千

円というような低額ではなかろうと思います。休

業補償費として支払つておるものにつきまして

も、もつと高額であろうと存じます。つまり災害

前の平均賃金の六〇%をもらつておりますから、

もつと高額だと思つてございます。

○平林委員 これは一つの例で、こういうことが

あるは生活保護との比較はちょっと困難かと思

いますけれども、他の関係につきましては、私が

お答え申し上げるのは適当でないかと存じます

ので、遠慮いたしたいと思います。

○平林委員 大蔵大臣、何かいい答弁をしてもらひますか。

○水田國務大臣 生活保護と各保険の目的が違いますし、基準も違いますが、結局そういう問題をどうするかと言わしたら、私のほうではやはりもう一ぺん検討すると言うよりしかたがないと思います。

○平林委員 いや、この場所で別に予算折衝するわけじゃないですけれども、私の意のあるところをくんで、こうした面について大蔵大臣も御配慮いただきたいという気持ちを私は申し上げたわけでございまして、どうかひとつ絶えず御配慮いただきたいということをこの機会にお願いしておきます。

○水田國務大臣 承知しました。

○平林委員 私の申し上げたいことは以上でございまして、結局私は、こうした一つの高度成長下における新しい社会問題として、こうした患者が社会復帰のできるような国家的な措置を初診から社会復帰に至るまでの一貫したものとして、かような施策を講じてもらいたいということが一つ、それからこうした問題につきまして、私は社会をも啓蒙して、民間の企業においても受け入れ態勢のとれるような環境をつくることが、お互いに健康でこうしていられる者たちの任務ではないだろうかということを強調したいこと、それから患者そのものが生活に対しても受け入れ態勢をとつてやることか私に言わせると、むずかしいことばで言えば、社会福祉国家を一步前進させるための一つの具体的な措置ではないだろかということをきょうは私は言いたくて、この問題を取り上げたわけでございます。

この間も、患者の人たちはその責任者の人からお話をありますし、しかしながら、これらの患者の人たちが決して前途に暗い考えばかりを持つているのではない、先ほど私が申し上げましたように、われわれは病床に長くいるということが望みではなくて、まず社会復帰が望みである。また、税その他の恩典を受けてそれに甘んじてい

るという考え方ではなく、むしろ社会復帰をして納稅者になりたい、というような気持ちであるといふります。

○平林委員 私は非常に感銘を覚えて実は聞いてまいったのであります。同時にまた、これらの方が、今回、一九六四年ですか、東京パラリンピックでは、特にその車いすの脊髄患者が総計五十三名出場いたしましたけれども、そのうち二十一名は箱根療養所の患者であった。同時に、その日本の選手が獲得をいたしましたのは、メダルを二十個も勝つてとったわけです。そしてまた、箱根療養所の選手はそのうち十七個、金が一つ、銀が十、銅が六というぐあいに獲得をいたしまして、このトーナメントの車いす大会にも選手を派遣するといふようなら、い、こうした問題につきましては、社会に明るい話題を投げかけておるわけでござります。私は、そういうことを考えますと、きょうは障害者控除の問題から発展をしまして脊髄損傷患者の問題に話が及びましたけれども、ぜひこうした問題につきまして国家的な立場から措置を進められるように心から希望いたしまして、きょうはこの辺でちょっと前段の質問は終わっておきたいたいと思うのでござります。

○内田委員長 本会議散会後再開することとして、この際、暫時休憩いたします。  
午後三時十四分休憩

午後五時二十分開議

○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

○平林委員 質疑を続行いたします。平林剛君。  
○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

局長のほうからいろいろお話を承つておきたいと思うのであります。

○塙崎政府委員 私どもの調査では、四十一年の平均で収入総額十一万三百五十三円、支出総額一万三百五十三円、こういう数字を持っております。一ヶ月の平均でございます。その収入のう心にしておきめになつておるようでござりますけれども、私はこのほかにも、勤労者世帯の平均消費支出の実績であるとか、戦前の課税最低限を基準とする考え方であるとか、あるいは標準的生活モデルによる理論生計費の積み上げ方式によるとか、いろいろなやり方があると思うのであります。今日、夫婦子供三人現行六十三万円を七十三万九千五百四十六円とするにあたって、主としてマークットバスケット方式を基準にしておられますが、いろいろなやり方があると思うのであります。それで、私としては、ただいま申し上げましたような第二、第三、第四を併用して総合的に判断を下すべきではないかという見解を持つておるのでございますので、政府の考え方を少し聞かしてもらいたいと思うのでございます。

○塙崎政府委員 平林さんのおっしゃいました最後の総合的角度からきめるべきであるということ

でございます。マークットバスケット方式によるものは、当委員会の御要求に基づきまして、四十

年度にやつた方式を四十二年度までの消費者物価で直せばどうなるかという意味で、単に御参考までに出したつもりでございます。

○平林委員 御承知のように、税制調査会におきまして、課税最低限度を定める場合には、貯蓄のためのゆとりを織り込んで課税最低限の水準を決定することが望ましいという中間答申をしておることは、御承知のとおりでございます。私のいまま質問に対しましても、総合的に判断を下すべきであるというのが主税局長のお答えでございまること、これが総合的に判断をされての課税最低限であるかどうかという点について、少し私どもおるでしようか。

○塙崎政府委員 先ほどの人口五万以上の都市の消費支出調査、いまは収入ベースで申し上げまし

の消費支出総額、これを基準としてひとつ現在これが纏り込まれているかどうかということを確かめなければなりません。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、総理府統計で人口五万以上の都市の消費支出の総額は一体幾らになつておるでしょうか。  
○塙崎政府委員 私どもの調査では、四十一年の平均で収入総額十一万三百五十三円、支出総額一万三百五十三円、こういう数字を持っております。その収入のうちは、申し上げますと、実収入が七万五千三百七十二円、実収入以外の収入が一万二千三百九円、前月からの繰り入れ金が二万二千六百七十二円、こんな数字が出ております。これは人口五万以上の都市の消費支出調査でございまして、私の持つておる全国ならば、消費支出金額は平均五万三千五百九十九円と出ております。  
○平林委員 最初のお答えですと、一万三千幾らという消費支出ですね。あとのほうでお答えになつたのが大体五万三千円。私は全国的に見ていまの五万三千円で大体推計しますと、四十一年度、年間——家族構成を言わなかつたけれども、四人家族で約六十七万円というのが、私が確かめてきた数字なんです。これを五人家族で引き直してみると八十万円になる。ただし、これは昭和四十一年度の数字でございますから、昭和四十二年度に推計をいたしますと、約九十万円に推計であります。いま主税局長がお話しになりました消費支出はもつと高いわけですが、低いほうで言いましても、大体五人家族で九十万円という数字が一応出るわけでございます。  
○平林委員 その次に私が尋ねしますけれども、今まで私は、それならば、いま政府が提案をしておるところの夫婦子供三人を今度七十四万円にすること、独身者を二十八万五千四百三十円にすること、これが総合的に判断をされての課税最低限であるかどうかという点について、少し私どもおるでしようか。  
○塙崎政府委員 先ほどの人口五万以上の都市の見解を申し上げてみたいと思うのであります。この見解を申し上げてみたいと思うのであります。  
○塙崎政府委員 先ほどの人口五万以上の都市の見解を申し上げてみたいと思うのであります。  
○塙崎政府委員 先ほどの人口五万以上の都市の見解を申し上げてみたいと思うのであります。

たが、消費支出ベースで申し上げますと、先ほど申し上げました十一万三百五十五円でございますが、そのうちの実支出が六万三千四百十九円、そのうちの消費支出は五万六千五百十五円となつております。おそらくそれを言われたのではないかと思います。実質以外の支出が二万三千九十五円、翌月への繰り越し金二万三千八百四十一円、このような数字になつております。消費支出といたしましては、私のことばが足りませんでしたが、五六千五百十五円で考えられるべきであろうと思ひます。

その次にお尋ねの九一十一年を戦前といました場合のデフレーターでございます。当時は消費者物価調査というものがございませんので、私も再評価のとき苦労いたしたわけございませんが、九一十一年をどうなぐか、消費者物価のほうはあきらめた経緯がござります。したがいまして、再評価の指数は卸売り物価をとらえましたが、現在無理して消費者物価をつないでやれば、いまのところいわれておりますのは四八七という数字がござります。先般、武藤委員の同様な御説明に対しましては、三五七程度の卸売り物価指数で申し上げてございますが、あとで研究いたしました、消費者物価を無理してつなぎますと、四八七、こんな数字が出ております。

○平林委員 私がそれを推計して理論的に算定してみますと、戦前に比較をして、総合物価指数は昭和四十一年で四九三・五という数字が政府の統計資料の数字の中にはあります。いまお話しになつたのは四八七ですが、大体四八七も四九三・五もほぼ同様の数字で、どちら方によつて多少違つくるにすぎないのでないかと思います。

さて、そこで昭和九年ないし十一年の課税最低限は幾らであったかというと、千八百七十五円。これに私が得た数字、総合物価指数の昭和四一年四九三・五をかけてみると、引き直してみますと、九十万円をこえるわけでござります。私は少くとも百万円程度は直ちに実施すべき理屈を持つておるのであるし、そういうふうに思ひます。

五万以上の都市の消費支出の総額が、全国的に見

ましても、五人家族で引き直して四十二年で推定をしますと九十万円になる。戦前に比較をいたしますと、戦前と総合物価指数の比較において見ますと、子供三人で少し気はって七十万円にしたようではござりますけれども、先ほどのお話のように、総合的な判断を下した場合には、なお低いのではないかというのが私の結論なんあります。

諸外国を比較してみると、先ほど午前中にお答えがありましたように、アメリカで百三十万円、フランスで百十七万円、西ドイツでは八十八万円、イギリスで九十二万円、これらを考えますと、私は、現在でありますけれども、やはり政府がマーケットバセット方式だけによらず、労働者世帯の平均消費支出の実績だとか、戦前の課税最低限を基準にする考え方とか、あるいは、いま申し上げませんでしたが、標準的生活モデルによる理論生計費の積み上げ方式などを総合的に勘案をしますと、九十万円程度というのがむしろ妥当である。しかも、税制調査会におきましては、貯蓄のためのゆとりを織り込んで課税最低限度の水準を決定することが望ましいという答申がございました。もしこれが、政府において尊重するというふうな考え方であるならば、さらにこれに貯蓄のためのゆとりを織り込んでくるといふことがあります。

昭和四十三年においては八十三万円ぐらいまで気ばかりに上げなければいかぬ。十万円ぐらいは上げていかなければならぬだろう。昭和四十四年はやはり十万円ぐらい上げないとならぬ。つまり、昭和四四年は九十三万円、そうすると昭和四十五年に百万円に達する。これくらいやつていかなければならぬ。つまり、総理大臣や大蔵大臣がお約束なさつてることを、かりに年次別に想定してみると、四十三年八十三万円、四十四年九十三万円、昭和四十五年百万円、この程度のステップでいかないと、お約束どおり昭和四十五年に百万円にいかないわけですよ。これは私がいま申し上げたより、もつといつていいのです。四十三年に九十万円までいつて悪いことはないですよ。最小限このぐらいの歩みでいかないと四十五年百万円にならないのですよ。

これを実現するための減税額はどのくらいになるだろうかということでございますが、政府は何か試案がございましょうか。

○塩崎政府委員 午前中にもその点につきましてお答え申し上げましたが、昨年は税制調査会におきまして八十三万円という長期計画を立てまして、その各年の計画みたいなものをつくりましたが、もう本年度七十四万円、しかも目標は八十三万円では足りない、百万円にという大きな政治の声でここで変わったわけでございます。税制調査会にもはかりまして、新しく具体的に財政事情を考慮しながら、これを達成する方法を税制の種々の要素を考えながらつくつてみたいということを申しております。

○平林委員 さてそこで、私はきょう注文があるのですが、いよいよこれから煮詰めていかなければならぬ。すぐやれとは言いませんけれども、われわれの主張はこうである。したがつて、私は少なくとも百万円程度は直ちに実施すべき理屈を持つておるのであるし、そういうふうに思ひます。

少なくとも当面百万円程度が必要だというの

のが決して不当な要求ではないということを、まず政府に十分頭に入れてもらいたいと思うのでござります。

ところが、政府の考え方は、昭和四十五年度ま

でに百万円でございます。このために、具体的な実施計画はどうかということがしばしば尋ねられております。しかし、まだ政府のほうにおいては、総理大臣、大蔵大臣、それぞれ各機関で御言明になっておりますけれども、言明の裏づけがない。言明の裏づけは何であるかといえば、具体的な実施計画、昭和四十五年までに百万円になると、いうことの最小限実施計画をお持ちになつていただきたい。これが国会においてしばしば言明をされていることの裏づけございまして、そういう意味では、私ければならないはずだと私は思うのであります。

これが国会においてしばしば言明をされていること

しゃつても、それは政治的な言明であるし、政治的公約でありますから実行せねばならぬと思ひますけれども、その裏づけがまだ示されていない。私はその裏づけを示すべきだと思うのでありますけれども、いかがでございましょう。

○塩崎政府委員 午前中にもその点につきましてお答え申し上げましたが、昨年は税制調査会におきまして八十三万円といふ長期計画を立てまして、その各年の計画みたいなものをつくりました

が、もう本年度七十四万円、しかも目標は八十三万円では足りない、百万円にといふ大きな政治の声でここで変わったわけでございます。税制調査会にもはかりまして、新しく具体的に財政事情を考慮しながら、これを達成する方法を税制の種々の要素を考えながらつくつてみたいということを申しております。

○平林委員 さてそこで、私はきょう注文がある

のですよ、いよいよこれから煮詰めていかなければならぬ。それは私は、政府の昭和四十五年に百万円ではいけないとということを、これから言つわけです。

少なくとも当面百万円程度が必要だというの

が決して不当な要求ではないということを、まことに政府の言明を裏づけるために、昭和四十五年までに百万円にするためには、およそど

だという考え方です。縮めなければならぬ。そこで間ばかりの開きがある。これを何とか縮めるべき

ことになります。

私は、かりに政府の言明を裏づけるために、昭和四十五年までに百万円にするためには、およそど

んな線を描けば百万円に達するかということを、一応自分で考えてみたのですよ。

そうすると、まず百万円に達するまでには、昭和四十三年においては八十三万円ぐらいまで気ばかりに上げなければいかぬ。十万円ぐらいは上げていかなければならぬだろう。昭和四十四年はやはり十万円ぐらい上げないとならぬ。つまり、昭和四四年は九十三万円、そうすると昭和四十五年に百万円に達する。これくらいやつていかなければならぬ。つまり、総理大臣や大蔵大臣がお約束なさつてることを、かりに年次別に想定してみると、四十三年八十三万円、四十四年九十三万円、昭和四十五年百万円、この程度のステップでいかないと、お約束どおり昭和四十五年に百万円にいかないわけですよ。これは私がいま申し上げたより、もつといつていいのです。四十三年に九十万円までいつて悪いことはないですよ。最小限このぐらいの歩みでいかないと四十五年百万円にならないのですよ。

これを実現するための減税額はどのくらいになりますか。

○塩崎政府委員 およそのことを申し上げますと、所得は一定限度いままでの程度に伸びるといつまして、いま平林先生のおっしゃいましたような、七十四万円、次は八十三万円、その次は九十二、三万円、その次は百万円、そんなふうに推算いたしますと、四十二年度は千二百億円要るこ

とはすでに織り込み済んでございます。四十三年

度には約千二百四十億円、四十四年度に約千五百億円ばかり、そして四十五年度に、所得がもう少しだきくなりますので千五百億円、合計五千四百四十億円ばかり……。

○塙崎政府委員 千二百四十億円が四十三年度ですね。それから四十四年度が千五百億円、四十五年度も、所得が大きくなっていますから、所得の上昇に応じまして減税が行なわれることになります。四十五年度と四十四年度の課税最低限の違いはありますけれども、大体同じぐらい。非常に大きっぽい推定でございます。かんなをかけるのはこれからでございますので、一応めのこでそういうふうに見ますと、四十二年度から四十五年度までは總体で五千四百四十億円要るわけでござりますね。しかし、四十二年度に千二百億円減税額を織り込んでおりますから、それを差し引きまとおっしゃったような引き上げの結果、減収が生ずる、こういう見込みにならうかと思います。

○平林委員 そうすれば、四十五年度までに百万円に達するには、いま主税局長お話しになりましたように、年次別にいくと、四十三年度に千二百四十億円、四十四年度は千五百億円、四十五年度に千五百億円、四千二百四十億円、つまりこれがけの財源が必要だ。これはたいへんなことだとはわかります。

しかし、それならば、昭和四十五年まで自然増収の見込み数字といふのはどのくらいになるでしょうか。

○塙崎政府委員 国税だけで約二兆三千億円という見通しでございます。

○平林委員 私もいろいろ数字をいただきまして検討してみたわけでございますけれども、もしかりに現在の四十二年度で決定をした税制のままでいくとすれば、四十五年までにどのくらい自然増収があるかということを見ますと、いまお答えのとおり二兆三千億円。

そうすると、大藏大臣、結局こうしたことになると思うのですよ。二兆三千百億円の自然増収に対する、四十五年までに百万円に達するに要する財源といふのは四千二百四十億円、二兆三千百億円の中の四千二百四十億円、こうしたことになる

わけですね。もちろん、公債の発行を押えようとか、社会開発その他にお金がかかるとか、その他のはござつたからでございますので、かんなんをかけるのはどうもがまんができないものでして、これを何とか縮めるためにはどうすべきかということを、ぜひ大藏大臣にも考えていただきたい。大蔵大臣も、今国会でこの問題についていろいろ議論をされたときに、一貫して、四十五年までに百万円と、こうお答えになったのでござりますけれども、これは実質的に百万円、いまわれわれが考えている七十四万円に対してもお答えになつてゐる

にやるというお気持ちなんでしょう。物価がどう上がるだろうから、幾らかふくらましておいで、カルメ焼きじやないけれども、大体そのくらいの見当ならというお考えでお話になつておる

のではなくて、実質的には、四十五年にいまの貨幣価値で百万円ぐらいたいといふお気持ちで、政府は四十五年百万円をお答えになつておる

と思ひうのですが、そのところをもう一べんひとつ確認をしておきたいと思います。

○水田国務大臣 これは、課税最低限百万円までをできるだけ早く、二、三年のうちにやるということは、そう厳密に、物価はこの三年間にこれだけ上がるであろう、そうすれば、百万円という

が、名目は百十万円であるとかなんとかいうこと

八十六万円である。それから昭和四十五年百万円というものをかりに考えましても八十九万円であ

る。こういうことになると、おおよそ四十五年に

百六十円になりましても九十万円。せつから私はこ

としやるべきだという考え方を持つておるのですが、

○水田国務大臣 よく言われたことですが、こと

しと去年の減税を合わせてみたとしますと、自然

増収に対しても減税の幅が三割四分になる非常に大幅な減税である。過去十年に比べたら非常に大幅

である。昭和三十年以後ずっと見ますと、一割五、六分というのが大体の平均だらうと思いま

す。それを考えますと、ことしの減税を見ますと、

千五百五十億円の減税のほとんど八割は所得税の減税である。それですから、ことしはこれでいいと思ひますが、今後の減税において、所得税と他の減

税の比率がこのままいくかどうか。もしこのままでいかないで、他の減税部分も非常に今後多く

なるということを考えますと、いま四十五年まで

に百万円を実現するというためには、さつきの平

によりましても、大体四十三年度四・五ですか、四十四年、四十五年平均いたしましても四%ぐら

い。

四十一年度は九十三万円といふ目標に対しまして、主税局長も大体それに合

申上げました計画。

主税局長も大体それに合

させていただきまして必要財源をお話しになります。

したが、昭和四十三年の八十三万円は実質幾らに

なるか、それから昭和四十四年の九十三万円は実

質幾らになるか、昭和四十五年の百万円といふの

は実質幾らになるかということを、私も大体計算

して出しているのですけれども、やはりこれは主税

局長のほうからしゃべつていただいたほうが重み

がありますから、ひとつあなたからお答えをいた

だきたいと思うのであります。

○塙崎政府委員 いまの平林先生の仮定に全く乗つかりまして計算いたしますと、四十三年の八十三万円といふものは八十萬円、四十四年の九十三万円といふものは八十六萬円、四十五年の百万円が八十九万円といふように単純に出てまいります。

○平林委員 あなたの計算と私の計算はぴたり一致しています。私も計算をしてみますと、大

体昭和四十三年八十三万円にかりにいたしまして

も、いまの実質的な貨幣価値で言ふと八十万円に

しかならない。それから昭和四十四年九十三万円にかりに課税最低限を引き上げたとしても、実質

八十六万円である。それから昭和四十五年百万円

といふのをかりに考えましても八十九万円であ

る。こういうことになると、おおよそ四十五年に

百六十円になりましても九十万円。せつから私はこ

としやるべきだという考え方を持つておるのですが、

○水田国務大臣 よく言われたことですが、こと

しと去年の減税を合わせてみたとしますと、自然

増収に対して減税の幅が三割四分になる非常に大幅な減税である。過去十年に比べたら非常に大幅

である。昭和三十年以後ずっと見ますと、一

割五、六分というのが大体の平均だらうと思いま

す。それを考えますと、ことしの減税を見ますと、

千五百五十億円の減税のほとんど八割は所得税の

減税である。それですから、ことしはこれでいいと思ひますが、今後の減税において、所得税と他の減

税の比率がこのままいくかどうか。もしこのま

林さんの計算によりまして平均二〇%の減税といふことになりますし、私どものまた別の計算によりますと、三〇%前後になる計算も出てまいります。そうしますと、過去十年の減税の幅が一五、六%いってはいるのに、今後その倍くらいの減税幅をずっとやれるかという先の見通しにおいて、私どもは相当慎重な考え方を持ちまして、正直言つて、四十四年ころまでに実現したいということも私どもも考えております。考えておりますが、ことの選挙のとき与党の公約におきまして、もし実現できなかつたというときには公約違反になるので、そこへ相当の余力をとつておいてもらわないと、三年先の問題を簡単に公約の形で約束できないという立場を私どもとりましたので、野党とのいろいろなお話のときも、とにかく、こちらはできるだけのことをやって早くやるということで御了解を得たのですが、そういうこれから先のものを見ますと、四十五年までにこれをやるといふことは、過去の経験から見て、これはやはり相当の減税になりますので、私どもは、そこでこれら間違いないといつていま御答弁申し上げているのが四十五年の線、こうしたことございまして、実質、名目の問題も十分承知しておりますので、これはできるだけ早くやれば問題なく済むといふんですから、そういう気持ちで今後できるだけ早く実現するように私どもは努力したいと思います。

## ○平林委員

大蔵大臣は、正式な表現はともかく

いたしまして、ほんとうのことを言えば、正直な話を言えば、昭和四十四年にやりたいという気持ちでおるというお話を私はしつかり覚えておきたいと思うのでござります。四十五年百万円といふのは、選挙の公約でしよう。ですから、これは政党政におきましてはどうしても実現せねばなりません。しかし、国会におきましては、これをさらに可及的すみやかにと議決をしたわけでございます。四十五年に百万円そのままのままの形にするならば、可及的すみやかにという表現は要らないわけでございます。それよりも縮めることとい

うのが国会の議決と読むべきです。もし表面で言われておった四十五年百万円というならば、昭和四十五年までに百万円を実施すべきであるといふのが一五、六%いつてはいるのに、今後その倍くらいの減税幅をずっとやれるかといふ先の見通しにおいて、私どもは相当慎重な考え方を持ちまして、正直言つて、四十四年ころまでに実現したいといふことも私どもも考えております。考えておりますが、ことの選挙のとき与党の公約におきまして、もし実現できなかつたというときには公約違反になります。いまでは選挙のときに国民に約束した議決をするはずですね。そうでなくて、可及的すと、四年後には選挙のときには選挙のときに国会の意思がまとめておると見ななければなりません。いまでは選挙のときには選挙のときに国民党政治の約束ですけれども、今度は議会政治のもとにおいて、国会の議決として、私ははつきり言つて四十四年百万円というものが政府に与えられた課題であるということを考えますと、どうかひどくあつたところでございまして、私どもも、三十三年から五万円を据え置きましたのは、御案内けれども、大蔵大臣、重ねてひとつ御確認をいただきたいと思う。

○水田国務大臣 可及的すみやかにという国会の議決の意味は、十分私どもは承知しておりますので、努力したいと思います。  
○平林委員 課税最低限度百万円の問題については、大体このくらいになると、やや煮詰まつてきただよな感じがいたしますから、あと質問は、ごく簡単に終わらせてまいりたいと思います。  
配偶者控除及び扶養控除の適用条件である所得限度を、給与所得においては五万円より十万円といふことに今回措置をされることになりましたね。昨年、私がいわゆる内職収入の問題をとらえまして、内職収入がわずか五万円になつたら税務署に申告せねばならぬということはどうも適当でないのではないかということ、それから、この限度額をきめたのは昭和三十三年で、十年間もほうちりつ放しにしておいたことはすみやかに改めてほしいということが、今回法律の改正として現実にあらわれてきたものでございまして、私はその意味ではたいへん喜んでおる次第であります。

そこで、私がこの際少し確認をしておきたいのは、五万円から十万円にした考え方です。これがどうしたことでこういうふうに定めたのか。多々ますます弁ずだ、もう少し高い水準に置いてもらいたいことがあります。内職所得といふのは、それでこそ、給与水準を考えまして、これは所得では十万円でございますが、給与所得控除を合わせますと年間收入が二十万五千円、月一万七千円、これでございまして、政府、特に事務当局が五万円より十万円に五万円引き上げただけにとどめたのはどうしたことなのか、これをやはりはつきりさせさせておいていただきたいと思うのであります。

○塙崎政府委員 昨年平林先生の御指摘と御批判の強くあつたところでございまして、私どもも、三十三年から五万円を据え置きましたのは、御案内のよう、配偶者あるいは扶養親族の所得の機会を持つのが多いのは資産所得であった。それをおきなが、内職所得の基準から見まして十万円といふところが適当ではないか、こういうふうに判断したのでござります。

○平林委員 そこで私はいまの考え方であります。内職所得の動向を見ながらまた検討しますと、内職所得の動向を見ながらまた検討し直すべき問題だらうと思ひますけれども、いまのところでは、内職所得の基準から見まして十万円といふところが適当ではないか、こういうふうに判断したのでござります。  
○平林委員 そこで私はいまの考え方であります。内職所得の動向を見ながらまた検討しますと、内職所得の動向を見ながらまた検討し直すべき問題だらうと思ひますけれども、いまのところでは、内職所得の基準から見まして十万円といふところが適当ではないか、こういうふうに判断したのでござります。  
○平林委員 そこで私はいまの考え方であります。内職所得の動向を見ながらまた検討しますと、内職所得の動向を見ながらまた検討し直すべき問題だらうと思ひますけれども、いまのところでは、内職所得の基準から見まして十万円といふところが適当ではないか、こういうふうに判断したのでござります。  
○平林委員 そこで私はいまの考え方であります。内職所得の動向を見ながらまた検討しますと、内職所得の動向を見ながらまた検討し直すべき問題だらうと思ひますけれども、いまのところでは、内職所得の基準から見まして十万円といふところが適当ではないか、こういうふうに判断したのでござります。

うようなことを考えますと、まず給与であろう、そこで、給与水準を考えまして、これは所得では十万円でございますが、給与所得控除を合わせますと年間收入が二十万五千円、月一万七千円、これは、当然物価水準、所得水準に応じて見直すべきであると考へております。  
○平林委員 さようは、前段に大蔵大臣幾らかい返事をしてくれましたから、私のあと質問は簡単にしました。  
○内田委員長 次は西宮弘君。  
○西宮委員 まずは私は、他の委員会に所属をいたしておるのであります。私は、私に質問の機会を与えていただきましたことについて、委員長並びに委員の方々が近くの工場に内職に行くとともに、内職の配偶者の方々が近づいておる次第であります。

員の皆さんにお札を申し上げます。

そういうわけで、私はこの委員会に飛び入りでありますから、もしお尋ねする所で論議済みでありましたら、大臣あるいは長官、それは答弁済みだとおっしゃつていただければけつこ

うでございます。

なお一つお願ひしておきますが、時間も制限をされております。したがいまして、できるだけ簡明直截にお願いしたい。速記録等を拝見いたしましたが、必要以上にいんぎん丁重で回りくどい御答弁が多いので、私は実は迷惑をいたしておるわけです。ですから、できるならば、イエスかノーで答えていただきたい、こういうふうにまずあらかじめお願ひをしておきたいと思います。

質問の第一は、昨年の暮れからでございましたろうか、衆議院、参議院合わせて六百九十七名について所得税申告等について不審な点がある、こういうことで調査をするというような記事が新聞にあったのであります。その調査をした結果はどうなつたかということをお尋ねをいたしました。

○泉政府委員 お話のようすに、昭和四十年分の申告につきまして、私どものほうとしましてはいろいろ資料が出てまいります。その資料に基づきまして、修正申告あるいは更正決定をいたしましたのであります。

○西宮委員 簡単と言つたつて、その修正が何件あった、更正が何件あった、それでなくては答弁にならぬでしょう。

○泉政府委員 それで、修正申告、更正決定等の総数を申し上げますと、現議員の方が百八十一名、前議員の方が二十二名、合計二百三名の方にそうした課税処理をいたしましたわけでござります。

○西宮委員 金額的には幾らですか。

○泉政府委員 増差所得のトータルは二億一千八百万円のぼっておられます。

○西宮委員 新聞によりますと、たとえば東京国税局では特別調査班というようなものを設けて、

簡単なものは一週間、大口は一ヵ月程度かかつた、こういうふうに報道いたしておりますが、大臣は

体実情はそういうことですか。

○泉政府委員 東京国税局に設けております特別管理班と申しますか、これはひとり政治家の方

でなしに、私どものほうから見て、申告額と實際所得額との間に食い違いが多くあるのではないか

というような方につきまして、資料の特別収集をするとともに、それに基づいて調査をする、こう

いうことをいたしておるのであります。政治家の方の場合には、その特別管理班で管理いたしておりますのはごく少數でございまして、他は税務署におきまして、課税資料が出てまいりますので、

その課税資料につきまして、申告書と対応いたしまして、申告漏れになつてしているかどうか、こう

いう調査をいたしております。したがいまして、特別管理班の調査でございまして、これは一般的でございますが、かなり日数のかかるケースが多い

わけでありまして、したがつて、その新聞に出ておりましたというのは私も拝見いたしましたが、これは事実に基づいた報道ではないと思ひます。

○西宮委員 それでは、昨年のことはわかりました

たが、本年度の分は今月一ぱいに申告審査をして、いま審査の最中だ、こういう答弁があります

るけれども、最終的な判定はいつごろつくのか。いわゆる申告審査のものは四月の末のころから通しか。

○西宮委員 それでは、市川房枝議員から御質問のありました点だと思

います。こういったいわゆる政治資金の収入支出、これにつきましては、それに入出しがあります。ましてその残高がありますれば、これは所得とし

て申告していただくことになるわけでございま

す。ところが、実際問題としましては、そうした

収入支出の申告は漏れているのが実情のようによつておりま

す。これが当然である、そうすべきだ、こういう御答弁ですね。

○泉政府委員 お話のようすに、現在、三月十五日までに申告のありました所得税の申告書につきま

して、申告審査と申しまして、税額の計算を間違つていなかどうか、それと同時に、すでに税務署の収集いたしました資料に照らし合わせて、

申告の内容がその中に含まれているかどうか、こ

ういうような審査をいたしまして、その後これとこれを調査対象に選定するということを行ないましまして、その調査対象に選定いたしましたものにつきまして事後に調査をするわけでございます。

この調査はおそらく本年末の十二月末まで行なわれる予定でございます。したがいまして、調査対象に選定するのは来月早々くらい、こういうことになります。

○西宮委員 私は、先般参議院で大臣や長官が答弁されたのを速記録で拝見をいたしましたので、それらを基礎にして若干お尋ねをしたいと思うのですが、いわゆる政治資金と称して、たと

えば参議院でこの前市川房枝さんが質問された件があつたわけでありますがあらうのは、いま

長官のお話だと、そういうものを申告が漏れてないかどうかという点について調査をするのだ、こ

ういうお話をありますが、ああいういわゆる政治資金、これが雑所得として申告されておるかどうか

かということはいかがですか。

○泉政府委員 私が申し上げましたのは、市川議員が、あの申告は適正と思うかどうか、こういうお話をございましたから、いままだ調査をいたしておらないのに、それについて適正かどうかという

ような予断を申し上げることは差し控えたい、調査した上で申し上げたい、こう申し上げたのであります。

○西宮委員 それがいいかどうかの問題ではない

に、それが実態であるかどうかという事実認識の問題だと思います。ですからこれは、当然これからその点を追及をして、審査をしていかなければ問題だと思う。その点については、そういう用意はあるわけですか。

○泉政府委員 お話のようすに、そうしたことに基づきまして個人の資産が増加する、あるいは個人の消費生活がそれによって営まれるというような

ことがありますと、それは所得になるわけであります。当然課税すべき筋合いでございます。したがいまして、私どもといたしましては、そうした

収入支出につきまして実態を調査する必要がある、このように考えております。

○西宮委員 質問をはぐらかさないようにお願い

したいと思うのです。つまり、政治家の何か所得があつた、あるいは生活内容があつた、そういう

実態があれば云々というのだけれども、私が聞いておりますのはそうじやなしに、そしてまた、市

川議員などが指摘をしたのも全く同様だと思いまするけれども、そういうことはなしに、現に何のそれにはこれだけの収入があった、こういうことが報告をされているのです。そういう際には、それをあくまで追及するかどうか、いわゆる追跡調査をするか、こういうことを聞いているわけです。

○泉政府委員 稅務当局といたしましては、そういう収入があれば、それがどういうふうになつてあるかということを追及するのは当然でございます。したがつてそのことを特に申し上げなかつたのであります。

ただあの際、市川議員もおっしゃいましたように、またそのときに新聞紙上にそれぞれの方から御発言がありましたように、あの収入は必ずしもその名前の出ておられる人たちの収入になつておるかどうか、それからまた、中には自分は受け取つてないというようなことを言つておられる人あります。

○西宮委員 それでは、いずれにいたしましてがいまして、その収入の実態がどうなつておるのか、また、その収入がどういうふうに使われたか、こういう点を十分確かめてみる必要がある、このように考えております。

○西宮委員 それでは、いすれにいたしましても、そういう報告がなされておる、そういうことであれば、その事実を基礎にいたしまして、それはあくまでも追跡していく、こういう態度であるということには間違ひがないわけですね。もう一ぺん念を押して聞いておきたいと思います。

○泉政府委員 お話のとおりでございます。ただ、ああいう政治資金に伴う収入と支出というのには、概して残りがないという場合が多いのだと思います。そのせいで現在申告書にあらうものが出てきておらないということはないかと思います。

したがいまして、私ども調査は十分いたしたいと思いますが、それによつて、はたして所得の申告が漏れておつたかどうかということになります

と、現在予断を持つて申し上げるわけにはいかない、こういうことでございます。口になるだらうと思う、だから出てこないのじやないかというのは、それはあなたの単なる推測で、これから調査して初めてそういう結果が出てくるので、そういう点について、あなたが予断を持ってこの調査に当たるということが、そもそもあなたのこの前の言動とたいへん違うぢやないですか。

だから、私があなたに聞いているのは、これらを見通しを聞いているのではないので、そういう事実があれば、その事実を基礎にして徹底的に追及すべきだ。その点で、それだけの用意があるから、もう一ぺんはつきり言つてください。簡単に言つてください。余分なことを言わないでくださいよ。

○泉政府委員 追及することは当然と、先ほど申し上げたわけです。ただ、追及したからといって、所得の漏れがすぐ把握できるかどうかということがありますとなかなか問題がある、こう申し上げたのであります。

○西宮委員 それでは、大体わかつたから、その点は終わりにいたしますが、その後段のほうは全くよけいですよ。これはこれからやつてみて、どういう結果が出るかの問題なんだから、そういうことで妙に誤解を与えますから、そういうことを言わないようにしてもらいたい。

それで、昨年はその点はどういう調査をされましたか。昨年度の所得について……。

○泉政府委員 さようございます。

○西宮委員 これは新聞の記事ですから、あるいは修正申告あるいは更正決定のものが、すでに申し上げましたように、雑所得の資料がある、あるいは貸し金の利子についての資料がある、配当についての資料がある、こういったものにつきまして申告漏れを追及したのでございます。したがいまして、政治資金のほうにつきましては、現在

まだ調査中のものがあるわけでございます。政治資金に基づく収入支出については、十分な調査が昨年分についてもまだできておりません。

○西宮委員 つまり、昨年度もあれですが、この間と同じようなケースですね。つまり、毎年自治省に対して、あるいは都道府県の選管に対してあいう政治資金の使い方にについて報告がなされているわけですね。それを基礎にして、一つ一つみなシラミツブに当たることは当たったのですか。

○西宮委員 そのおもなるものについて当たるようになりますと、現在まだ調査いたしております。

○西宮委員 おもなるものについてといふのは、どういうわけですか。一応報告は全部出しているわけですか。一応報告は全部出しているわけですか。だから、その中の特定なものだけ調べるというわけですか。

○泉政府委員 御承知のように、自治省に届け出ていますものにつきましては、それぞの政治団体によりまして精粗繁閑がございます。きわめて詳しく届け出ている政治団体もございますれば、必ずしも詳くない場合もございます。したがいまして、私どもとしましては、それぞの金額につきまして、一件当たり百万円以上といつたような資料のものを資料といたしまして、これについて調査することといたしておるのであります。

○西宮委員 それでは、昨年度のものについては、その一件百万円以上といつたような資料につきまして、さらにそれに見合の雑支出があるかどうかというような点について、その一件百万円以上といふものは全部一応調べているわけですね。

○西宮委員 さようございます。

○西宮委員 これは新聞の記事ですから、あるいは事実でないのかどうか知らないけれども、いままでは国税庁あたりも自治省の資料を見ると、いろいろな機会が全くなかつた。最近になって初めて、一方、政治家の所得なるものは堂々と公の機関に報告をされておる。そういう堂々たる資料がないかというようなことで、ウの目タカの目になつてかかるとしておるじゃないですか。それに対して、一方、政治家の所得なるものは堂々と公の機関に報告をされておる。そのにもかかわらず、そういうものには全然手をつけないで、いま言つたようなごく零細な收入をウの目タカの目でさがしておる。こういうのは、とても国民は納得しないと思うのです。大臣、いかがですか。

○水田國務大臣 私は、問題は、政治資金規正法によるところの政治献金及び使途といふものと個人の政治献金受け入れといふのは分けて考えなければならぬと思いますが、個人のほうは、御承知のように申告納税制度でございまして、本人から申告を行なうことがたてまえでございまし、そ



当然そぞうでなくてはならない。ところが、この間いわゆる高額所得者の一覧表が新聞等に載りましたが、あれを見ても、ほとんどあの問題は取り上げておらない。そしてまた、現に、たとえば市川さんが指摘した人も、収入と支出を差引いて、その差額を載せましたというような人は一人もない。あの問題は、全く問題外だ、こういう態度をとっているのだから、おそらくあそこに載った人たちは、だれもこの問題を、自分の収入として、所得として申告をしたというような人は一人もないのじゃないか。これでは、国民はどうしても納得しないと私は思うのです。むろん一方においてそういう収入があり、他方においてみんな政治活動をやっておるわから、その政治活動にどの程度のものが使われたか、こういうことを十分政治家の意見を聞いて、間違いのないように余すところなく聞いて、一方においてこれだけの支出が出ていたのだ、こういふことを調査することは当然の任務でありまして、一方において収入の報告があつたら、それだけで課税をするといふまことに乱暴きわまるようなことをすべきではないけれども、少なくとも、それだけの収入があつたという基础にして、それから検討していきことが当然だと思うのです。

○泉政府委員 このは先般当委員会で申し上げま

したが、衆参両院を通じて百五十九名の方が無申

告になつております。その無申告であるといふこ

とは、したがつて歳費以外の所得で五万円をこえ

るもののがなかつたということと無申告になつて

いるのだと思います。

○西宮委員 私も若干の調べをしてみたわけであ

りますが、たとえば、これは個人の名前を申し上

げたいへん失礼だと思いますが、しかし、ちやんと公に報告をされておるのでありますから、別に失礼になるわけでもないから申し上げますが、たとえば保利茂さんという方は、

あの新聞の一覧表には載っていないわけです。これは、一方収入の面では――収入の面と申しますが、自治省に届け出の中では、保利茂さんに対する相当額の政治資金がいつていることになつています。それで、国会議員の所得があつて、国会議員の所得以外に八万四千円の所得があれば、いわゆる高額所得者になるわけですね。それは長官認めうですか、保利茂さんについては届け出がありますか。

○東政府委員 この席におきましては、個人のそうちした一つ一つの事柄につきましてのお話は、ひとつお許しをいただきたいのであります。各人のいろいろ名前は問題にかられますので……。

○西宮委員 それでは、長官のほうでお話をがないならば、私のほうで申し上げますが、この前市川さんは、いわゆる一千万円以上の収入といいますか、これは派閥からの金でありますようか、俗にいわ派閥の金でありますけれども、その人の名前をおあげになつたと思いますが、実はあれはほんの一部だと思います。私調べた中だけでも、たとえば南好雄さん、保利茂さん、二階堂進さん、古川丈吉さん、石井光次郎さん、坂田道太さん、中垣國男さん、こういふ皆さんは、いずれも一千万円をこえる相当額の政治資金が渡されたという報告がなされる相手がいるわけです。あるいは、たとえば稲葉澄雄、市村健一、こういふような人は、これは国会議員ではありませんけれども、かなり多額のそういう政治資金が渡されている、こういふ報告がなされているわけです。そうすると、私どもはどうしても疑問が起るのであります、たとえば、それが保利さんの場合は、新聞によると全然報告も出でないというのであります、もつともあの方は、去年は国会議員ではなかつたので、その收入は保利さんの地位にある方です。いま私が読み上げたこりうの場合は、みそそうそたる指導的な立場にあるのです。そういう方が五百万円の所得もない、こういふことはちょっと想像ができないのですが、それは、たとえば坂田道太さんなどという方も、これまで大臣をした方ですね。そういう人が派閥からはずいぶんな金が出ておる

と報告をされておるわけです。千九百万円、約二千万円近い金が出でることになつておるわけです。それで、国会議員の所得があつて、国会議員の所得以外に八万四千円の所得があれば、いわゆる高額所得者になるわけですね。それは長官認めますね。そのとおりですね。――そうだとしてば、たとえば坂田道太さんの派閥からは千九百万円の金が出でてる。そういうことになれば、たとえばそれが何らかの形で使われたにしても、全然手元に残らなかつた、そういうことはとうてい想像できないんじやないか。少なくとも八万四千円くらいの金は残つたんじやないかといふうに思ふのは当然だと思うのです。たとえば、この前参議院で指摘をされた方の中に植木庚子郎さんがあります。この人の自分の談話では、手元に残つたのはまさに微々たるものだ、こういふことを言つてゐるわけです。手元に残つたものは微々たるものかもしれないが、その微々たるものは、坂田さんの場合には二千万円近い金が入つてきて、微々たるものは八万四千円にもならなかつた、こういうことが想像できるでしようか。長官、いかがですか。

○東政府委員 なかなか、お話を問題につきまして、私がどういうふうに申し上げるかによつていろいろ影響がござりますので、私から予断を持つたことは申しかねると思います。

ただ、お話をのように、二千万円近い収入があつて、八万四千円の所得がなかつたかどうか、これは調査した上でないと申し上げかねます。

○西宮委員 正確なことは調査をした上でないと答えられないというは、全くそのとおりだと思います。それでけつこうだと思いますが、先ほど大臣は、最近の政治家の納税道義は非常に高揚され、こういうことを言われたんだけれども、大臣は、いかがですか。

○水田国務大臣 西宮さんの御質問の意味がよくわかりましたので、さつき私、間違つておりますが、こういう問題はもう十分調査する。今まで特に調査しなかつたというのは、申告制でございまますから、議員から申告されたものは、一応はかの人と違つて、これを信用して、特に問題がなかつたのは調査しなかつたということを言つたわけでございます。これは間違つておりますが、あなたが申告も十分承知しておられます。それで、申告は大同小異で、みなたいていあたたわけでございます。今度は全議員の調査もいたしておりますし、あなたの申告も十分承知してあります。私が大同小異で、みなたいていあたたわけでございましたが、こういう問題はもう十分調査する。これまで特に調査しなかつたというのは、申告制でございまますから、議員から申告されたものは、一応はかの人と違つて、これを信用して、特に問題がなかつたのは調査しなかつたということを言つたわけでございます。これは間違つておりますが、私は大同小異で、みなたいていあたたわけでございました。こちらから個人を全部調べ回るということはやりたくない、ということを言つていただけでございます。そのほか、よそから出したということがはつきりしているのを本人の申告に出すというのには、一般の人と同じように税務署は追及する。

それから、政党、派閥からいろいろ出でている経費が確かにございますが、ことに政党につきまして、私も一応は調べましたが、名前を出された人は、その人に支出したという形になつておりますが、用途は実際そうじやなくて、必要な政治活動費が出てたものを一括していろいろ責任者に渡しましたというような形をとつておるのが普通でございます。その人の政治資金の収入というのものではないというのが一般でございますので、そういう点の解説はやはりやつておりますが、はつきり理屈のつくものは追及しないといふうに、そこはいろいろ処置してしままでやつておりますが、そのほかの問題についてさつき私が申したことでございまして、そういうことを議員であるがゆえにやらないということを言つておるわけじやございません。

○西宮委員 たとえば、派閥からもらつたけれども、全部それをばらまいたとか、そういう実態、あるいは名前はそうなつておるけれども、内容は違つたんだ、いまこういう大臣の答弁だつたけれども、これはたいへんなことだと思う。もしそ

規正法の違反です。二十四条の罰則が適用されるわけです。そういう事実でないことを選管に虚偽の申告をした、虚偽の報告をした、そういうことになつたならば、これは明らかに法律違反です。

ですから、それはそれとして、そつちのほうで追及しなければならぬ。

その問題は、いま大蔵大臣にその問題を開いてもしかたがないと思う。それは所管の官庁にあらためてその問題をただしたいと思いますけれども、そういうよろんな、ほかが使つた金をだれかの名前で便宜扱つたんだということであれば、これは何のための政治資金規正法かということになります。政治資金規正法といふのは、いまさら申し上げるまでもないんだけれども、制限する内容も何

にもない。ただ一つあの法律の生命は、公表をするということにあるわけです。したがつて、その公表することが、そういう虚偽の公表をしておるというよろんなことであれば、あの法律の根本的な違反です。だから、その点は他日別の機会に追及いたします。

一々あげると切りがないから申し上げませんけれども、そういうふうに使われておるというお話だけれども、たとえば、石井光次郎さんなど、これ一つで終わりにいたしますが、これなどいぶんおもしろいと思うのです。毎月、たとえば五月二十五日、六月二十五日、七月二十五日、八月二十五日、九月二十五日、十月二十五日、以下ずっと毎月二十五日に、三百万円、五百万円という金が、あるいは二百万円というときもありますが、二百万円、三百万円、五百万円という金が二十五日には毎月毎月石井光次郎さんに支給されておるわけです。これではいわば月給みたいじやないですか。

こういうやり方では、それは当然にその個人の

収入所得として少なくともそういう疑いを持つてかかるということは私は当然だと思うのです。私は、そういう点も、これから徹底的にといふ話をございますから、そういう際にぜひ徹底的に調べて、その結果を委員會あるいはその他国会を通

して説明してもらいたいと考えるわけです。

私はもう一つだけ例を申し上げてみますと、いままでのとは若干違いますけれども、たとえば岸

信介さんは、私の所得と十七万五千円の所得の差です。私は、自分の生活を見て、どの程度の生活ができるかということを自分でよく承知をしてお

りますが、岸さんなどはわれわれとは雲泥の相違がありますが、岸さんなどはわれわれとは雲泥の相違

です。私は、自分の生活を見て、どの程度の生活

ができるかということを自分できつとしであります。私は、自分の生活を見て、どの程度の生活ができるかといふことを自分でよく承知をしてお

りますが、岸さんなどはわれわれとは雲泥の相違

がありますが、岸さんなどはわれわれとは雲泥の相違

ができます。私は、自分の生活を見て、どの程度の生活ができるかといふことを自分できつとしであります。私は、自分の生活を見て、どの程度の生活

ができるかといふことを自分できつとしであります。私は、自分の生活を見て、どの程度の生活ができるかといふことを自分できつとしであります。私は、自分の生活を見て、どの程度の生活

ができるかといふことを自分できつとしであります。私は、自分の生活を見て、どの程度の生活ができるかといふことを自分できつとしであります。私は、自分の生活を見て、どの程度の生活

ができるかといふことを自分できつとしであります。私は、自分の生活を見て、どの程度の生活

○西宮委員

昭和四十二年五月二十三日

○西宮委員 それでは、いつ完了して発表しますか。

○泉政府委員 四十年分の所得についての調査がおくれましたので、四十一年の分と合わせて調査

をいたしたいということで、調査計画の変更をいたすようにいたしておりますので、現段階で、い

つということをはつきり申し上げることはできませんけれども、できるだけ早い機会に調査をする

ように、東京国税局を指導いたしたいと思っております。

○西宮委員 昨年十一月八日の答弁では、その二千万円事件は私も問題にいたしませんが、「二千

万円以外のその他の点につきましては、他的一般の納税者と同様に、資料などに基づいて調査をいたすことにしてござります。本日はまだその

調査の結果を御報告するまでに至つておらないの

です。私がそななだから、ましていわんや、一般の国民は政治家の税金というものを見て、実際に納税思想に大きな動搖を来たしているのではないかと心配せざるを得ないわけです。

それでは簡単にお尋ねいたしますが、佐藤総理

の所得について調査をして報告をする、こういふことになつておりましたが、その結果はどうなつておりますか。

○泉政府委員 昨年国会で問題になりました二千

万円事件につきましては、当委員会でお答えいたしましたように、佐藤総理の名義を使用されたの

であつて、佐藤総理から自民党に寄付した事実はないということを申し上げたのであります。そのほかの点につきましては、まだ調査を完了いたしておりません。

○西宮委員 昨年の答弁では、今年内、つまり昨

年の十一月八日の答弁ですが、今年内に調査を完了して報告するということになつておるけれども、それはなぜいまできないんですね。

○泉政府委員 この点につきましては、東京国税局で調査を担当としておるわけでありまして、いろいろ問題がありまして、まだ調査を完了するに至つております。

で四十年分と四十一年分とを合わせた調査計画にするということにしたいといふことであります。したがいまして、そういう計画変更をいたしました場合に、いつ調査を完了できるかということは、まだ見通しを得ていない次第でござります。

○西宮委員 見通しがないのならば、まあこれ以上追及してもしかたがないからやめますけれども、これは、長官がこの委員会を通して公約をしておる、報告をしておることなんですから、それはいまも、できるだけすみやかに、こういう答弁があつたので、できるだけすみやかにその内容を詳しく調査をして、具体的に発表してもらいたい。よろしいですね。

○西宮委員 ただ、西宮委員に申し上げておきましたけれども、いやしくも一国の総理の所得の申告でございますから、私どもとしてはそれが適正に納税者と同様に、資料などに基づいて調査をいたすことにしてござります。

○西宮委員 ただいまして、その調査はもちろんいたしましたので、できるだけすみやかにその内容を詳しく調査をして、具体的に発表してもらいたい。よろしいですね。

○西宮委員 可を得ななければならぬと思います。そういう点につきましては、あとで打ち合わせました上で申し上げたいと存じます。

○西宮委員 もちろん一国の総理でありますから、慎重に扱うということは当然であります。しかし、あなたたは、その一国の総理に対し、他の一般の納税者と同様に調査をして云々と、こう答弁しておられるのです。その納税者という立場に立つておられるのです。そのため答弁は許されない。だからそれは、あくまでも一介の市民として

調査をして、その結果を報告する。本日はまだ調査の結果を御報告するまでに至つておりませんと

言っておるのでありますから、これは当然報告をするということを前提にしての答弁なんですね。だからそれを後退させるような答弁は許されない

まさらそれを後退させるような答弁は許されないと思う。これはもうぜひともそれをやつてもらわなければならぬ。時間がなくなりますので、その点は長官の今後の調査の結果に待ちたいと思いま

す。

○西宮委員 調査はその後も続行いたしておるところ問題がありまして、まだ調査を完了するに至つておられません。

○泉政府委員 調査が完了いたしておられないわけであります。そこ

す。

私はさつきちよつと一言申し上げましたが、たとえば、先ほど私ちよつと読み上げました中に、稲葉澄雄、市村健一、こういうお二人があるのであります。が、こういう人は代議士でも何でもないわけですね。この人がいすれも三千万円近いもの、

りますから、大蔵省の立場では、これは政治家ではないのですから、おそらくこれが収入になつてゐるだろう、そういう立場で検討する理由が十分にあるだらうということを私は指摘をして、この質問をこれで終わりにいたしたいと思います。  
私はこれで大体終わりにいたしますが、最後に、こういう数々の問題に対する基本的な態度について伺つておきたいと思うのです。

ような措置を講じたところであります。もしさういう措置をとってもなお正直い申告がないということになりますれば、これは調査していくなければならないわけですが、私どもいたしましては、そういうたつた調査をするということでは正しい求めることとは、必ずしも好ましい方法ではない、正しい申告がますなされる、これが第一に必要であろう、このように考えておるわけであります。

く調査をしかけると、途中から上の方のえらい人から圧力がかかるてきて、途中でやめてしまつた、やめざるを得なくなつた、そういうたくさんある事例をあげて新聞に報道しているわけです。そういうことがもしもあるとするならば、私は今後といえどもそういう調査が徹底的に行なわれない、こういう心配をいたしまするために、私はあえてだめを押して申し上げたわけであります。

それでは、私はこれで質問を終わるためにいたしましたが、こういう最も大事な、政治に対する国民の

団体役員というような形で受け取つておられる。これは政治家でないのでありますから、こういう大金をもらって、これをそのまま政治活動に使うなどいうようなことはもちろんあるはずがないと思ふ。

う。したがつてこれは、おそらく文句なしに課務の対象になるのだと思うのですが、これまた調べてみないとわからないという長官の答弁になるかもしらぬけれども、念のために一言伺つておきたいと思うのです。

○西宮委員 これは私の想像ですが、こういふことを想像されるわけですね。これは佐藤派と福田派の二派つゝ立場でござるやうなござります。

浙の全言語を扱つてゐる方なんてしまふですが、これはもとえらい人つまり親分といいま  
すか、そういう人の名前を出すことを避けて、自治省に対する報告書のほうにはこういう名前を使つた、こういうことのあらわれではないかと思  
うのであります。これは私の想像ですけれども、もし万一そういうことであるとすれば、これ  
は明らかに、さつき申し上げたように政治資金規  
正法の違反になるわけであります。これは政治資  
本規正法が最大の眼目とし、生命としております  
公開主義に徹底的に違反しておる問題だと思ふ。  
したがつて、そういう問題もあわせて、これから  
先私ももっと追及していくかなければならぬと考え

りますから、大蔵省の立場では、これは政治家ではないのですから、おそらくこれが収入になつてゐるだろう、そういう立場で検討する理由が十分にあるだろうということを私は指摘をして、この質問をこれで終わりにいたしたいと思います。私はこれで大体終わりにいたしますが、最後に、こういう数々の問題に対する基本的な態度について伺つておきたいと思うのです。

長官は、昨年十二月八日に、地方の国税局長等を集めて重大な訓示をしておられますね。つまり、こういう黒い霧等が問題になつておるこの際だから、政治家のそういう収入等については十分な調査をするように、こういう訓示をしておられますけれども、その当時の新聞などをちょっと見ると、何となくマスコミはそういう態度で懷疑的な、はたしてやるだろかというような書き方をしておるのをちょいちょい見受けるのであります。が、これに対する長官の決意は牢固たるものがあるのかどうか、まずお聞きをしておきたいと思う。そうでないと、こういう政治に対する不信といふものが、いわばその極に達しておる今日なのです。でありますから、そういう点は、あの長官の訓示のとおりにこれを徹底してもらわなければならぬと私は考えるのです。ついては、長官の決意をお聞きしたいと思うのです。

ような措置を講じたところであります。もしそういう措置をとつてもなお正しい申告がないということになりますれば、これは調査していかなければならぬわけであります。私どもといたしましては、そういうた調查をするということでは是正を求めるということは、必ずしも好ましい方法ではない、正しい申告がまずなされる。これが第一に必要である、このように考えておるわけであります。

○西宮委員 いまの長官の答弁、全くそのとおりだと思うのです。私もそれには同意をいたします。申告をする人自身でまず正しい申告をする、そういうことを政治家に要求する、これは当然の態度だと思います。ただ、それがそのとおりに行なわれなかつた場合、この間の新聞等に、各個人で、皆さんがそれをいろいろな所見を述べておるのだけれども、あれなどを見ると、どうも一向にそういう点が改善されて、いるように思えないと。私はそれで非常に心配のあまりお尋ねをしたわけです。つまり、この間の市川さんの質問の際に名をあげられた方々が新聞を通じて意見を述べておるのだけれども、それを見ると、長官がせつかく今回その基準なり資料を国会議員にも提供して、これによつてやつてくれ、こうしたことであされたようなことが全く無視されておるというふうに考へるので、私はあえて申し上げたわけです。ぜひそういう態度でやつてもらいたい。しかも、私がこのことについて特に念を押して、だめを押して申しておりますのは、今日まで、たとえば、これは新聞の記事ですが、政治家の脱税問題を新聞に書き立てられるたゞごとに、国税庁はおれたちを目のかたきにしているのかと政治家にしかられる、これは朝日新聞の国税庁の役人の談話です。あるいは、政治家の所得調査を思い切つてやれば必ず左遷をされる、これも同じよう国税庁の役人の談話であります。こういうことが新聞に報道をされておる。したがつて、いままでは少なくともそういうことでその第一線の諸君が非常に

○西宮委員 まずわれわれがえりを正して、そういう点について正しい申告をする、これが当然の任務でありましようが、われわれはそれを一生懸命やらなければならぬと同時に、国税庁は、少なくとも今日まで資料のあるものについてそれを全く見のがしておった、そういう事実について長官が十数年それを不間に付してきたという点について遺憾であったという先ほどの答弁があつたのです。

○水田国務大臣 最初に申しましたように、とにかく申告納税制度であり、特に税金は租税法定主義が守られておる一番の国会において、国会議員がこの納税意識が希薄であるということは、国民の前にも言えないことでございまして、私は、いまの国会議員は、そういう意味において正しい申告をしている、そういうふうに信じております。もしその中告が正しくないような疑いが持たれたる、いろいろな間違つておることが出てきましたら、これはもう一般と同じように十分調査して善処をいたしますが、そうでない限りは、国会議員の申告は一応適正だと認めて、そうして処理する、また、そういうふうにしてもらおうといらより以外は、私はしかたがないというふうに考えております。

大臣の決意をお聞きをしたいと思います。

○西宮委員 ますわれわれがえりを正して、そうく調査をしかけると、途中から上の方のえらい人から圧力がかかってきて、途中でやめてしまつた、やめざるを得なくなつた、そういうたくさんの方例をあげて新聞に報道しているわけです。そういうことがもしあるとするならば、私は今後といえどもそういう調査が徹底的に行なわれない、こういう心配をいたしまするために、私はあえてだめを押して申し上げたわけであります。

それでは、私はこれで質問を終わりにいたしますが、こういう最も大事な、政治に対する国民の信頼を回復するかしないかという大事な際でありますので、いま申し上げたような点、あるいは長官にお尋ねをしたような点について、最後に、

で、私はこれは過去を責めてもしかたがないと思う。これから先、そういう点を厳重にやってもらいたい。そうして、しかも私は、さつきも申しましたように、お互いに政治家でありますし、政治活動に要する経費等もありましょ。そういう点を十分基準を明らかにして明白にする、そういう点によって納税に対する国民の信頼というものも回復をし、政治全体に対する国民の信頼を取り戻す、こういうことが可能になるだらうと思うのであります。今日、政治資金規正法の改正をめぐりまして世論はどうぞうとしているわけです。おそらくそのよってきたるところは實に専念なこういう問題から端を発しているのだらうと思う。だから、そういう点について、政府全体として十分姿勢を正していただきたい、こういうことを要望いたしまして、質問を終わりにいたします。

○田中(昭)委員 次は田中昭二君。  
○内田委員長 次は田中昭二君。  
○内田委員長 次は田中昭二君。  
○田中(昭)委員 まず、いま御質問がありましたことを聞いておりまして、私も押えていた気持ちはまたわくわくしてきました。何かしら胸がおどるといいますか、そのような感じもしますし、また、ほかの聞いておられる委員の方も、これはしまったことだ、いやなことだというような感じもあるのじやないかと思ひます。ただいまの長官の答弁なりを聞いておりまして、やっぱりこのことは一言お聞きしておかなければいけない、このようないうに思ひます。まだ胸の中がわくわくしておるようですが、私も一応考えました。おそらく同感の方も相当あるのじやないかと思ひます。確かに、一個人の所得についてこういう委員会で云々ということは、私は、私も一応考えました。おそれと感心の問題に對しましては、総理であるがゆえになおさら、國税の最高責任者である長官がまつもつて優秀なる査察官を動員して、それは脱税を追うようになってしまったときもありますが、塩崎局長のようになります。内容をあげれば一々もう常識的みたい

御発言をなさつておるならば、私は、現段階においては歳費以外にこういう所得がこういうふうにござりますということは、何かの形で報告されるのがあたりまえじやないか、このよう思ひます。一回国の總理であるならば、その總理のそういう身辺を明らかにすること自体が、税務の行政におきまして、ほかのいろんなことをどんなことをするよりもりっぱな國民に対する義務ではないか。下のほうの者が行つて調査できないならば長官みずから行かれる、こういうことになれば、國民、納税者はもろ手を上げて長官のその勇断に對して――大臣もなおさら今後の長官の身の振り方につきましても――賛辞を送り表彰すべきでないか、このように思ひます。いずれにしろ、いまの答弁の中では、ああいう問題が先にありますと、調査をして、どのようにな調査をして、どのようにな調査計画を変更しなければならないと、それがどういったために調査計画を変更したか、そしてどうも思ひます。それを明らかにしないということは、これはもうほんとうに何と言われてもますいのじやないか、いざれにしろこのように思ひます。問題は、私思いますのに、常識的なことがここで話もできない、解決もできないというような感覚を強く受けます。政治家の所得の発表にしましても、私はこの前お伺いしたときは、長官はそういうものは発表はしておりませんとおっしゃつております。発表はしておらないでしようけれど、新聞記者によつて、発表されたと同じようないものなんですね。そこはことばの違ひだけでいと、國税局が国税局、税務署をして十分調査をする、こうしたことになるわけございま

○水田國務大臣 私はさつき國税長官が、たとえば總理大臣を調査して報告すると前に返事した、その後、今年度あわせて調査するということに変わつたというお話でございましたが、こういう約束を国会にしたということは、うかつかどうか、私は知りませんでした。これは、そういう約束をして調べることもけつこうだと思ひますが、問題況につきましても、さつそくあが新聞に発表になりましたところが、國会の中におきましても、議員のホールにおきましてもささやかれていることに對しましては、総理であるがゆえになおさら、國税の最高責任者である長官がまつもつて優秀なる査察官を動員して、それは脱税を追うようになってしまったときもありますが、塩崎局長のようになります。内容をあげれば一々もう常識的みたい

なことでござりますから省略いたしますが、おそらく長官も主税局長も大臣も御存じだと思います。ですから、何とかここでこの問題につきましては、税務行政の真的力を奪回するという意味におきましても、私はき然たる態度で臨んでいかなければいけないのじやないか、このように思ひます。ですが、長官と大臣からそのお考えをひとつ承りたいと思います。  
○泉政府委員 先ほど西宮委員にお答えいたしましたように、從来、政治家の方は正しい申告をなされているものと考えて、あまり調査しておらなかつたのは事実であります。しかしながら、昨年來いろいろ問題が生じてまいりまして、これではいけないと、こうのことから、私ども調査をするようになってまいりておるわけであります。しかし、先ほども申し上げましたように、本来申告納税制度において更正するとかあるいは修正申告をしていただくというよりも、当初から正しい申告をして、ただく、これが一番望ましい姿であろう、このようにも考へておるわけであります。ただ、その申告が正しく出ておりませんければ、これはやむを得ませんので、國税局が国税局、税務署をして十分調査をする、こうしたことになるわけございま

○武蔵(山)委員 総理大臣の個人の所得について、あるいは財産について、十二月の末日ごろまでには調査を完了したい、こういう國税局長官の御答弁が出たのは、私の質問に對してでありますから、私もいまはやりたくないと思います。國税局長官がどういいう約束をされたか知りませんが、こういう約束はあまり妥当じやないよな私は気がいたします。

○武蔵(山)委員 総理大臣の個人の所得について、あるいは財産について、十二月の末日ごろまでには調査を完了したい、こういう國税局長官の御答弁が出たのは、私の質問に對してでありますから、私もいまはやりたくないと思います。國税局長官がどういいう約束をされたか知りませんが、こういう約束はあまり妥當じやないよな私は気がいたします。

ると同時に、そういう国民の不信をぬぐうためにも調査をするという態度を国税庁長官がこの委員会で明らかにした。一体、いつまでにできますか、こういう詰めをしたところが、まあ十二月中には調査を完了いたしたいと思います。こういう長官の答弁であったのです。ところが長官は、いま西宮さんの質問に対しても、何か調査方法を変更したために調査がいまだ完了してないということは、あまりにも税務当局として怠慢ではないかと私は思うのであります。そういう経過をも大臣ひとつ、いま説明をつけ加えましたから、政治家の姿勢を改めるという意味で、一たんそういう質問で指摘されたというような場合には、個人の問題でもやはり公表したほうがいい場合があるのじゃありませんか。

そこで私は、政治家への不信をぬぐうためにも、この際やはり、一回長官が約束をした答弁といふものは実行してしかるべきではないか、こう思ふのであります。やはり実行はしないほうがいい、調査が完了してもそういう質問には答えないと福田さんはやはり当時大蔵大臣でありましたが、そういうものはぜひ調査をさせます。決してプレーキをかけたり、大臣が国税庁に圧力を加えたりはいたしません、こういうりっぱな答弁を大臣がいたしております。あなた新し大蔵大臣として、同じ問題についての見解はいかがござりますか。

○水田国務大臣 私なら簡単にそういう約束はいたしません。ということは、疑いがあつたものを調査して出せということについては徹底して調査いたしますが、そうでない、ただ政治姿勢を正すのだという意味でしたら総理に頼んで、この際自發的に公表してくれといって公表させるのがいいのですが、國税庁を使って、特に国会が総理を調べてここへ報告するなどということは、簡単にやるべきことじやない。私なら、よろしくございますとそのときは言わなかつたと私は思いました。

#### ○武藤(山)委員

そういたしますと、福田前大蔵大臣の答弁や國税庁長官の昨年十一月の答弁といふものは、すでに消えたものと大臣は判断をするか、それとも、一回大蔵委員会で答弁をしたことには、それが実現されるまでは生きているという、議事録に対する取り扱いについてはどう御判断なさいますか。

#### ○水田国務大臣

これは、政府は連続しておるものであつて、前に政府が約束したというようなものは、簡単に消えるものじやございませんで、これはやはり生きておると思いますが、當時私がそなうだったら、私はそういうことは簡単に約束しないということを言つていただけで、前のは生きておるからこそ國税庁長官がさつきお答えしたようなことをやつておりますが、あまりいいことじやないと私は思います。

#### ○田中(昭)委員

私も、個人の所得の秘密といふことにつきましては、いま大臣がおっしゃったとおり、当然そあるべきだと思います。しかし、そのときの客観的情勢から見れば、やはり国税庁長官もそのような答えを出さなければならなかつたのじゃないか。それをただここで、ことばの上においてそうではないとかといふようなことだけ終わらせては今後まずいのじやないかと私は思ひます。それは総理であろうとだれであろうとだれでもあります。

○塙崎政府委員 おおしゃりますように、中間層の税率も軽減したほうが、先生のおっしゃつた趣旨から見て私は適当だと思うわけでございます。

#### ○田中(昭)委員

ただ、減収財源が非常に多い要るものでございまますから、残念なるかな、長期税制構想にはその方向を示してござりますけれども四十二年度の税制改正案には盛り込めなかつた、こういうところでございます。なお今後、中間層の税率の軽減も努力してまいりたい、こういうつもりでござります。

#### ○田中(昭)委員

財源ということになりますとなかなか大きな問題になりますが、平年度にして百億ぐらいですから、この前主税局長には申し上げておきました税収の一%下げる問題でも、何百億か違うことでござりますし、私はそれをおっしゃるならば、税収の収入歩合の低下につきましては、あくまで大蔵省の、また主税局の考え方、たゞそれがあつたのであるからこれで最高なんだと思ふます。これがやはり國税庁長官には——長官もたかだ述べる必要はないと思ひますが、私たちも事実そういうことをやつてしましました。課長が署長がこうだと言えども、それに対してどうしますと、そんなことは言えるものではございません。ですから、そこはやはり國税庁長官には——長官もたかだ述べる必要があります。次長が空席のいへん御多忙だと聞いております。次長が空席のままですが、そういうようなことは早く次長を空席でないようにして、長官も楽な気持ちでお仕事をなさると回転も早くなるのじやないかと思いま

す。これは行政問題でござりますから私がから申上げる必要はございませんけれども、ちようどい機会でありますから申し上げておきたいと思いまます。

まず、所得税の改正の問題からお話を伺つていきたいのですが、あくまで所得税が増税になる成することはできません。最低税率が〇・五%上がっておりますが、これはほんとうに所得税の減税をという考え方ならば、当然昨年と同じ中間層の低額所得者の税率も下げて、全体的に減税になつたといふうにすべきではないか。このことについては、私がいないときに一回答弁があったと聞いておりますが、直接聞いておりませんものですから主税局長からお願ひいたします。

#### ○塙崎政府委員

おおしゃりますように、中間層の税率も軽減したほうが、先生のおっしゃつた趣旨から見て私は適当だと思うわけでございます。ただ、減収財源が非常に多い要るものでございまますから、残念なるかな、長期税制構想にはその方向を示してござりますけれども四十二年度の税制改正案には盛り込めなかつた、こういうところでございます。なお今後、中間層の税率の軽減も努力してまいりたい、こういうつもりでござります。

#### ○田中(昭)委員

ただ、減収財源が非常に多い要るものでございまますから、残念なるかな、長期税制構想にはその方向を示してござりますけれども四十二年度の税制改正案には盛り込めなかつた、こういうところでございます。なお今後、中間層の税率の軽減も努力してまいりたい、こういうつもりでござります。それは何かと申しますと、やはり同じ百万円を得るにいたしましても、普通の人に比べまして老年者ならばよけいな費用が必要であるから、つさえがよけいかかるかもしません。満五十五歳以上の者は大体つえをつくかどうかわかりませんが、そういった特殊な費用がかかるということは普通の社会で女手で働くこと、しかも扶養親族を養うということ、これは追加的な費用がかかるであろうということを見まして、その追加的な費用を大きめに見込んでしまつたものが今までの老年者控除、寡婦控除、障害者控除の思想でございますが、その追加的な費用をという思想が税額控除であります。それをこれまでには税額控除にいたしましたが、自分たちがやつたのだからこれで最高なんだとはなかなかわかりにくい。税金を計算した後に幾ら引くということでは、たとえば六千円だといつますと最低税率で計算されますが、たとえば一〇%あるいは一五%の上積みの人には費用的な感覚は出ない、そこで今後はそれを所得控除に改めようとするものでござります。

#### ○田中(昭)委員

それでは一つ一つ入っていきま

すが寄付金控除でございますが、これは私のほうから具体的に問題を申し上げまして、それから説明をしていただきたいと思います。

いいですか、老齢者というのはこういう意義を持たせてつくつたのだ、障害者というのはこういう意義を設けて恩典を与えたのだというような点から御説明を受けたいと思います。

#### ○塙崎政府委員

先般も御質問がございましたが、同じ所得金額ならば同じ税負担というのが、負担公平の原則であり、租税の生命であるといわれております。所得百万円の方ならば、どんな人が同じ税負担ということが本来の理想でございましょうが、その所得を得た方が、たとえば老年者あるいは寡婦あるいは障害者の場合には、やはり同じ百万円を得るにいたしましても、普通の人に比べまして老年者ならばよけいな費用が必要であるから、つさえがよけいかかるかもしません。満五十五歳以上の者は大体つえをつくつかどうかわかりませんが、そういう特徴的な費用がかかるということは普通の社会で女手で働くこと、しかも扶養親族を養うということ、これは追加的な費用がかかる

べき飲むかもわかりません。さらに障害者ならば、これまで明瞭に費用がかかる。寡婦も、日本においては女性で働くこと、しかも扶養親族を養うということ、これは追加的な費用がかかる

べき飲むかもわかりません。さらに障害者なら

ば、これまで明瞭に費用がかかる。

寡婦も、日本においては女性で働くこと、しかも扶養親族を養うということ、これは追加的な費用がかかる

かりに一千円の所得があつた場合に、現行法では幾らの控除が認められるか、その御説明をお願いします。

○塙崎政府委員 一千円の所得の場合幾らか、いまちょっと計算しなければ出ませんので、計算をするまでお待ちを願いたいと思います。

○田中(昭)委員 いま一つ漏れました。一千円の所得で三百円寄付をしたという場合ですね。寄付額は言つておりませんでした。——それでは計算していただきましょう。

次に障害者控除でございますが、障害者控除を問題とする前に、厚生省のほうからだれか来ておるのでありますか。——来てなければ進めよう。障害者控除でございますが、障害者控除の意義も、大体いま主税局長からお聞きしましたように、普通の人間と違つたもののためにそういう控除を設けた。これは概略的な説明だと思いますけれども、そのように聞き取れましたが、それでよろしいでしようか。

○塙崎政府委員 障害者も追加的な費用が要るという意味の控除でございます。

○田中(昭)委員 それで、現在この障害者の控除は、障害者のいろいろな範囲があると思うのです。障害者の現実の障害の程度といいますか、これが実務をやる場合に公平を欠いておる。これは私は二十年の実務の上からそう思つております。そういうものが今度の改正には出ておりませんようです。このことにつきましては、きょう参考人の意見聴取の場合にも私申し上げておきましたのですが、いざにしろ、主税局のほうで障害者に対する控除をお考えになつておるならば、税務の執行面におきまして、それを解釈する段階において現実に合う解釈をすることができないか、こう思ひます関係上、障害者というものの範囲について御説明いただきたい、こう思います。

○塙崎政府委員 昨年の改正までは、田中先生のおっしゃいますように、障害者の範囲につきまして常にいろどり、所得税法の規定に基づきまして税務署が実質

的に判断するようなことになつておきました。

生のおっしゃいますように、非常に実務が繁雑で、税務署員が苦労したところでございます。昨年そんなような声を十分くみ取りまして改正を加

えまして、全体といたしましては、身体障害者手帳の交付を受けている者というふうなことにし、さらにはまた戦傷病者の手帳の交付を受けている者といった、一つの他の機関から証明書をもらっていける者を中心として判断するというふうに改めましたので、その実務は多分に緩和されたただ、なお「常に就寝を要し、複雑な介護を要する者」という、まだ救い切れない者を五号あたりでしておりますので、先生のおっしゃいました実務上の問題は残るかと思ひますが、大きな範囲におきましては、厚生省から交付を受けます手帳によつて税務署は判断を加えなくて障害者控除の適用を受ける、こういうふうに改めましたので、だいぶ違つてまいりたと思います。

○田中(昭)委員 それは障害者手帳ということ

は、私は一番よくなつたと思ひます。ところが、障害者手帳の交付をまだ受けていないというような場合も想像できます。

それに付隨して申し上げますと、たとえば精神薄弱児、小兒麻痺的な子供とか、そういう障害者が、おる家には二人も三人もおるといつて実例があるわけです。そうすると、もう一つは、逆に今度は、身体障害者ではあるけれども、普通人以上に所得もあるし、また人間としての活動もできる。

ただ、たとえば親指と人さし指がない——親指と人さし指ではちよつと無理かと思ひますが、そういう極端な例があるわけです。そういう点について、もう少し解釈で、そういうものがある程度障害者として、たとえば手帳がなくとも障害者としての控除ができるかという問題、そういう問題についてはどのようにお考えになつております

か。

○塙崎政府委員 先生のおっしゃいましたよう

に、多分に、障害者の範囲につきまして常にいろ

いろな要望がござります。先ほど申し上げました

ように、身体障害者手帳というものは、その問題を大部解決しておるわけでござりますが、なおおっしゃいますようなまだ手帳をもらつてない

者につきましてそのような疑問が出て、しかも、それをどうするかという問題がたくさんあります。これはひとつ厚生省あたりと十分相談して、ささらにまた戦傷病者の手帳の交付を受けている者といった、一つの他の機関から証明書をもらっていける者を中心として判断するというふうに改めましたので、その実務は多分に緩和されたただ、なお「常に就寝を要し、複雑な介護を要する者」という、まだ救い切れない者を五号あたりでしておりますので、先生のおっしゃいました実務上の問題は残るかと思ひますが、大きな範囲におきましては、厚生省から交付を受けます手帳によつて税務署は判断を加えなくて障害者控除の適用を受ける、こういうふうに改めましたので、だいぶ違つてまいりたと思います。

○田中(昭)委員 いまの適切な処置ということに期待を持っておきたいと思います。たとえば、十二月三十一日現在で申告するということになれば、その何日か前に障害者になつたというような場合も考え方をしますし、この期限のために、その資格なり恩典を受けたり受けなかつたりするといふことになつておりますと、先ほど主税局長のおっしゃつとまた不合理もござりますけれども、現実に障害者になつたということに對しては恩典を与えるようになるような方向に持つていつただいたい、こう思うわけです。

次に、老齢者の控除でございますが、老齢者の控除につきましては、このたびは五百万以上の所得者についてはその控除を認めないと、いうようなことになつておりますと、先ほど主税局長のおっしゃつた老齢者という意義の上からいきまして、いままでの老齢者に認めてもらつておつた者が今まで認められないということがありますと、塙崎主税局長に対する反感が大きくなるのではないか、ことばがちょっと悪うございますけれども。

最後まで、当然認めておつた控除は所得があつても認めるというようなその意義をいま御説明になつたわけなんですが、老齢者については、老齢者であるけれども所得を得ておる人に対してもやはり恩典を与えるといふことになりますと、塙崎主税局長は認められないということがあります。

老年者控除には、先ほど申し上げましたように追加的な費用の性格もござりますから、一律に引いて、もといでございましょうが、別途課税最低限が、やはり一般の人と同じく引かれて、その部分の減税の割合はきわめて高いわけあります。今度は所得控除に改めるわけでございますが、そういたしますと、七万円の所得控除をいたしますと、いままで六千円軽減されておりましたのが、

たとえば五百円以上のところを五〇%と見ます

論されたところでございます。課税所得最低限を

一百万円に上げるというお話を、田中先生もここでお聞きのように非常に熾烈なものがござります。

しかしながら、それが減収という大きな壁にぶつかりましてなかなか進まない。そういう減収の壁を破る方法といたしまして、課税最低限が、たとえば最低生活費ということならば、上積み税率が一〇〇%まで行つてないようなときには、高額所得者については税金の残りは当然できるのだから、そこで生活の保障は当然できるではないか。

したがいまして、これはイギリスの植民地でやつておりますように、だんだん上に行けば行くほど基礎控除や配偶者控除をなくする方向が考えられたらば、課税最低限というものを上げても減収というのは相当少くなるのじゃないか、こういふ御意見がございました。このような点を考えますと、確かにむずかしい問題ではありますが、ひつとつ預聽に値する議論だと思つてございます。

しかし、技術的にそういう消去控除といつたよなやり方は非常にやつかりでございますし、簡単にできません。したがいまして、現在課税最低限を十万円上げますと、一番最高の上積み税率のほうは、税率一〇〇%といたしますと、最低が、十万円上げましても一万円しか税金が軽減されませんが、七十五万円の方は七万五千円軽減されます。軽減のしかたを合理的にいたしましても、財源が乏しいときにもつたいないではないか、これはまさしく老年者控除には適用していい制度ではなかろうか。

老年者控除は、先ほど申し上げましたように追加的な費用の性格もござりますから、一律に引いて、もといでございましょうが、別途課税最低限が、やはり一般の人と同じく引かれて、その部分の減税の割合はきわめて高いわけあります。今度は所得控除に改めるわけでございますが、そういたしますと、七万円の所得控除をいたしますと、いままで六千円軽減されておりましたのが、

たとえば五百円以上のところを五〇%と見ます

と三万五千円の軽減、どうもこういった控除の性格から見て、ある程度の譲歩はしていただいているのではなかろうか、こういったところに消去控除の思想を入れて決して悪くない、それも簡単なほうで入れたい。それなら障害者控除、寡婦控除になぜ入れなかつたか、こういうことでございまさが、これは所得分布を見ますと、老年者控除は五百円をこえる方が九千人もおります。しかし寡婦控除の適用を受けるところで五百万円超いものは百人ぐらいしかいない、障害者控除は千人でございます。こういった現実的な所得分布に着目いたしまして、その所得控除の限界を老年者控除に求めた、こういうところでございます。

○田中(昭)委員 九千人おるということになりますと、主税局長は租税収入のほうのことも考えてこうおっしゃったのですが、六千円の九千人ならば、たいてて税収の上に響くようなことじやないのじやないかと思います。また、いま説明を聞けば、なるほど理論としては、私はそのような理論も当然だと思います。でなければ、ここでこの老齢者の控除に対して当初説明のありました老齢者の意義、六十五歳以上になつても營々として仕事をし、働く人に対しては、ビタミン剤もよけい要るだろ、そういう主税局長のあたたかい心があるならば、ここで五百万以上の老齢者の控除を抜かすというようなことは、言われることと実際やられることは少しだ——理論的にはわかりますけれども、ちょっと納得のいかぬ点があるわけでございますが、これはここでこれ以上言いますのも、主税局長のほうで、佐藤総理も税制改正はもうやらないと施政方針の演説の中でも言つておりますから、おそらくそれを押し切つてまでやられるあれはないと思いますからやめます。

次は、寡婦控除でございます。寡婦控除も、これもいつも第一線におきましては問題を起こす控除でございます。今度の改正条文でもその点が全然加味されてない。といいますのは、まずいつも問題になりますのは内縁関係の夫婦——内縁關係

の夫婦というとおかしくございますが、内縁關係の夫婦関係です。夫婦としての届け出はせずに内縁のまま夫婦と同じような生活をしておる人に対する救済制度といふものは考えてないようですが、まず、いまの内縁関係につきまして御説明いただきたいと思います。

○塙崎政府委員 税法は法律関係を尊重いたしま

すので、内縁関係は含まないことになつております。

○田中(昭)委員 そのように私たちも第一線で説明してきたのですけれども、ただ一がいに法律上の届けをしてないから内縁だ、こう見るのも——

實際こまかくいえば、それでは十二月の終わりご

も、いろんな事情で届け出は翌年になつたといつ

た場合にはできないというような問題も起りります。

○田中(昭)委員 ねいたします。

○塙崎政府委員 この問題は法人税の基本的な考

え方の問題でございますので、私どもの大臣からもしばしば申しておりますように、慎重に今後検討してまいりたい、こういうつもりでございま

す。

○田中(昭)委員 先ほどの寄付金問題、出ましたか。

○塙崎政府委員 これは千万円というところをつかまえられましたので、またいろいろな御批判が

出るかと思いますが、この方が現在までならば税額で八十一万円控除になるかと思います。

○田中(昭)委員 いまの八十一万円というのは、

現行法ですか、改正法ですか。

○塙崎政府委員 現行法でございます。

○田中(昭)委員 改正法では幾らになりますか。

○塙崎政府委員 改正法では六十五万円になります。

○田中(昭)委員 これが今後大いに検討しなければならぬと思

います。その際に、中小企業につきましては、田中先生いま御指摘のように、大企業と違った税率を設けるべきである、これもまた一つの方向だと

思います。現在の支払い配当調整率がいいかどうか、こんなような問題、さらにまた、所得税とのバランスでもう少し検討すべき問題ではないか、かように考えております。

○田中(昭)委員 これで一応私質問を終わらせて

いたたきます。

○内田委員 これにて所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の三案に対する質疑を終了いたしました。

次回は明二十四日、午前十時、理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時五十九分散会

昭和四十二年五月三十日印刷

昭和四十二年五月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局